

第11章

復興に向けた取組

第1節 生活再建支援

1. 生活再建に向けた取組

(1) 生活再建に向けた各種調査

発災後5か月が経過した平成28年9月頃は、被災者の中には、仮設住宅（みなし仮設を含む。以下同じ。）への入居や、被災住宅の補修・再建などの生活再建・住宅再建について、ある程度の目途が立ち始めた方も増えてつあった。しかしながら、全被災者の意向や、現在の居住実態、再建に向けての課題等について、把握が不十分だったため、被災者台帳をもとに、アンケート調査を実施し、生活再建・住宅再建の進捗状況や再建の課題等を把握することとした。

被災者の生活再建・住宅再建の進捗状況、被害実態・居住実態、再建に向けた課題等を定期的に調査することによって、被災者の生活・住宅の再建の進捗状況や、再建に向けた課題等を把握し、今後の被災者支援策を検討する必要がある。

アンケートは、被災状況、健康状態、住宅再建状況、必要とする支援メニュー等、全28問の調査を行い、回収率は2,000世帯中1,093世帯の54.7%であった。

図表 11-1-1 平成28年熊本地震にかかるアンケート調査

実施時期	平成28年9月28日～10月17日
実施概要	熊本地震による被災者の生活再建・住宅再建の進捗状況や再建に当たっての課題等を把握するため実施。
対象者および調査数	り災証明書発行者から無作為抽出した2,000世帯
調査方法	郵送による調査票の配付・回収
回答数	1,093世帯

アンケートの調査結果は、例えば住宅再建状況については、住宅再建に目途が立った世帯は28.9%ある一方、計画中や計画未定を含め住宅再建の目途が立っていない世帯が

41.1%にも上り、住宅再建に課題があることや、健康状態については、「震災前は特に病気はなかったが、震災後体調が悪くなった」、「震災前から持病があり、悪化した」という回答がそれぞれ約2割あり、震災により体調が悪化した被災者が多くいることが分かった。なお、本アンケートについては平成29年度にも実施し、被災者の生活再建状況等の把握に努めていく。

図表 11-1-2 平成28年熊本地震にかかるアンケート調査報告書



(2) 応急仮設住宅等入居者への生活再建支援

応急仮設住宅等入居者の日常生活を支え、見守りや生活・健康相談など、一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな支援を実施し、仮設住宅の供与期間である2年以内での早期自立を目指すため、被災者に身近な区役所を中心に、関係機関などの力を結集し生活再建に向けた支援を行った。

①市民病院看護師による戸別訪問調査

まずは、応急仮設住宅等入居者が現在どのような状況で、どのような課題を抱えているのかを把握する必要があることから、戸別訪問調査を実施した。り災証明書の交付や、被災家屋調査、各種災害給付金申請に係る総合相談窓口等に多くの人員を配置しており、戸別訪問調査の相談員の確保が当面の課題であった。そこで、地震に伴い、被災して市民病院が閉鎖しており、看護業務・健康相談等のスキルを保持していた看護師を配置することとした。

(ア) 訪問調査概要

応急仮設住宅等入居者の生活状況や、被災により、心身の健康課題や介護、経済面など早急に支援していくことが必要な世帯も予想されたため、被災世帯の状況を類型化し、今後の生活再建支援に向けた施策を検討することに加えて、災害公営住宅の整備の必要性や恒久住宅への移行に向けた支援策の検討等を行うために、現時点における住まいの再建の目途（状況）についても併せて応急仮設住宅等入居者の聞き取り調査を実施した。

■調査手法

看護師2名1組を基本とし、戸別訪問による聞き取り調査を行った。訪問に当たっては、リース車、公共交通機関、公用バイク等を利用した。対象者は、応急仮設住宅（プレハブ仮設）・みなし仮設住宅・市営住宅等の入居者とし、それぞれの担当課より情報提供の上、訪問リストを作成した。応急仮設住宅（プレハブ仮設）へは平成28年7月4日から、市営住宅へは同年9月1日から、みなし仮設住宅へは9月13日から調査を開始した。なお、看護師は調査対象の拡大に合わせ、最初は6名体制で開始し、8月1日より12名体制、9月1日より40名体制と増員した。調査時に訪問先が不在の際は、応急仮設住宅（プレハブ仮設）や市営住宅の場合は、要配慮者を優先入居させている観点から、一度は対面による状

況確認が必要という判断のもと、不在票のみを投函し、再訪問の調整等を行った。

みなし仮設住宅の場合は、件数が膨大であることや、地理的要因などを踏まえて、調査票をポストインし、返送を依頼した。郵送返信などの反応が無い世帯に対しては、電話確認を行うなど、できる限り全世帯の調査に努めた。

■調査内容

- ・被災者の基本情報（被災状況、被災時の住所・住居種別、現在の住所、連絡先、家族構成）
- ・被災者支援メニューの申請状況
- ・震災による影響（家族状況、収入状況）
- ・家族の健康状態等（身体や心の健康面で不安に感じていることの有無、その内容）
- ※健康状態に課題有の場合は、看護師のスキルを活用して、健康相談票（詳細な問診票）による聞き取りを行った。
- ・自治会の加入状況（震災前および現在の加入有無）
- ・市政だよりの配布状況の有無
- ※配送されていない場合は、配送センターや広報課の連絡先を周知した。
- ・相談事項等
- ※日常生活又は住まい再建に向けた困りごとなど内容を聞き取り、現在の相談先の有無・その機関、今後の住まい再建の意向等の聞き取りを行った。

図表 11-1-3 世帯状況調査票

整理番号		調査日	平成28年 月 日	調査担当者		
現在の状況を記入してください。						
1 お住まいの状況について						
被災区分	1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 半壊					
震災時の住所	() 校区					
震災家屋の種別	1. 持家（一戸建て・共同住宅） 2. 賃貸（一戸建て・共同住宅） 3. その他（ ）					
住居種別	1. 応急仮設住宅 2. 民間賃貸住宅の借上げ 3. 公営住宅					
現在の住所	〒 () 校区 <プレハブ仮設の場合> 団地名 () 部屋番号 -					
電話番号			携帯電話			
住民票登録先	1. 現在の住所 2. 震災時の住所 3. その他 ()					
家族の状況	ふりがな氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業等
		世帯主		大・昭・平		
				大・昭・平		
				大・昭・平		
				大・昭・平		
				大・昭・平		
2 支援メニューの申請状況						
申請中の支援メニュー	1. 災害見舞金 2. 災害障害見舞金 3. 申慰金 4. 生活再建支援金 5. 義援金 6. 日本財団見舞金 7. 貸付 8. その他 ()					
3 震災の影響						
家族状況の変化	1. あり（変化の状況：同居・別居） 2. なし					
世帯収入状況の変化	1. あり（変化の状況：失業・休業） 2. なし					
世帯収入の状況	給与・年金・失業手当・生活保護・その他 1. 100万以下 2. 100～500万 3. 501万以上					

4 家族の健康状態等	
身体や心の健康面で不安に感じていること	1. あり ありの場合、誰がどのような状態なのか （要介護度・障害支援区分、障がい者手帳の種別・等級、病名・健康状態等） 2. なし
5 自治会等への加入状況	
震災前	1. 加入あり 2. 加入なし
現在	1. 加入あり 2. 加入なし 加入希望：あり・なし
6 市政だより	
市政だよりの配達	1. あり 2. なし 3. 不明
7 相談事項等	
今の生活で困っていること	1. なし 2. 健康問題 3. 住まい再建 4. 両方 具体的な内容 現在の相談先 1. 市（区）役所 2. 民生委員 3. 自治会長 4. 地域包括支援センター（ささりあ） 5. その他（ ） ※相談先がある場合、関係機関（者）名・連絡先を空欄に記載
今後の住まいについての意向	1. 自宅を再建したい（元の土地・別の土地） 2. 民間賃貸住宅に入りたい（元の地域、それ以外も可・継続入居希望） 3. 公営住宅に入りたい（元の地域、それ以外も可・継続入居希望） 4. 現時点では何も考えられない 5. その他（例：施設に入所したい、親族宅で同居する）
8 自由記載欄	

(イ) 訪問調査結果の管理

最終的な対象が約9,900世帯と想定される中で、入居者情報、調査結果情報、また調査後のフォロー記録などを管理・分析していく必要があった。そこで、調査票に連動した管理台帳をエクセルで作成し、戸別訪問した看護師による入力作業を行った。管理台帳は、仮設住宅の種別ごと・区ごとに作成し、管理を行った。

図表 11-1-4 被災者への訪問および聞き取り状況

		応急仮設住宅	みなし仮設住宅	市営住宅等	合計
7月	訪問(延べ)	539	0	0	539
	調査(聞き取り)	140	0	0	140
8月	訪問(延べ)	843	0	0	843
	調査(聞き取り)	188	0	0	188
9月	訪問(延べ)	118	2,164	790	3,072
	調査(聞き取り)	27	1,401	417	1,845

		応急仮設住宅	みなし仮設住宅	市営住宅等	合計
10月	訪問(延べ)	84	1,755	130	1,969
	調査(聞き取り)	24	985	21	1,030
11月	訪問(延べ)	18	1,922	17	1,957
	調査(聞き取り)	42	1,165	69	1,276
12月	訪問(延べ)	9	663	109	781
	調査(聞き取り)	56	634	33	723
1月	訪問(延べ)	2	1,013	48	1,063
	調査(聞き取り)	22	702	33	757
2月	訪問(延べ)	0	556	19	575
	調査(聞き取り)	13	633	20	666
3月	訪問(延べ)	8	688	29	725
	調査(聞き取り)	0	338	0	338
合計	訪問(延べ)	1,621	8,761	1,142	11,524
	調査(聞き取り)	512	5,858	593	6,963

※調査（聞き取り）には郵送返信分および途中退去世帯の件数も含む。

②応急仮設住宅（プレハブ仮設）入居者の支援

応急仮設住宅（プレハブ仮設）においては、その性質上、各団地の集会所等を拠点に集中的な活動が可能なことから、熊本市社会福祉協議会に委託の上、支援を実施した。相談員等を常駐させ、生活支援や団地内での様々な調整等を行った。

（ア）入居から熊本市社会福祉協議会による支援開始まで

平成28年6月21日の南区城南町塚原仮設住宅の入居開始から始まり、城南町、富合町、東区秋津・東町内の仮設住宅への入居が順次行われた。入居者の個別支援および自治会活動等のコミュニティ支援等を熊本市社会福祉協議会に委託し、支援を開始するまでの間は、戸別訪問調査を行う看護師が並行して対応した。平成28年9月1日より、熊本市社会福祉協議会へ、応急仮設住宅入居者の見守りの移行および集会所等管理業務を委託し、支援が開始された。

熊本市社会福祉協議会は、常駐型のきめ細かな支援を展開した。例えば、戸別訪問調査の結果、地域包括支援センター等での対応が必要な方を関係機関に連絡・連携しての支援の実施や、一人暮らし高齢者や健康課題等で定期的な見守りが必要な方については、熊本市社会福祉協議会相談員が区役所地域支え合いセンター（後述）の看護師と連携し訪問等を実施している。また、各仮設住宅の自治組織（自治会）や関係機関、ボランティア団体と連携し、集会所・談話室を活用し、入居者同士のつながりづくりを目的とした催事、サロン等を実施している。ボランティア団体からの申出は、まず熊本市社会福祉協議会が受付を行い、各団地の自治会と協議し、受け入れの有無・開催日時等の調整を行った。受け入れたボランティア団体が円滑かつ効果的に活動ができるよう、「熊本市応急仮設住宅におけるボランティア活動ガイドライン」も定めた。

（イ）自治組織（自治会）の設立

入居者相互の親睦、良好な環境づくり、防火・防犯活動などの面から、自治組織（自治会）の設立について、応急仮設住宅鍵渡し説明会開催時より周知を行っていた。

区まちづくり交流室等が応急仮設住宅ごとに自治会設立（又は地元自治会へ隣保班として加入）に向けた入居者との会合を開催し、設立に至った。

自治会活動の推進に当たっては、応急仮設住宅におけるコミュニティ活動の重要性や、地域の各種団体、関係機関との連携の必要性等を共有するため、平成28年10月24日に「地域コミュニティづくり研修会」を開催した。

また、各仮設住宅において、自治会や地域の関係者、行政からなる連携会議を開催し、活動内容等を検討した。

図表 11-1-5

応急仮設住宅における自治組織設立状況

住宅名	戸数	入居開始日	自治組織の設立状況
塚原仮設住宅	96	6/21	設立7/9
さんさん2丁目仮設住宅	16	6/30	隣保班（既存自治会）
藤山仮設住宅	150	8/5	設立9/10
舞原仮設住宅	87	8/9	設立9/11
藤山第二仮設住宅	45	10/6	「藤山仮設住宅」の自治会に加入
平原仮設住宅	27	7/11	設立9/5
南田尻仮設住宅	28	7/31	設立9/11
秋津中央公園仮設住宅	54	7/5	設立準備中
東町仮設住宅	38	8/27	設立準備中
合 計	541		

（ウ）警備・見守りカメラ等

入居者からの夜間や休日等の時間外において、問合せがあることが予想されたため、警備会社へ委託し、問合せおよび緊急時の対応に備えた。

また、応急仮設住宅の安全で安心な生活環境を確保するために、一般社団法人全国安全環境ネットワーク協会と平成28年7月9日、「みまもりカメラ画像の活用に関する協定書」を締結し、応急仮設住宅敷地内に見守り

(防犯) カメラを設置した。

(エ) 市幹部職員による仮設住宅訪問

避難所などから仮設住宅へ入居された被災者は、今後、恒久的な住まいへの移行をはじめ、様々な課題に向き合うことが想定された。

そこで、平成 29 年 1 月 10 日、被災者の生活再建に向けて、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行っていくに当たり、課題等の把握と入居者への励ましのため、また、生活再建の一助となるよう、二役を含めた市幹部職員による仮設住宅訪問を実施した。

具体的には、市長、副市長、震災復興本部構成メンバーと、南区・東区の区民部長および保健福祉部長、城南総合出張所長で 3 班体制を組み、プレハブ仮設住宅 9 団地へ赴き、集会所が設置されている仮設住宅では座談会形式、集会所が設置されていない仮設住宅では戸別訪問を実施し、仮設住宅入居者から意見を聴取した。入居者からは、仮設住宅での生活状況、復興住宅・恒久住宅に向けての要望、市の各種申請の対応の在り方等、多岐にわたる意見や要望があった。また、本市の復興計画で掲げている生活再建に向けた自立支援の内容や各区に配置した地域支え合いセンターを案内し、活用してもらう機会とした。

③みなし仮設住宅・市営住宅等入居者の支援

みなし仮設住宅や市営住宅等については、場所も点在しており、地域の関係機関、地域

組織等と連携した支援が必要であることから、区役所に地域支え合いセンターを設置し、看護師による見守り支援を行うとともに、健康福祉サービスの提供が必要な世帯については各々の相談機関につなぐ等、必要な支援を行った。

(ア) 地域支え合いセンターの設置

被災者の安心した日常生活を取り戻し、生活再建できるよう、見守りや健康・生活支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行うための組織として、平成 28 年 11 月より各区役所福祉課内に地域支え合いセンターを設置した。

設置に当たっては、センターの役割の共有化と事務の平準化を図るため、「区役所地域支え合いセンター業務マニュアル」を作成するとともに、定期的に連絡会議を実施した。

各区地域支え合いセンターは主にみなし仮設住宅や市営住宅等入居者への支援を行うが、応急仮設住宅（プレハブ仮設）入居者についても、委託先の熊本市社会福祉協議会と連携し、健康面に課題のある方への専門職による見守りや、コミュニティ活動への支援など、必要な協力を行うことで、支援を担った。

支援に当たっては、これまで訪問調査を行ってきた看護師が相談員となり、引き続き対応を行った。

あわせて、同じく各区の福祉課内に、生活再建支援に関する相談窓口業務を対応していく組織を設置した。

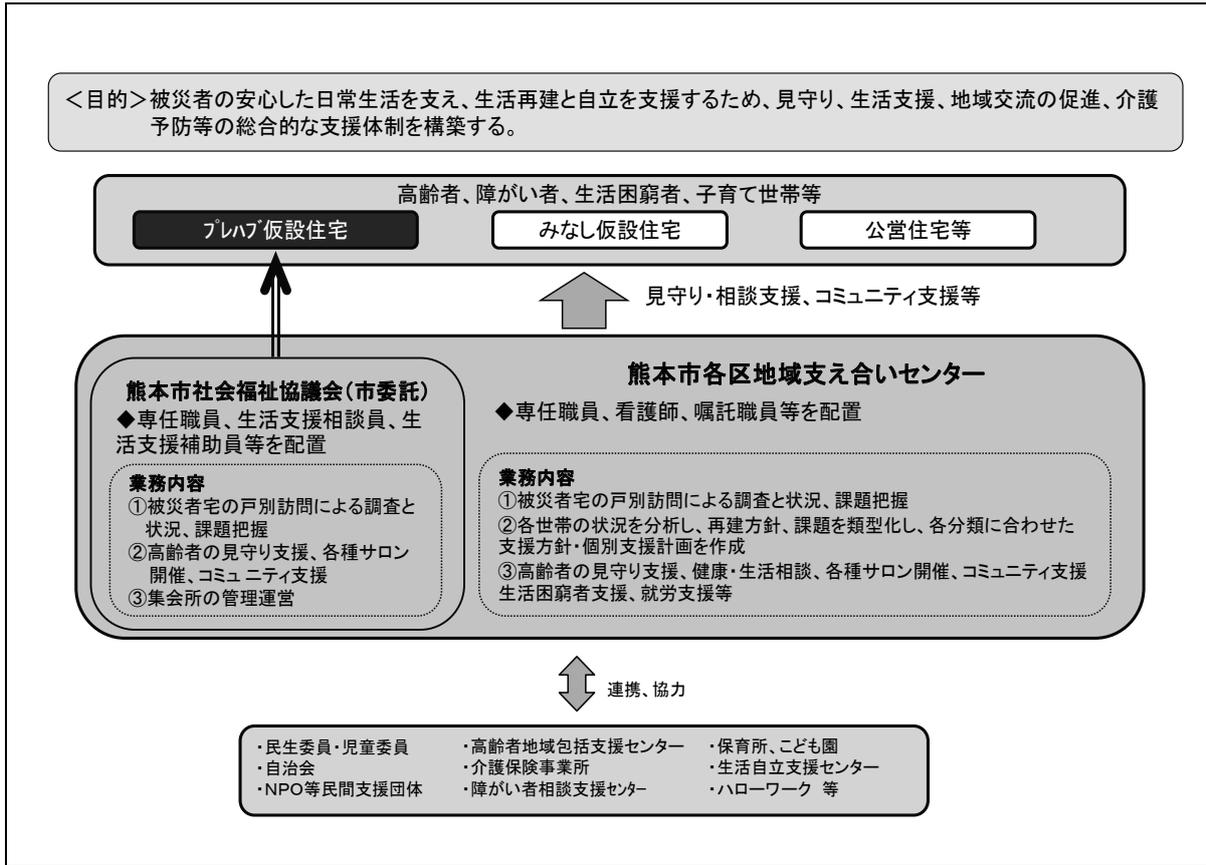
図表 11-1-6 地域支え合いセンターの人員体制

	職員 ※2		再任用 ※1	看護師	相談窓口 ※1		嘱託職員	合計
	班長 (保健師)	事務職			訪問	窓口 ※1		
中央区	1 名	1 名	1 名	13 名	10 名	3 名	1 名	17 名
東区	1 名	1 名	1 名	17 名	14 名	3 名	1 名	21 名
西区	1 名	1 名	1 名	6 名	4 名	2 名	1 名	10 名
南区	1 名	1 名	1 名	8 名	6 名	2 名	1 名	12 名
北区	1 名	1 名	1 名	8 名	6 名	2 名	1 名	12 名
合計	5 名	5 名	5 名	52 名	40 名	12 名	5 名	72 名

※1：生活再建支援に関する相談窓口業務のみの対応

※2：生活再建支援に関する相談窓口業務の対応も兼ねる

図表 11-1-7 地域支え合いセンターのイメージ図



(イ) 地域支え合いセンターによる支援

当初、平成 28 年 10 月中に完了する見込みであった訪問調査については、想定以上にみなし仮設住宅への入居者が増加したこと等に伴い、11 月以降も継続して調査を行った。

並行して、世帯状況調査票の「7 相談事項等」の「今の生活で困っていること」の結果等を基に被災世帯の類型化を図る作業を行った。

図表 11-1-8 被災世帯の類型化

今の生活で困っていること			
なし	あり		
	①健康問題	②住まい再建	①②両方
↓	↓	↓	↓
分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ
生活再建可能世帯	日常生活支援世帯	住まいの再建支援世帯	日常生活・住まいの再建支援世帯

この分類を基に、分類Ⅱ・Ⅳの世帯に対して、ささえりあ等の関係機関や関係各課につないだり、熊本市社会福祉協議会相談員又は看護師による見守りを並行して実施した。

支援の必要性の有無については、「要支援基

準」「見守り基準」「見守り頻度」等を策定し、基準を明確化した。

図表 11-1-9 要支援基準等

要支援基準

下記のようなケースは各地域支え合いセンター内で協議の上、関係課、関係機関へつなぐ等の対応を行う。

1. 震災によるストレス等で精神的に不安定になった	➢ 区役所保健子ども課、ささえりあ（高齢者の場合）、こころの健康センター（精神科医、心理士等のより専門的な対応が必要な場合）へ
2. 介護が必要な高齢者や障がい者等で、介護保険や障がい福祉サービスにつながらない	➢ ささえりあ（高齢者）、障がい者相談支援センター（障がい者）、保健子ども課（障がい児）
3. 震災後、活動量が低下し、心身の状態が悪化している	➢ ささえりあ、ケアマネジャー、復興リハビリテーションセンター（かかりつけリハビリ医等がない場合）へ
4. 介護サービスは受けているが、不十分で心身の状態が悪化、または家族の介護負担が増している	➢ 担当ケアマネジャー、ささえりあ、福祉課
5. 児童・高齢者・障がい者への虐待、DV が疑われる	➢ 児童虐待は保健子ども課子ども支援班、高齢者虐待はささえりあ（又は福祉課）、障がい者虐待は障がい者虐待防止センターへ
6. 独居又は高齢者、障がい者のみの世帯で、電話がないなど緊急時の連絡をすることができない	➢ ささえりあ、障がい者相談支援センター等に緊急通報装置等の対応を依頼
7. 生活困窮その他で、支援が必要と思われるケース	➢ 地域支え合いセンター内で協議の上、対応を検討する

※1～7に該当する場合は、入居者管理台帳の「フォロー」欄に「要」を入力し、他機関に連絡した場合の連絡先や内容、対応状況等を記載してください。

見守り基準

下記のようなケースは社会福祉協議会又は看護師による見守り訪問を行う。

1. 高血圧、糖尿病、心疾患等の既往があり、治療を中断していたり、病状が不安定	➢ 看護師による見守り訪問 病状や治療状況の確認を行い、定期的な通院の勧めと、緊急時の連絡方法等を確認しておく。
2. 独居又は高齢者・障がい者のみの世帯で、認知症等の精神疾患、知的障がいを持つ方がおられ、福祉サービス等の利用がない	➢ 看護師による見守り訪問 生活状況や困りごとがないかなど確認する。
3. プレハブ（仮設） 上記1のような状態にはないが、独居又は高齢者・障がい者のみの世帯で、親戚や近隣との交流が少ない	➢ 社協相談員による見守り訪問 時々訪問し、体調や困りごとがないかなど確認する。 仮設住宅内外のイベント等に誘う等、近隣との交流の機会をつくる。
4. 公営住宅、みなし仮設 上記1のような状態にはないが、独居又は高齢者・障がい者のみの世帯で、親戚や近隣との交流が少ない	➢ 看護師による見守り訪問 時々訪問し、体調や困りごとがないかなど確認する。 必要に応じて民生委員等につないだり、地域行事等への参加を促す。
5. その他、見守りが必要と思われるケース	➢ 地域支え合いセンター内で協議の上、対応を検討

※1～4、5で見守りとする場合には、入居者管理台帳の「声かけ訪問」の社協又は看護師の欄に○を入力してください。
看護師の見守りの場合は、「フォロー」欄に「要」を入力してください。

見守り頻度

基準	訪問頻度	高齢者	障がい者等 ※	その他	対応
A	1回以上/月	① 健康や病状がすぐれず、療養上の実態把握が必要な世帯			病状、治療状況等の把握に努め、必要に応じ医療機関への受診勧奨や日常生活での注意点等を助言する。
		② 関係機関、関係課へのつなぎを行うも、必要なサービスに結びつかず、問題が改善していない世帯			病状や生活状況の把握に努め、必要な保健福祉サービスの利用を勧める。
		③ 親族、地域社会等との交流がなく孤立しており、かつ、健康問題等があり、常時生活状況等の見守りが必要な世帯			地域や関係機関で実施されているサロンや催事等の情報提供を行う。 本人の同意がある場合は、担当民生委員等による見守りを依頼する。
B	1回/2ヶ月	④ 健康状態は安定しているが、親族、地域社会等との交流が少なく、定期的な見守りが必要な世帯			地域や関係機関で実施されているサロンや催事等の情報提供を行う。 (高齢者や障がい者等で) 本人の同意がある場合は、担当民生委員等による見守りを依頼する。
		⑤ 介護保険その他の保健福祉サービスは利用しているが、ADLが悪化しているケース			担当ケアマネジャー等に訪問状況を報告し、対応を協議する。
C	1回/3ヶ月	⑥ 生活に困窮しており、生活状況の把握が必要な世帯			収入状況や生活状況等を把握し、ライフラインが止まる寸前等緊急を要する場合は保護課等へ相談する。

※ 障がい者等：障害者手帳は所持していないが、アルコール依存やうつ傾向等のある方を含む

留意点

- ・ サービス付高齢者住宅やケアハウス等の入居者は見守り対象から除く。
- ・ 上記の訪問頻度は最低限度の目安とし、個別支援会議等で関係機関と情報共有しながら、頻度を増やすことは可。
- ・ 見守りの方法は家庭訪問を原則とするが、訪問を重ねる中で TEL 等による状況把握が可能と判断した場合は、TEL での対応も可。
- ・ 対応にあたっては、対象者の思いを傾聴しながら、改善に向けた方策を一緒に考えていくよう心がける。

12月15、16日において、各区の地域支え合いセンター職員（相談員）を対象とした研修会を実施し、相談員のスキル・意識の向上を図った。

平成29年3月23日には、みなし仮設入居者同士の交流の機会を作り、お互いに情報交換や不安・悩みなどを出し合いながら、被災者自身が健康で前向きに生活再建に取り組むことができる機会を作ることを目的とした交流会を、東区の託麻地域で開催した。当日は、地域のボランティアや役員も参加し、合わせて32名の参加となった。

④庁内推進体制

応急仮設住宅等に入居した被災者の住まいおよび生活再建に関する諸課題の情報交換および各種支援策の検討を行うとともに、個々の世帯の状況に応じた適切な支援を行うため、熊本市仮設住宅入居者くらし再建会議等を設置した。

（ア）熊本市仮設住宅入居者くらし再建会議

区役所、健康福祉局、都市建設局等の庁内関係課長をメンバーとして、応急仮設住宅等に入居した被災者の住まいおよび生活再建に関する諸課題の情報交換および各種支援策の検討を行った。復興部長を座長とし、第1回目を平成28年8月1日、第2回目を同年11月21日、第3回目を平成29年2月7日に開催した。

（イ）区仮設住宅入居者くらし再建連絡調整会議

座長は各区の保健福祉部長とし、各区役所関係課長および住宅再建支援課長をメンバーとして、各区における生活再建支援に関する事業の企画および課題の調整、支援終了が可能な世帯の決定、上部会議である「仮設住宅入居者くらし再建会議」への報告案件等についての検討を行った。会議は仮設住宅入居者くらし再建会議前に随時開催された。

（ウ）区仮設住宅入居者個別支援会議

座長は区連絡調整会議の座長が指定する者とし、区役所および関係機関の実務者をメンバーとして、プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅、公営住宅等の入居世帯のうち、就労支援および健康支援等の生活支援が必要な世帯の支援方針等の検討を行った。会議は、区の状況に応じて月1～2回開催された。

（3）総括

被災者への聞き取り戸別訪問調査については、避難所や、既存の福祉関係部署から聞き取りが重複してなされている状況にあり、それらの情報の集約が困難であったり、みなし仮設住宅および市営住宅入居者への支援では、市内各所に点在する約9,000世帯の支援を行うに当たり、相談員の確保・支援体制整備の対応に苦慮した。

応急仮設住宅の入居は平成28年6月から始まり、また、みなし仮設や市営住宅入居者は点在して居住していることから、被災者の孤立化やいわゆる孤独死の発生などが危惧された。被災者が地域とのつながりを持ちながら、健康で生活再建を図れるよう、関係機関等と連携して、コミュニティ形成支援や戸別訪問等の支援を今後も継続していく必要がある。

また、戸別訪問調査の結果を分析していくと、供与期間終了後の恒久住宅への移行に課題を抱えている世帯が多数存在することが分かった。平成29年度以降、災害公営住宅の整備や、住宅再建・生活再建支援が本格化する中、それらに伴う課題の洗い出しや、恒久住宅への移行に向け、関係機関との連携と専門的な支援を継続的に行っていく必要がある。

第2節 災害公営住宅・住宅再建

1. 災害公営住宅

(1) 概要

災害公営住宅は、災害で住宅を失い、自力での住宅再建が難しい被災者向けに、国の補助で地方公共団体が整備し、低廉な家賃で賃貸する住宅のことである。

一定の入居要件があり、対象者は災害により住宅を失った方で住宅に困窮している方（単身でも入居）で、発災から3年間は、収入要件はないが、その後は通常の公営住宅と同じ扱いとなる。家賃は応急仮設住宅と異なり、災害公営住宅への入居後は家賃を支払う必要があるが、通常の民間賃貸住宅よりも低い家賃で入居できる。

今後、平成29年度以降で、災害公営住宅の整備が本格化し、その中で入居要件等、詳細が決まってくる予定である。

(2) 災害公営住宅の必要戸数等の調査

①戸別訪問調査

仮設住宅入居者は、入居直後は生活状況等が不明な点が多く、被災により、心身の健康問題や介護、経済面など早急な支援が必要な世帯もあることが予想され、被災世帯の状況を類型化し、今後の生活再建支援に向けた施策を検討するとともに、災害公営住宅の整備の必要性について早急に方向性を整理する必要があった。

そこで、市民病院看護師による応急仮設住宅等入居者の課題把握のための戸別訪問調査時に、被災者の生活状況や、震災による影響等の聞き取りに併せて、今後の住まいの再建についての意向の聞き取り調査も実施した。

聞き取り調査は、戸別訪問の時期と同様のため、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）へは平成28年7月4日から、市営住宅へは同年9月1日から、みなし仮設住宅へは9月13日から調査を開始している。

②アンケート調査

市民病院看護師による応急仮設住宅等入居者への戸別訪問調査にて、今後の住まいの再建についての意向聞き取りの結果、平成28年10月31日時点での市営住宅の必要な供給戸数および災害公営住宅の建設戸数・場所を整理した。しかしながら、前回調査から数か月経過し、被災者の状況も変化していることから、より詳細な、住宅再建の意向把握の必要性を鑑み、改めて仮設住宅等の入居者に対し、恒久的な住まいとして災害公営住宅を含む市営住宅への入居意向調査を実施した。この調査では、入居要件、家賃等を具体的に示した上で意向を確認した。

図表 11-2-1 市営住宅への入居意向調査

実施時期	平成29年2月1日～ ※仮設住宅入居が続いており、 継続して調査中
調査内容	・市営住宅への入居希望有無 ・居住希望場所（ストック提供 および建設場所の参考） ・家族構成や車椅子の利用（間 取りやバリアフリー対応の把 握）
対象者および 調査数	仮設住宅等入居者 約7,700世帯 （市外避難者含む）
調査方法	プレハブ仮設：生活支援相談員に よる聞き取り（不在宅は投函およ び電話調査） みなし仮設等：郵送調査

図表 11-2-2 市営住宅への入居意向調査回答状況

	送付数	回答数	回答率	市営住宅希望	希望率	未定	推計希望数
プレハブ仮設住宅	523	512	97.9%	122	23.8%	103	147
みなし仮設住宅	6,425	3,547	55.2%	801	22.6%	781	977
特優賃・国家公務員住宅	97	63	64.9%	27	42.9%	12	32
市外避難者 (みなし・公営住宅)	680	170	25.0%	33	19.4%	65	46
合 計	7,725	4,292	55.6%	983	22.9%	961	1,202

※推計希望数は、「希望数」+「未定」×「希望率」で算出

(3) 災害公営住宅整備方針と今後に向けて

災害公営住宅は、自力での住宅再建が困難な被災者に対し市営住宅として提供するものである。本市には市営住宅の既存ストックが存在することから、基本的にまずその活用を優先するが、既存ストックが不足する地域等においては、災害公営住宅を整備することとし、これまでのコミュニティの維持、バリアフリーが不十分な現状、戸別訪問調査や、入居意向調査結果を踏まえ、建設地域並びに必要な戸数を設定し、150戸程度の整備を行うこととした。

なお、市営住宅の一般への提供についても、通常入居者の定期募集を再開し、今後、被災者のための公営住宅としての活用も見据えている。

恒久的な住まいについては、今後も仮設住宅等入居者の意向を踏まえながら、また、民間賃貸住宅とも連携しながら、地域コミュニティの維持・形成の観点も踏まえた上で、必要な戸数の確保に取り組むことが必要である。

2. 液状化対策支援等の被災宅地の復旧

(1) 概要

熊本地震により、液状化と見られる噴砂等の現象が市内各所で発生し、道路や下水道等への公共施設に対する被害や、宅地地盤の沈下に伴う家屋の傾斜等、多くの被害が発生した。

このことから、再度の災害に対する公共施設

と宅地との一体的な液状化対策について、既存の国庫補助事業である「宅地耐震化推進事業」を活用した対策の検討を行った。

また、公共事業の対象とならない宅地の復旧については、熊本県の復興基金を活用した支援を行うこととした。

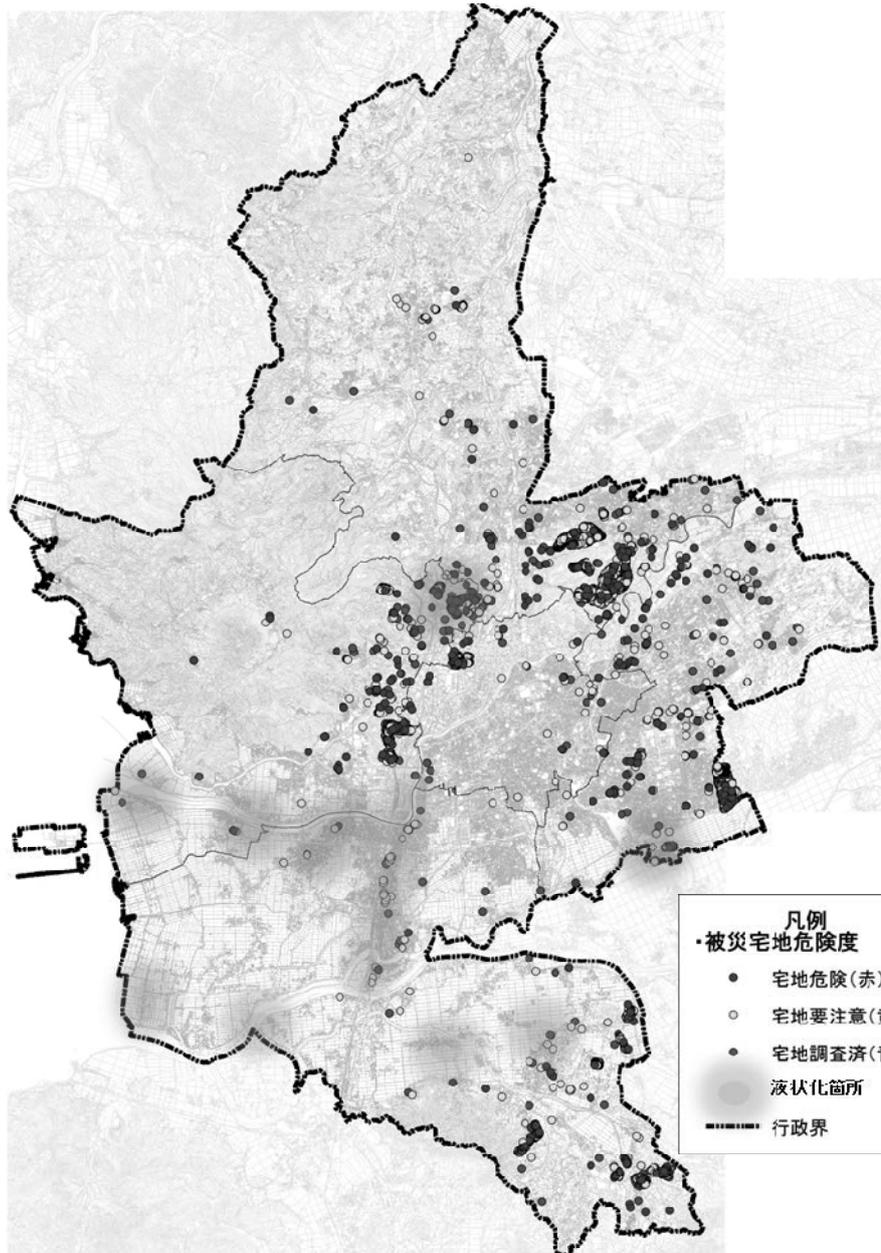
(2) 被害状況

本市における宅地被害数は、世帯数や被災証明の発行件数および「被災宅地危険度判定」等の結果を基に、全体の宅地被害数を7,200戸と推定した。

そのうち液状化に伴う被害数については「熊本市液状化被害基礎調査業務委託」により宅地被害数の約4割に当たる2,900戸の家屋に被害が及んでいることを把握した。この2,900戸の内訳は、①市民からの被害情報などから4地区（近見～川尻、土河原、秋津町秋田、中原）について液状化被害基礎調査を実施し、被害戸数を把握したものが約1,600戸。②4地区以外の被害戸数について、道路や下水道の公共施設等の情報を基に目視による現地確認を行った結果、液状化による被害と想定されたおおよその範囲において被害戸数を算出したものが約1,300戸であった。

宅地被害の分布状況は次のとおり。

図表 11-2-3 市内の宅地被害分布図



(3) 被害調査

被災宅地危険度判定や、住民からの情報等を基に実施した職員による現地確認によって、液状化による宅地被害が多数確認されたことから、その被害の実態を把握する為、平成 28 年 6 月 20 日から 9 月 30 日の期間で熊本市液状化被害基礎調査の業務委託を実施した。この被害調査は以下の内容で行った。

① 予察調査

国土地理院が公表している地震後の空中写

真と Google Earth の地震後の画像を判読。また他機関の調査報告等も活用し、噴砂状況を確認。

② 既存資料の収集整理

調査地区に関する既存資料・論文・学会発表資料の収集

- ・道路・下水道等の被害状況資料を収集
- ・地区の地理的状況資料の収集・整理（旧版地形図等）

③現地調査

噴砂と建物や地盤の沈下等について4地区（近見～川尻、土河原、秋津町秋田、中原）の測定調査を実施した。噴砂現象や不同沈下など

による家屋等への被害があった近見～川尻地区の調査エリアは下図のとおり。（4地区の調査戸数約1,700宅地、調査面積約93ha）

図表 11-2-4 調査エリア①近見～川尻地区



④確認調査

現地調査による家屋沈下図と、地震前後のレーザー航空測量の差分から作成した地盤沈下図との重ね合わせを行い、沈下箇所に誤差が生じていないか確認作業を実施した。

(4) 支援状況

前述の液状化被害基礎調査等をもとに、平成28年8月18日より随時、国土交通省都市局都市安全課と協議を行い、宅地耐震化推進事業を活用した対策の検討を行った。

結果、私有財産である宅地の復旧は、所有者負担が原則であるが、今回の地震の甚大かつ広範囲にわたる被害を踏まえ、防災機能の向上・再度災害の防止のため、公共事業（宅地耐震化

推進事業等の活用）と復興基金による被災宅地の復旧支援を行うこととなった。

公共事業は、道路等の公共施設に被害を生じる恐れがあるものや、公共施設と一体的に対策を行うもの等が対象となり、復興基金による支援制度は、公共事業の要件を満たさないものについて、土地所有者が自ら復旧するものに支援を行うものである。この被災宅地の復旧方式は次表のとおり。

図表 11-2-5 被災宅地の復旧方式

	事業方式		特徴
公共事業	自治体施工	市町村等が所有者との協議を経て、復旧工事を発注し、宅地を復旧する。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業要件に該当するための区域指定等がある ・工事による擁壁構造があらかじめ決められる ・復興基金と比べて自己負担が少ない（若しくは不要）
	所有者施工	対象となるか事前に市町村と協議のうえ、所有者自らが、建設会社等に工事を依頼し、宅地を復旧する。その際、公共事業の対象となる部分について所有者は市町村から復旧費の補助を受ける。	
復興基金による支援制度	所有者施工	所有者自らが、建設会社等に工事を依頼し、宅地を復旧する。その際、所有者は市町村から復興基金による支援を受ける。 ※対象となるか事前に市町村に問い合わせが必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の復旧スケジュールに合わせた工事が可能 ・自己負担が一定程度発生する

図表 11-2-6 被災宅地の復旧パターン



液状化の被害



宅地の沈下による道路との段差



宅地地盤の沈下



周辺地盤の沈下による
2-26 ライフラインの破損

周辺地盤の沈下によるライフラインの破損

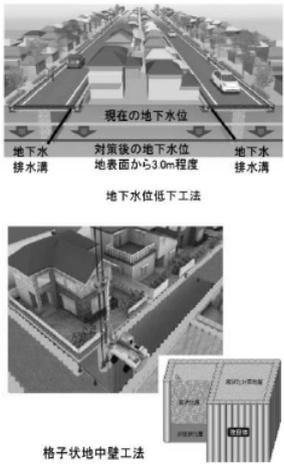
再度の液状化防止対策

建築物の傾斜復旧等

所有者負担による対応

宅地液状化防止事業 (公共事業)

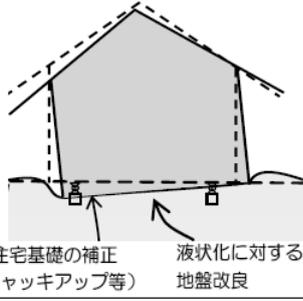
- 10戸以上、3,000㎡以上の一団地
- 公共施設と宅地との一体的な液状化対策
- ※個別宅地の復旧は含まない
- ※検討の結果、実施できない場合があります



自治体施工

復興基金による対応

- 液状化再発防止のための地盤改良
- 住宅基礎の傾斜修復
- ※工事費50万円以下は対象となりません



所有者施工

陥没の被害



宅地・道路の陥没

陥没による宅地・道路の段差

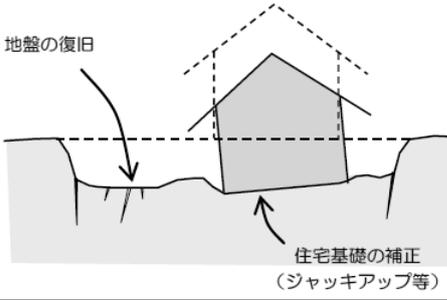


陥没による宅地の地割れ

復興基金による対応

所有者負担による対応

- 擁壁、地盤、のり面の復旧
- 住宅基礎の傾斜修復
- ※工事費50万円以下は対象となりません



所有者施工

(5) 今後の対応・取組

まず、公共事業（宅地耐震化推進事業等の活用）についてであるが、前述の熊本市液状化被害基礎調査の業務委託により、液状化被害の範囲についてはおおむね把握したものの、対象地区における地層、地下水位、土質定数といった、液状化を引き起こした地盤条件が不明であり、また再度熊本地震と同程度の地震が発生した場合に液状化被害を起こした層が再度液状化を引き起こすのかも不明であるため、対策が必要であるのか判断できない状況である。したがってまず近見地区において地質調査を行い、対策工の必要性を確認する。この地質調査の業務委託は平成 29 年 1 月下旬から 5 月下旬に実施する。同様に、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の実施にむけた詳細調査（宅地や道路の移動方向と移動量の測定、盛土層の緩み範囲の推定、地層構成および地盤の固さの把握、土の性質や強さの測定）も実施する。

その後、それぞれの公共事業で実施する対策工法について検討し、液状化対策においては、工法選定のための実証実験を平成 29 年 10 月上旬以降に予定している。

実際の公共事業による工事については、平成 29 年度より随時実施し、平成 30 年以降も継続実施の予定であり、完了時期は未定である。

また、復興基金による支援制度については、補助額が対象工事費から 50 万円を控除した額に 2/3 を乗じた額で対象工事費が 1,000 万円以上の場合には 633.3 万円を上限とし、対象工事は前掲の表のとおり、のり面の保護工事や、住宅の基礎の補正などである。平成 29 年 3 月 4 日～10 日の期間で、説明会を本庁および各区役所にて実施の後、熊本花畑ビル 3 階に設けられた開発景観課分室にて受付を開始した。申請受付については一部の公共事業と同様に平成 29 年度も継続実施予定である。

第3節 熊本城

1. 熊本城の復興

(1) 熊本城の概要

熊本城は加藤清正が関ヶ原の戦いのあと、慶長6年（1601年）から7年かけ完成させたと言われているが、加藤家の治世は2代45年で終わり、その後入封した細川家の居城として、240年を経て明治に至る。明治10年には西南戦争で天守閣や本丸御殿などの主要な建造物が焼失することとなった。また、明治22年7月には熊本地方でマグニチュード6.3と推定される大地震が発生し、熊本城内も大きな被害を受けることとなった。「熊本明治震災日記（白川新聞の創設者である水島貫之著）」に記されている被災状況によると、石垣の崩落箇所は29か所に及んでおり、崩落した石垣は軍によって復旧された。

その後、昭和35年8月に清正公350年祭と市

制70年を記念して総工費1億8,000万円をもって天守閣が再建された。昭和56年1月には西南戦争100周年記念事業として西大手櫓門が復元されており、平成元年には市制施行100周年を記念して60年ぶりの宇土櫓の大規模修復および数寄屋丸二階御広間の復元工事が完了した。そして、平成9年度に策定した熊本城復元整備計画に基づき、平成10年から本格的な歴史的建造物の復元に着手し、南大手門をはじめとする西出丸一体の建造物および飯田丸五階櫓の復元を行い、平成20年3月には熊本城築城400年を記念して総工費54億円をもって本丸御殿大広間が完成した。

その結果、熊本城は本丸御殿大広間がオープンした平成20年度には年間222万人が訪れ、その後も年間160万人前後の方が訪れている。

図表11-3-1 熊本城入園者数

	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
入園者数（人）	99,528	1,775,339	1,631,690	1,598,190	1,579,714
入園料（千円）	36,883	650,356	616,817	590,198	578,556

※平成28年度は熊本地震発生までの14日間の実績

図表11-3-2 熊本城重要文化財建造物

名称	面積 (㎡)	高さ (m)	長さ (m)	摘要
宇土櫓	914.65	19.5	-	三重五階櫓
長堀	-	2.0	242.44	-
田子櫓	49.96	6.23	-	一重櫓
七間櫓	66.99	5.06	-	一重櫓
十四間櫓	162.11	5.72	-	一重櫓
四間櫓	46.49	5.96	-	一重櫓
源之進櫓	108.4	北 5.602 南 6.122	-	折曲り一重櫓
東十八間櫓	234.70	6.90	-	一重櫓
北十八間櫓	144.37	5.55	-	折曲り一重櫓
五間櫓	35.37	5.54	-	一重櫓
平櫓	111.17	5.61	-	一重櫓前面一部庇付
監物櫓	140.33	6.27	-	一重櫓
不開門	39.01	5.72	-	櫓門

(2) 熊本城の被害状況

4月14日の前震により、熊本城内において重要文化財建造物10棟、再建・復元建造物7棟、石垣6箇所において崩壊等の被害を確認した。

その後、4月16日の本震により、前震による被害が大きく拡大することとなり、熊本城内において倒壊、崩落、一部損壊等を含め重要文化財建造物13棟および再建・復元建造物20棟の全てが被災し、石垣は全体の約3割にあたる約23,600㎡に崩落や膨らみ、緩みなど修復を要する箇所が見受けられた。また、便益施設等26棟も屋根や壁が破損し、地盤についても約12,345㎡に陥没や地割れが発生するなど、被害は熊本城全域に及んでいる。

図表11-3-3 熊本城の被害状況

区分	被害内容等
石垣	膨らみ・緩み517面 約23,600㎡（全体の29.9%） うち崩落229面 約8,200㎡（全体の10.3%）
地盤	陥没・地割れ70か所 約12,345㎡
重要文化財建造物	13棟（倒壊2棟、一部倒壊3棟、 他屋根・壁破損等8棟）
再建・復元建造物	20棟（倒壊5棟、他屋根・壁破 損等15棟）
便益施設等	26棟（屋根・壁破損等）

図表11-3-4 飯田丸五階櫓の被害状況



図表11-3-5 石門付近（小天守の北東側）の石垣の被害状況



図表11-3-6 熊本城の被害総額

項目	被害金額
石垣	約425億円
重要文化財建造物	約72億円
再建・復元建造物 + その他公園施設等	約137億円
総額	約634億円

※その他関連施設として旧細川刑部邸（約5億円）
※被害額は平成28年9月14日公表の概算値であり、
調査・設計・復旧等の進捗に伴い今後変更となる。

(3) 発災後の対応

①被害状況調査および立入規制等の実施

14日の前震発生後は、熊本城総合事務所および熊本城調査研究センターの職員10名程度で被害状況の確認作業を行い、被害状況が甚大であったことから、市民や避難者等の安全確保を第一として、速やかにカラーコーン等を使用し、簡易的に城内への立入規制を実施した。15日には前震後の被害等確認作業を引き続き行ったが、16日の本震で被害はさらに拡大することとなった。

16日の本震発生後は、前震時と同様に熊本城総合事務所および熊本城調査研究センターの職員10名程度により被害状況の確認作業を行ったが、被害状況はさらに大きくなっていったことから、全ての有料区域および石垣等の崩落危険性のある区域において、バリケード・プラフェンス等による立入規制を実施す

ることとした。その後、6月8日に新堀橋・加藤神社間の立入規制を解除（参拝客・参拝車両のみ）、8月1日には市道京町1丁目宮内第1号線通行規制を解除、12月23日には二の丸県立美術館南側園路・宮内橋園路の通行規制を解除した。なお、その他規制箇所は平成29年3月31日現在、継続中となっている。

また、前震および本震後には、報道関係者等から熊本城の被害状況等に関する問合せが殺到したことから、電話対応等については熊本城総合事務所および熊本城調査研究センター職員で対応した。また、被災した熊本城を確認に来る方も多くいたことから、来場者規制は平時に委託を行っている熊本城管理業務委託業者（警備委託・本丸御殿等案内業務委託）の人員を規制ラインに再配置するなどして対応を行った。

熊本城の被害状況については、発災直後の職員による調査と業務委託（4月28日から6月30日）による簡易調査を実施し、被害状況の取りまとめと検証を適宜行いながら、石垣、重要文化財建造物、再建・復元建造物およびその他公園施設に区分し、被害額約634億円（概算額であり今後の調査、復旧等により変動あり）の公表を9月14日に行った。

②熊本城復旧復元プロジェクト設置と国・県との連携

発災後は、熊本城の被害状況を文化庁並びに国土交通省へ毀損届と災害復旧事業に係る災害報告を適宜行う中、甚大な被害を受けた熊本城の復旧を本市のみで行うことは非常に困難であること、また、熊本城域は土地および石垣、重要文化財建造物など大部分は国の所有であったことから、文化財・都市公園の両面から国の直轄事業による復旧を要望した。要望と並行して、石垣、建造物等の崩落・倒壊等により市民生活に重大な影響を及ぼしている箇所があったことから、民有地・道路等の石垣撤去や被害拡大防止のための事業に先行着手する必要がある。国土交通省主導により、熊本城公園の早期復旧に向け、国土交

通省・文化庁・熊本県・熊本市で構成する事務レベルの会議体として熊本城公園復旧推進調整会議（以下「4者会議」という。）が5月12日に設置された。

4者会議の中では、熊本城の被害状況報告をはじめ、石垣・建造物等の復旧に向けた都市災害復旧事業、文化財修復補助事業の役割分担や手続きなど事務レベルでの調整が行われる中、本市では復旧の検討・事業実施体制の拡充を図るため、熊本城復旧復元プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を6月1日に設置した。プロジェクト設置以降、国等と本格的な協議が始まり、その結果、管理団体である本市が熊本城復旧の事業主体となり、国等は復旧のための技術支援並びに財政支援を行っていくこととなった。国土交通省では仕様の確定が困難な工事を進めていくうえでの技術提案・交渉方式による復旧提案などの技術的支援、文化庁では補助率の嵩上げなどの財政支援が講じられ、また、人的支援についても両省において熊本城復旧のための専門部署が設置されることとなった。

12月26日には国幹部職員・熊本県副知事・熊本市長による熊本城復旧推進会議を開催し復旧方針等についても議論を行った。

（４）熊本城復旧に向けた調査・検討・計画

①熊本城復旧の基本的な考え方

熊本城の復旧については、まず復旧していく上での基本的な考え方について検討を行うこととした。震災からの復興を目指す本市の考え方や市民・県民の熊本城復旧への想い、文化財的価値や将来に向けた災害への備えなどから、以下の5つを「熊本城復旧の基本的な考え方」として平成28年7月26日に公表した。

- 1 復興のシンボルである天守閣の早期復旧を目指す
- 2 文化財的価値を損なわない丁寧な復旧を進める
- 3 復旧過程の段階的公開を行い、観光資源としての早期再生を図る
- 4 耐震化など安全対策に向けて最新技術も取

り入れた復旧手法の検討を行う
5 “100年先の礎づくり”として未来の復元整備へ繋がる復旧を目指す

また、当面の本市の行動方針として、平成28年内の基本方針の策定および平成29年度までに復旧基本計画の策定を行うロードマップを「熊本城復旧の基本的な考え方」において示した。

②熊本城復旧基本方針

次に、平成28年内の基本方針策定に向け、特別史跡熊本城跡保存活用委員会（以下「保

存活用委員会」という。）の各専門部会において公表した基本的な考え方およびロードマップの報告・了承等を経ながら、学識経験者や経済団体等からなる熊本城復旧基本方針に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を10月20日に設置した。懇談会においては、熊本城復旧基本方針が策定されるまでの11月8日と12月8日の2回の会議を行った。

熊本城復旧の基本的な考え方をベースとして、次の7つの基本方針からなる「熊本城復旧基本方針」を、懇談会および国・県への報告を経て、平成28年12月26日に策定した。

図表11-3-7 熊本城復旧基本方針（7つの方針）

基本方針1 被災した石垣・建造物等の保全
①崩落、倒壊した石垣・建造物等部材の回収、適切な保全 ②崩落、倒壊等の危険性の高い石垣・建造物等への緊急的防止措置 ③被害実態の詳細把握及び復旧手法等への反映
基本方針2 復興のシンボル「天守閣」の早期復旧
①市民・県民の復興のシンボル「天守閣」の2019年を見据えた早期復旧 ②耐震化等による天守閣の安全性の向上 ③天守閣のバリアフリー化及び内装・展示内容の刷新
基本方針3 石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧
①石垣の復旧方針検討及び計画的復旧 ②宇土櫓など重要文化財建造物の計画的復旧 ③工区や復旧過程の公開等を踏まえた石垣・建造物等の段階的復旧 ④伝統技法等による丁寧な復旧及び効率的手法の検討
基本方針4 復旧過程の段階的公開と活用
①天守閣エリアの早期公開と本丸御殿大広間等の復旧 ②竹の丸エリアの公開と長塀及び飯田丸五階櫓等の復旧 ③公開エリアの順次拡大と復旧過程の観光及び教育等資源としての活用 ④都市公園施設としての復旧・調和
基本方針5 最新技術も活用した安全対策の検討
①文化財的価値の保全を踏まえた石垣・建造物等の耐震化等の検討 ②耐震化等安全対策に係る最新技術・現代工法の検討 ③将来の災害に備えた熊本城全体の安全・防災対策等の検討
基本方針6 100年先を見据えた復元への礎づくり
①熊本城調査研究の更なる推進 ②将来にわたる継続的な復旧を支える人づくり ③震災の記憶継承と幕末期など住時の姿への復元検討
基本方針7 基本計画の策定・推進
①関係行政機関・専門家・市民等の意見を踏まえた基本計画の策定 ②国県等の関係機関一体となった復旧の推進 ③城主制度や瓦の活用等による継続的な市民等の参画による復旧

図表11-3-8 特別史跡熊本城跡保存活用
委員会委員名簿（平成27・28年度）

氏名	分野	役職等
伊東 龍一	文化財保護 (日本建築史)	熊本大学大学院自然科学研究科教授 熊本市文化財保護委員会委員
伊東 麗子	植物	樹木医 (株式会社 九州開発エンジニアリング)
今村 克彦	文化財保護 (考古学・史跡)	熊本県文化財保護審議会委員
北野 博司	文化財保護 (考古学)	東北芸術工科大学 歴史遺産学科長
北原 昭男	文化財保護 (木質構造)	熊本県立大学環境共生学部居住環境学科教授
千田 嘉博	文化財保護 (考古学)	奈良大学学長
田中 哲雄	文化財保護 (石垣・城郭)	(姫路市) 日本城郭研究センター名誉館長
谷崎 淳一	地域活性化	熊本商工会議所 専務理事
富田 紘一	文化財保護 (考古学)	熊本市文化財専門相談員
中井 滋	公募	公募
永田 求	文化振興	熊本県文化協会 常務理事
西嶋 公一	地域活性化	熊本経済同友会 熊本の価値創造委員会副委員長
西村 邦昭	公募	公募
平井 聖	文化財保護 (日本建築史)	東京工業大学名誉教授 昭和女子大学特任教授
松永 和典	地元地域	熊本市中心商店街等連合協議会 会長
松本 寿三郎	文化財保護 (歴史学)	元熊本大学教授
毛利 秀士	地元地域	一新校区自治協議会 会長
山尾 敏孝	文化財保護 (土木遺産学)	熊本大学大学院自然科学研究科教授 熊本市文化財保護委員会委員
吉田 純一	文化財保護 (日本建築史)	福井工業大学工学部建築土木工学科教授 F T U福井城郭研究所長
吉丸 良治	文化振興	熊本県文化協会 会長

(敬称略・委員50音順)

※平成29年度・30年度については委員の改選を行う。

図表11-3-9

熊本城復旧基本方針に関する懇談会委員名簿

役職	団体・役職名	氏名
会長	東京農業大学名誉教授	蓑茂 壽太郎
副会長	熊本市文化財保護委員会委員長	村上 豊喜
委員	熊本商工会議所会頭	田川 憲生
委員	熊本城保存活用委員会委員長	平井 聖
委員	熊本県文化協会会長	吉丸 良治

(敬称略・委員50音順)

③熊本城復旧基本計画策定に向けて

平成29年度中の「熊本城復旧基本計画」策定に向けては、基本方針を踏まえ、学識者や専門家、経済団体関係者、市民等から幅広い意見を聴取するため、12月に熊本市附属機関設置条例に基づく附属機関として「熊本城復旧基本計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置した。

図表11-3-10 熊本城復旧基本計画策定
委員会委員名簿

氏名	役職等	分野
石原 彰人	日本旅行業協会熊本支部長 (J T B熊本支店長)	観光
佐々木 信文	公募委員	市民
田川 憲生	熊本商工会議所会頭	経済界
田中 哲雄	日本城郭研究センター名誉館長	歴史学 (石垣)
平井 聖	東京工業大学名誉教授 昭和女子大学特任教授	建築学 (日本建築史)
安田 二郎	熊本市中心商店街等連絡協議会 熊本市新市街商店街振興組合理事長	中心商店街
蓑茂 壽太郎◎	東京農業大学名誉教授	造園学
村上 豊喜	熊本市文化財保護委員会委員長	歴史学 (中世史・文化財)
毛利 秀士	一新校区自治協議会会長	地元地域
吉丸 良治○	熊本県文化協会会長	文化
和田 章	東京工業大学名誉教授 防災学術連携体代表幹事	建築学 (耐震工学)
渡邊 一徳	熊本県文化財保護審議会委員長 熊本大学名誉教授	地質学

◎委員長 ○副委員長

(敬称略)

並行して、熊本城の中で複数の復旧工事が錯綜する中で具体的な復旧手順や復旧手法、段階的公開エリア・ルートの設定等を行っていくための計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルを実施し、平成29年1月に候補者である設計コンサルタントと業務委託契約を締結し、計画策定に向けた支援事業者との協議を行い、具体的な復旧手順等の検討結果等を策定委員会および保存活用委員会に提示することで、多様な議論を経ながら、平成29年度中の計画策定に取り組む予定である。

(5) 熊本城の応急復旧状況

熊本城の応急復旧については、発災直後の初動として、石垣・建造物等の崩壊・崩落により市民生活に影響を及ぼしている民有地・道路等の石垣撤去や建造物の被害拡大を防止するため、市道京町1丁目宮内第1号線の石垣回収等工事、熊本大神宮に崩落した東十八間櫓の部材・石垣回収等工事、飯田丸五階櫓の緊急倒壊防止対策工事、地表面雨水対策緊急工事などに着手し、7月までに市道の石垣撤去工事および飯田丸五階櫓の倒壊防止対策工事を完了、8月1日に市道の規制解除を行った。

次に、復旧に向けた検討を行う中で、文化

財的価値の保全のための石垣・建造物等の部材の撤去、城域内の復旧事業を円滑化するための園路等動線確保、天守閣の早期復旧等の事業に取り組むこととし、北十八間櫓・五間櫓部材回収等工事、長堀部材回収等工事、美術館南園路舗装工事、天守閣復旧の動線となる頼当御門周辺の石垣撤去工事や仮設スロープ設置工事などに着手し、平成29年3月にはこれらの工事を完了した。

また、天守閣の早期復旧事業については、天守閣復旧整備事業として技術提案・交渉方式によるプロポーザルを8月15日から実施し、10月20日に優先交渉権者を選定、設計および価格交渉を適宜行い、3年後の国際スポーツイベント開催を見据えた早期復旧に向けて、平成29年2月に準備・内装撤去等工事に、3月に躯体・外装等工事および大天守石垣撤去工事に着手した。

**図表11-3-11 飯田丸五階櫓
(応急対策後の状況)**



(6) 熊本城復旧への支援金

今回の震災により、熊本城復元整備の財源として寄附金を募っていた「一口城主」制度については、受付や城主証等発送業務などの事務処理および天守閣内への木札芳名板の掲示が出来なくなったことから、4月21日に受付を休止した。

その代替として、4月21日からは「熊本城災害復旧支援金」として銀行口座を開設し、熊本城復旧のための寄附金を広く募ることとなったが、従前の「一口城主」制度が定着し

ていたこともあり、城主として熊本城復旧に支援したいとの問合せと城主制度再開を望む声が市民等から多く寄せられた。

城主制度の再開を望む多くの声に応えるため、城主制度の再開に向けて検討を進め、従前どおり根拠条例を熊本城復元整備基金条例とすることや、1万円以上の寄附者を城主とすること、芳名板の掲示についてはデジタル化を行うことなど再開に向けた課題を整理し、11月1日から「復興城主」制度をスタートした。

「復興城主」制度の開始初日には、受付場所の1つである城彩苑湧々座に長蛇の列ができるなど、想定を遥かに超える寄附金が寄せられることとなった。

平成29年3月31日時点で「熊本城災害復旧支援金」は1,589,871,893円、「復興城主」は886,021,114円の支援金が寄せられている。

(7) 今後に向けて

熊本城の復旧については、熊本市震災復興計画の復興重点プロジェクト③『くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト』および平成28年12月26日に公表を行った「熊本城復旧基本方針」を踏まえて、有識者や専門家、市民等の幅広い意見を聴取し、平成29年度中に「熊本城復旧基本計画」を策定する。

復旧に当たっては、石垣や建造物など文化財的価値の保全を図っていくとともに、各施設等の耐震化や最新技術等の導入による将来を見据えた熊本城の安全・防災対策を検討していく必要がある。

今回の震災は発生時刻が夜間であり、入園者がいなかったことから城内での人的被害はなかったが、発生時刻が日中であったならば、入園者が被害にあっていたと予測される。熊本城の段階的な公開に向けては、防災・減災対策や来城者の避難誘導訓練など、次の災害に備えた対策を検討していく必要がある。

今後は熊本城復旧基本計画に基づき、復興のシンボル「天守閣」の早期復旧を目指し、平成31年(2019年)も見据えた天守閣の復旧

に取り組むとともに、石垣など熊本城全体の復旧はおおむね20年を目途に目指していくことになる。その間、復旧過程の段階的な公開を視野に「今しか見れない熊本城」の活用を検討していく必要がある。また、復旧・復興については、本市単独で進めていくことは困難であるため、引き続き国・県とも連携を図り進めていくこととなる。

図表11-3-12

天守閣（復旧工事着工後の状況）



第4節 熊本市民病院

1. 熊本市民病院の再生

(1) 事前の備え

市民病院は、昭和54年に南館、昭和59年に北館が完成し、さらに平成13年に新館が完成するなど、現敷地内において増築を繰り返しながら、現在では診療科数34科、病床数556床を有する病院として、70年の長きにわたり地域医療の中核を担ってきた。

しかしながら、新耐震基準以前の昭和54年に竣工した南館については、平成13年度の耐震診断において耐震基準を満たしていないと診断され、平成24年3月に設置された「市民病院のあり方に関する特別委員会」での議論を経て、現在地での建替えを決定し、平成25年3月に策定した「熊本市民病院 新病院基本計画」に基づき、平成27年度の着工を目指し準備を進めてきたが、人材・資機材価格の高騰などによる建設費の増大により、平成27年1月に着工の凍結を行い、病床数の削減や移転による建替え等、建設費圧縮に向けての検討を進めてきたところに熊本地震の発災であった。

事前の備えでは、「災害時における医療活動マニュアル」で、災害発生時の院内体制や、医療活動等について作成しており、隔年においては、災害時を想定し、大規模災害多数傷病者受入訓練や白川河川敷での救護班活動訓練を、また、毎年、県公的病院ネットワーク災害医療訓練を行っていた。

また、院内の電気設備は、自家用非常用発電機を重油の残量だけで3日間対応、水については、飲料不可であるが井戸水が供給可能、医療ガスについては、ボンベ等により13日～40日間対応可能な状態であった。

備蓄品については、物流が途絶えた場合に、入院患者に使用する災害用備蓄薬を通常必要な薬剤量に加えて約3日分と、備蓄食および飲料水を共に3日分備蓄している。

(2) 病院の被害状況

① 人的被害

前震・本震後ともに市民病院の入院患者・外来患者には被害がなく、職員については、発災直後の混乱で、参集も含め安否確認も完全に把握はできず、時間を要したが、職員にも人的被害はなかった。植木病院も同様に、人的被害はなかった。

② 建物・設備の被害

前震後、市民病院の構造体には全体的にコンクリート壁せん断ひび割れ、階段室、EVシャフトのコンクリート壁の亀裂等発生、内外装では、内部壁タイル、モルタル剥落、クロス剥離のほか、内部壁に大きなひび割れ等が多数発生した。また、設備等では、エレベーターについては地震感知によって一旦停止したが、メーカー点検後に復旧した。北館の高架水槽と給水設備が破損したが、高架水槽については応急修理によって1/2槽により供給を再開し、給水設備については漏水に対し、応急措置をとった。診療は継続可能と判断し、トリアージセンターを開設し、傷病者の受入れを行っている。

本震後は、前震時の構造体のコンクリート壁せん断ひび割れ、階段室、EVシャフトのコンクリート壁の亀裂等が拡大するとともに、外壁コンクリートに亀裂・剥落が発生し、内外装では、内部壁タイル、モルタル剥落、クロス剥離、内部壁のひび割れが増大したほか、窓ガラスが多数破損した。設備等では、北館の高架水槽破損に加え、南館の高架水槽も破損し、南館については応急修理にて1/2槽により供給を再開したが、北館については機能が停止し、受水槽の破損により井戸水に切替えを行った。給水設備は、南館・新館ともに受水槽破損により、飲用不可となり、北館の冷却塔破損のため冷温水発生器についても再開の目途が立たなくなった。また、エレベーターも停止し、10台中4台が要修理状態とな

った。

南館と北館の被害は甚大で、最も被害が大きかったのは、北館3階東側屋外階段で、コンクリートの剥落により避難通路自体が封鎖となった。また、受水槽および高架水槽、給水設備等の被害も大きかった。

植木病院については、前震後・本震後ともに建物・設備に大きな被害はみられなかった。屋上の高架水槽の倒壊や建物内壁・外壁のタイル剥離等、全体的には軽微な損傷だったため、通常診療を継続するとともに、市民病院をはじめとする他病院からの入院患者の受入れや、1階ロビーを地域住民に開放した。

図表 11-4-1

新館待合ホール天井材落下の状況



③ ライフラインの被害

前震後、市民病院のライフラインの電気については異常なく、水道については、南館・新館に異常はなかったが、北館は高架水槽が破損したため、応急修理後1/2槽により供給、給水設備の配管破損により漏水が発生したため、応急措置をとった。

本震後は、電気についてはすぐに自家発電に切り替わり、九州電力からの送電も約1時

間後に復旧したが、ガスは全閉栓し、水道については受水槽破損により飲用不可となるとともに、配管損傷による水漏れが増大した。

植木病院は、本震後は地下水利用の飲料水が飲用不適となり、2週間ほど給水車対応となった。

図表 11-4-2 受水槽上部破損の状況



④ 診療行為継続不可能の判断

前述①～③の状況を鑑み、本震後の平成28年4月16日朝6時00分に、院内で経営会議を開催。院長を筆頭とし、副院長、首席診療部長、看護部長、事務局長、首席病院審議員がメンバーとして参加した。経営会議にて、建物の損壊状況、余震の持続、ライフラインの状況と配管損傷による水漏れなどから、建物の安全性が担保できず、これ以上の診療行為の継続は不可能と判断し、入院患者全員の転院あるいは退院と、救急外来の受入れ中止を決定した。

(3) 市民病院対策部の設置・初動、指示

市民病院の防災組織体制は、市地域防災計画に基づく、対策部の事務分掌で定められている。病院局対策部長（病院事業管理者）のもと、総務班、診療対策班、植木診療対策班の3班により組織されており、市民等の医療活動に従事し、入院患者の安全性を確保することを最優先事項とする。

前震発災後、4月14日22時、管理棟である新館1階フロアー付近に災害対策部を設置し、すぐに人的被害・建物および設備被害の確認を実施した。人的被害の状況確認は各部

署から対策部に報告をあげ、建物・設備被害の状況確認は院内の施設担当が現場を巡回して確認をとる体制であった。人的、建物・設備等の被害やライフライン等の状況を確認後、患者受入れ可能と判断し、トリアージセンターを開設した。

本震後は、被害の甚大さを考慮し、4月16日1時40分に、院内の情報が入りやすい南館と北館の間にある時間外出入口付近に対策本部を移動した。その後、建物の損傷およびライフラインの停止、配管からの水漏れ等から入院病棟を危険と判断し、対策部は入院患者全員を各館1階フロアへ移動させることを指示した。また、同日6時00分頃、経営会議にて、病院の被害の状況から診療行為の継続は不可能と判断し、入院患者全員の転院あるいは退院と、救急外来の受入れ中止を決定の上、受入先病院を探すための連絡や搬送の指示を行っている。

（４）情報の収集・情報の取りまとめ・発信

院内の情報収集・取りまとめについては、人的被害については各部署から対策部に報告をあげ、建物・設備被害については院内の施設担当が現場を確認して対策部および施設管理室に集約した。ライフラインのうち、固定電話は使用可能だったが、院外の情報は県からの連絡がほとんどで、その他からの情報はライフラインの停止等で得られにくかった。

市災害対策本部とは固定電話や防災無線で連絡を取り合い、水などの支援物資や人的支援が供給された。

情報発信については、前震直後は傷病者等の受入れを行っていたので、特別な情報発信はせず、院内の状況の把握や、患者・傷病者等の対応に留まった。EMIS（災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護にかかわる各種情報を集約・提供することを目的とする国の広域災害救急医療情報システム）に、本震後、建物の状況をシステムに登録したと

ころ、“倒壊のおそれあり”と報道機関に取り上げられ、マスコミ各社が市民病院に殺到する状況となった。

このほか、SNSでは、市民病院公式のフェイスブックで、本震後に避難者へ向けて、誤嚥性肺炎の予防やエコノミークラス症候群予防、避難所における感染予防、災害時の口腔ケア、母と子の相談コーナー等の呼びかけを行った。

（５）入院患者への対応

前震後は、被害の状況を確認したところ、入院患者は全員無事で、地震による怪我なども無いことを確認した。

本震後は、病院建物・設備の被害が深刻であったことから、平成28年4月16日2時頃、入院患者全員を各館1階フロアへ移動させることを指示した。エレベーターが停止したため、徒歩での移動や、複数の職員で患者をシーツや毛布等で包んで階段で降ろす移動となった。平成28年4月16日3時30分頃、院内で経営会議を開催し、建物の状態、ライフラインや配管の状況などを鑑み、安全な医療が継続できないと判断し、まずは重症患者から転院させることを決定した上で、他病院へ連絡を始めた。同日6時00分頃、再び経営会議を開催し、病院での診療行為の継続は不可能と判断し、全員を転院あるいは退院させることを決定した。転院先を探すため、医師全員で各病院へ連絡を行い、受入先病院を探し、順次救急車等で搬送を開始した。受入先は、まず、日頃から連携している病院に依頼するとともに、医師個人のネットワークも活用して決定した。実際の移送では、DMATによる搬送の支援、九州管内の消防隊員による救急車でのピストン移送のほか、NICU患者の移送においては特殊な救急車が必要だったため、医師間のネットワークを活用し、転院先病院の方から本市まで迎えにきてもらったり、ドクターヘリの出動などにより、重症患者の移送対応を行った。転院後は、医師や看護師が転院先病院に出向き、患者へのフォロー

一を行った。

(6) 被災時の対応・活動

① トリアージセンターの設置

前震後、病院建物やライフライン等の状況を確認後、患者受入可能と判断し、トリアージセンターを開設した。トリアージセンターは新館の正面玄関前に1か所と、南館と北館の間にある時間外出入口付近に1か所の、合計2か所設置した。重症患者は救急外来で、中等症患者は内科外来待合室で、軽症患者はリハビリ室で対応した。

図表 11-4-3 トリアージセンター受付状況

平成28年4月14日～4月15日

重症別	患者数	うち入院数
重症患者	16名	16名
中等症患者	59名	14名
軽症患者	241名	
死亡	1名	
合計	317名	30名

前震後から本震までの救急車の受入状況は救急車が60台、病院車が2台であった。

本震後は、病院への被害が甚大で、建物・設備・ライフラインの状況を考慮し、救急外来の受入れを中止するとともに、トリアージセンターの設置を取りやめた。

② 外来患者への対応

前震後はトリアージセンターで外来患者の受入れを行ったが、本震後は外来の受入れを中止し、平成28年4月18日より、自衛隊と赤十字病院から借りたテントで、正面玄関ロータリーにて院外で処方箋発行業務のみを開始した。一般外来患者で、再来患者の受入れを開始したのは平成28年4月28日で、検査部門の一部を新館へ移行し、公益財団法人熊本県総合保健センターから巡回用の胃・胸部併用検診車を借りての対応であった。新規の

外来患者の受入れを開始したのは平成28年5月18日で、民間企業よりコンテナCTを借りての対応であった。

外来患者には、危険箇所への立入りを禁止し、新館等の平屋部分のみの利用で安全確保を行うとともに、飲料水の確保を行った。

③ 医師・看護師等による避難所巡回

本震後の平成28年4月18日より、医師・看護師等でチーム編成の上、各避難所を巡回し、医療・救護活動を行った。

各避難所を巡回するに当たって、医療チームは医師3名・看護師2名・薬剤師1名・医療技術技師1名で編成し、主に避難者の健康面等の相談や、簡単な処方等を実施した。感染対策チームは医師1名・看護師1名・医療技術員1名で編成し、主に感染のケアや衛生面についての指導および衛生物品（マスク・消毒薬・石鹸等）の提供を行った。口腔ケアチームは医師1名、看護師1名、歯科衛生士1名、言語聴覚士1名、栄養士1名で編成し、特に高齢者を中心にケアが必要な避難者への指導や相談等を実施した。リハビリ専門チームは医師1名、看護師1名、理学療法士1名で編成し、避難所で動かない避難者等へ運動の促進や、足や手などの可動指導などを実施した。いずれのチームも朝10時から夕方まで、1日に3～4か所の避難所を巡回し、平成28年6月17日まで継続した。

④ 固定診療所の設置

各専門チームが避難所を巡回する中で、避難所では、日中は仕事や家の片付けなどではない方が多く、夕刻から夜間にかけての医療ニーズが高いことが分かってきたため、避難者の多い湖東中学校と託麻西小学校に平成28年4月22日、固定診療所を試験的に設置し、24時間体制で医療の提供を実施した。その後、固定診療所の利用者数が多くても1日10～20人の状況であり、昼よりも夜に避難者が多いことを考慮し、24時間体制から医療ニーズの高い14時00分から22時00分の時間

帯に変更した。そして、同年4月28日から、市民病院の外来再開をうけて、病院の近隣であった湖東中学校の固定診療所は閉鎖し、託麻西小学校のみ同年5月7日まで継続した。

このほか、福岡市民病院および飯塚市立病院のチームが、九州自治体病院災害時相互応援協定等に基づく支援により、東稜高校に24時間体制の固定診療所を同年4月16日から5月9日まで設置している。

【固定診療所への派遣日程】

第1班 平成28年4月16日
第2班 平成28年4月18日～4月20日
第3班 平成28年4月20日～4月22日
第4班 平成28年4月22日～4月24日
第5班 平成28年4月24日～4月26日
第6班 平成28年4月26日～4月28日
第7班 平成28年4月28日～4月30日
第8班 平成28年4月30日～5月2日
第9班 平成28年5月2日～5月4日
第10班 平成28年5月4日～5月6日
第11班 平成28年5月6日～5月8日
第12班 平成28年5月8日～5月9日

班の基本構成は、医師1名、看護師1名、薬剤師1名、事務職員1名の計4名で、平成28年4月28日からは、臨床研修医1名が追加され、5名での派遣体制であった。なお、飯塚市立病院は第6班：平成28年4月26日～4月28日での派遣で、医師1名、看護師1名、作業療法士1名、事務職員1名の計4名で支援を行った。

⑤看護師の避難所への配置

各区の避難所へ看護師を派遣し、主に運営業務を行い、健康面等の相談があった際には、看護師のスキルを活用し、対応を行った。配置は本震後の平成28年4月19日から各区に4名の看護師で開始し、当初は8時30分から18時00分の日中のみであったが、同年4月22日からは各区に常時6名、24時間体制に切り替えた。5月8日からは東区の1避難所の

み4名体制で継続した。

看護師は、市や学校の職員と一緒に避難所運営に携わったが、元々保健衛生的な相談のスキルは要するものの、避難所の運営に関する相談については限界があったため、不慣れさや混乱を生じながら苦慮して運営に携わった。また、避難所によっては、女性看護師に対する暴言や暴力、ストーカーに近い行為が見受けられる避難者もいたため、女性職員だけにならないよう随時男性職員・男性看護師も配備した。

⑥災害ボランティアセンターでの救護活動

ボランティアセンター救護所へ看護師を派遣し、救護所にてボランティアのケアにあたった。平成28年4月22日から6月15日まで、看護師2名体制で、主に傷の処置、熱中症対策を行った。

⑦保健師と看護師による在宅避難者巡回訪問

避難所ではなく、在宅への支援策として、看護師と保健師で在宅避難者の巡回訪問を行った。平成28年5月12日から6月17日まで、看護師16名、他自治体からの応援保健師14名、地域包括支援センター等で実施したが、避難所の避難者優先で支援を行っていたため、訪問時期が遅くなったことについて苦情やクレームを受ける場合があった。

⑧エコノミークラス症候群防止活動

指定外避難所のほか、避難所ではない公園・駐車場等で車中泊している避難者へ、平成28年4月19日からエコノミークラス症候群防止の啓発等を行うため看護師による巡回を開始した。看護師6名の5班体制で、8時30分から17時00分で巡回したが、日中は仕事や自宅への戻り等であまり避難者がいない状況であった。このほか、避難所へポスターの張り出しを行い、分かりやすいチェックリストを作成し、リスクの高い対象者を抽出の上、避難所等で血栓検査を実施した。

⑨他病院への医療者の派遣

市民病院から転院を依頼した病院へ医療支援として、平成28年4月18日から医師、看護師、医療技術員の合計約120名を派遣し、転院患者のアフターフォローに従事した。

⑩被災地への看護師等派遣

熊本地震の被災地の一つである阿蘇市の「阿蘇医療センター」に、検査技師、放射線技師、看護師を派遣し、支援を行った。平成28年4月20日から順次派遣をはじめ、検査技師2名、放射線技師2名、看護師7名で、5月31日まで継続支援を行った。

⑪市民病院および看護師による心のケア

熊本地震発災後早期に、市民病院助産師による母と子の相談を受付開始し、妊産婦や出産後の心のケアを外來の一角で実施した。また、併せて、市民病院近くの職員住宅で、新生児の沐浴サービスを行った。

地震から一定期間経過後は、市民病院の受診患者家族からの要望で、震災関連の各種申請や、家の片付け等ができるよう、在宅小児患者への訪問や、昼のみの預かりを社会福祉法人むそうと連携して実施し、市民病院は職員住宅の提供や人的支援を行った。

また、保健師と看護師による在宅避難者巡回訪問時には、看護支援と同時にメンタルサポートも行った。

さらには、市職員の震災対応に係る心身の疲弊が課題となり、市労務厚生課を通して、市職員からの相談を受け付けた。

⑫地域支え合いセンターの相談員

被災者の安心した日常生活を取り戻し、生活再建できるよう、見守りや健康・生活支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行うための組織として、平成28年11月から各区役所に地域支え合いセンターを設置した。

主にみなし仮設住宅や市営住宅等入居者、応急仮設住宅（プレハブ仮設）入居者について支援を行ったが、支援に当たっては、これ

まで訪問調査を行ってきた看護師が相談員となり、主体的に対応を行った。

（7）病院の外來診療の一部再開・職員体制

入院患者全員の転院あるいは退院と、救急外來の受入れ中止を決定後、葉が必要な患者に対してのみ院外で平成28年4月18日から処方箋発行業務を、他院への紹介が必要な患者に対する紹介状発行業務と併せて開始した。また、退院された患者の私物受取窓口を開設し、自衛隊と熊本赤十字病院よりテントを借り、正面玄関ロータリーに設置して処方箋および紹介状の発行、病棟に残した私物の引渡しを実施した。同年4月28日からは、検査部門の一部を比較的被害が少なかった新館部分へ移行させるとともに、公益財団法人熊本県総合保健センターから巡回用の胃・胸部併用検診車を無償で借用し、再来患者のみ外來診療を新館で再開した。その後、同年5月18日にはコンテナCTを民間企業から無償で借用し、CT検査が可能となったことから、新館1・2階で新患の外來患者の受入れを開始した。同年12月26日に、被災したNICU9床、GCU5床の受入れを再開した。一般病床の10床受入れを再開したのは平成29年1月20日のことであった。

職員体制は、避難所への職員の派遣、他病院への応援、避難所の長期化をにらんでの医療派遣チームの編成と避難所の巡回、拠点避難所や指定避難所へ看護師の24時間体制の配置など、それぞれの場所での災害対応、医療支援体制での対応を行った。

（8）病院再建への計画・取組

①被災から病院移転再建への決定経緯

市民病院は熊本地震により甚大な被害を受けて、本来の診療機能の大半を失われた状態となった。特に新生児の命を守る拠点の総合周産期母子医療センターの機能停止により、高度な医療措置が必要な妊婦や新生児の受入れが困難となり、市域はもとより広範な影響を及ぼした。

このような事態に直面し、市長は、平成 28 年 5 月 13 日、市民病院がこれまで担ってきた機能を 1 日も早く取り戻すため、東区東町 4 丁目（国家公務員東町北住宅）を移転候補地として、早期の移転再建を行うことを表明した。

②市民病院再建プロジェクトの設置

病院の早期再建を実現するため、平成 28 年 6 月 1 日、政策局に、「熊本市市民病院再建プロジェクト」を設置し、新病院の基本計画の策定や財源の確保、用地取得など、辞令を受けた 12 名の職員を中心とし取り組んでいくこととした。

③市民病院再建基本計画の策定

熊本地震により被災した市民病院を再建するに当たって、自治体病院としての役割や安定的で持続可能な経営について審議することを目的とし、平成 28 年 6 月 6 日に「熊本市市民病院の再建に向けた懇談会」を設置し、「熊本市市民病院再建基本計画」の策定に着手した。

委員の選任は、熊本地震により被災した市民病院を再建するに当たって、自治体病院としての役割や安定的で持続可能な経営について審議するため、病院の経営について識見を有する者、医療機関、医療関係団体の代表者から 5 名を選考するとともに、県健康福祉部長、市民病院事業管理者を加え 7 名を委嘱した。審議は 4 回にわたり行われた。

図表 11-4-4

市民病院の再建に向けた懇談会委員

	委員氏名	所属団体等
会長	松田 晋哉	産業医科大学 教授
副会長	福田 稔	熊本県医師会 会長
	一二三 倫郎	熊本県公的病院長会 会長
	福島 敬祐	熊本市医師会 会長
	水田 博志	熊本大学医学部附属病院 病院長
	古閑 陽一	熊本県健康福祉部 部長
	高田 明	熊本市市民病院 病院事業管理者

(7名 敬称略)

図表 11-4-5

市民病院の再建に向けた懇談会審議内容

回数	開催年月日	内容・開催テーマ
第1回	平成28年6月6日	・熊本地震に伴う被災状況と移転再建の経緯 ・熊本市市民病院の現状と課題 ・熊本市市民病院再建の基本方針(案)
第2回	平成28年6月28日	・診療科目と病床数について
第3回	平成28年7月25日	・新病院に求められる病院機能・適正な病床数
第4回	平成28年8月26日	・熊本市市民病院再建基本計画(案)について

※厚生労働省からオブザーバー参加

また、市議会の公共施設マネジメント調査特別委員会においても、市民病院の再建に向けて、以下のとおり審議がなされた。

図表 11-4-6

公共施設マネジメント調査特別委員会審議内容

回数	開催年月日	内容・開催テーマ
第1回	平成28年6月23日 6月24日	・熊本地震に伴う被災状況と移転再建の方針について ・熊本市市民病院の現状と課題 ・熊本医療圏を取り巻く医療需要 ・熊本市市民病院の再建について
第2回	平成28年7月22日	・熊本市市民病院の再建について
第3回	平成28年8月5日	・病院建設工期比較、建設費比較、他院解体実績等 ・現地建替の概算建設費の増額要因等について ・熊本市市民病院の再建に向けた懇談会について
第4回	平成28年8月22日	・熊本市市民病院再建(案)概要
第5回	平成28年9月7日	・熊本市市民病院再建基本計画(案)について

このほか、市民向けに、市民病院の再建に向けた施設整備基本計画策定に係る市政アンケート調査を実施した。市民病院のイメージや、新病院に期待する医療機能などについて尋ねた。

■平成 28 年度第 1 回市政アンケート調査

- ・実施主体：広聴課
- ・調査期間：平成 28 年 7 月
- ・調査対象：熊本市在住の満 18 歳～79 歳までの男女 5,000 人
(住民基本台帳より無作為抽出)

- ・有効回答件数：2,438件
(有効回収率48.8%)
- ・調査項目
熊本地震における皆様の状況について
市民病院の再建に向けた施設整備基本計画策定に係るアンケート

また、院内では、病院スタッフによるワークショップを次のテーマで3回開催し、病院再建に向けて院内の意見を聴取した。

■熊本市市民病院移転再建ワークショップ

- ・第1回市民病院移転再生WS
日時：平成28年6月15日
場所：市民病院管理棟ロビー
テーマ：こんな市民病院で働きたい！
- ・第2回市民病院移転再生WS
日時：平成28年7月6日
場所：市民病院管理棟ロビー
テーマ：市民病院の〇と×
- ・第3回市民病院移転再生WS
日時：平成28年7月28日
場所：市民病院管理棟ロビー
テーマ：風通しのいい市民病院に、私たちがする

このように、有識者による懇談会などからの意見、公共施設マネジメント調査特別委員会での審議、さらに市政アンケートやワークショップを経て、基本計画策定に取り組み、平成28年9月に、「熊本市市民病院再建基本計画」を策定した。

④病院再建に向けての設計・施工業者の選定

設計・施工業者の選定に当たって、実施要項書、発注仕様書、評価基準書等を作成し、業者選定のための発注公告準備作業を行った。仕様書の作成では、新病院の平面レイアウトコンセプトを市民病院内で提示し、意見集約を図った。基本計画に基づいたプロジェクト案を提示し、医療スタッフ等の意見を集約した平面レイアウトコンセプトを作成することで、医療者の視点からの効率的な配置や、発

注者の意図を明確にし、工期を短縮する狙いがあった。

併せて、市民病院再建事業受託事業者選考委員会を設置し、学識経験者および市関係者により、プロポーザル方式で設計・施工業者の候補者の選定を行った。整備手法は、整備スケジュールの短縮や、施工者のノウハウ・固有技術等の活用ができることなどから、基本設計を含む設計・施工一括発注方式とした。

スケジュールについては、平成29年4月から基本設計・実施設計に13か月、建設工事に18か月、開院準備に2か月の計33か月を開院までの標準的な日程と想定した。

第1回選考委員会は平成29年1月27日に開催し、評価方法等の決定を行い、第2回選考委員会は平成29年3月4日に開催し、ヒアリングを行った後、優先交渉権者、次順位者を選定した。その後、平成29年3月24日に優先交渉権者と契約締結を行い、平成29年4月1日から平成31年6月30日の工期となり、想定より4か月の短縮となっている。プロポーザル方式による選考に際しては、中立かつ公正な審査が行われるよう、事前に評価方法、審査後に価格の妥当性等について、学識経験者の意見を聴取した。

⑤用地の取得に向けた取組

市民病院の移転候補地については、平成27年1月に現地での建替工事を凍結して以来、複数の候補地を検討してきたが、必要な敷地面積の確保、従来の来院患者の利便性、医療機関の配置バランス、連携病院との関係性等から、「国家公務員東町北住宅」を最も有力な移転候補先として検討を進めていたところであった。そのような中、熊本地震発災により被災し、市民病院を早急に再建するためには、移転先の用地取得を速やかに行うことに加え、震災を踏まえ防災上の拠点性も強化する必要があったことから、国が保有し、健軍自衛隊に隣接する「国家公務員東町北住宅」を移転候補地とした。

平成29年3月6日、国へ用地取得費の見

積書を提出し、同年 3 月 31 日契約締結を行った。

⑥経営改善に向けた取組

震災前からの患者数の減少の影響、震災による市民病院被災・再建により、経営改善の必要性が生じた。

市民病院再建では、建設期間でトータル約 170 億円の借金増が見込まれ（平成 28 年 12 月時点での見込み）、東日本大震災時も同様の制度があった減収対策企業債の充てこみとなる。また、建設費は、災害復旧事業債（25 年償還）が充てられるが、このような起債措置により多額の借金を背負うことになる。

上記のような状況を踏まえ、院内から経営改善に向けたアイデアを募り、総務省へ経営改善の取組を示した。また、新年度予算編成における全件一件査定を実施し、契約関係（医事、清掃、警備の委託等）の変更・解除等、見直しを実施した。

さらには、経営改善を踏まえた今後 30 年間の収支見通しを検討し、更なる経営改善項目の検討を行い、着実に実施していくこととした。

⑦震災復興計画との関連

平成 28 年 10 月 14 日に議決された震災復興計画の復興重点プロジェクトに市民の命を守る「熊本市市民病院」再生プロジェクトを掲げており、今後、様々な取組を進めていくこととしている。

総合周産期母子医療については、新病院においても周産期医療の提供に必要な診療科を中心に編成するとともに、小児・成人への成長段階で適切なフォロー（移行期医療）ができる診療体制を目指し、二次救急医療体制については、救急・総合診療科の新設で強化を図ることとしている。地域包括ケアシステムの確立では、回復期に対応する地域包括ケア病棟の設置と、地域のかかりつけ医と他の地域医療支援病院の橋渡しを行い、安心安全な医療を十分に受けられる体制の構築を、

広域医療では、県全域に係る周産期医療、感染症医療を継続的に担っていき、救急医療では、二次救急医療機関として広域的な視点を加えた救急医療提供体制を構築・充実させることを目指していく。

（9）総括

前震・本震の 2 度にわたる大地震により、市民病院は甚大な被害を受けた。建物の損壊状況、余震の継続、配管損傷による水漏れなどから、建物および患者の安全性が担保できないため診療行為の継続は不可能と判断し、入院患者全員の転院又は退院、および救急外来の受入れ中止を決定した。患者の安全を第一に考えた、苦渋の決断であった。

災害時に傷病者を受け入れるはずの市民病院が被災し、本来の病院の役目を果たせなくなることで想定を超えており、発災直後の体制や、災害対応など、大きな課題が生じていた。

そのような中で、医師・看護師・技師等による避難所の巡回や、看護師の避難所配置、保健師と看護師による在宅避難者巡回訪問、エコノミークラス症候群防止活動など、市民病院の医師や看護師、技師等により、院内外の様々な場面での医療支援等を行った。

現在、新病院の移転再建を進めており、再建後の病院は、免震構造を備え、発災後も診療継続できるよう災害に強い病院として再生することを目指している。今回の震災の対応を確認し、検証を行い、それに基づいた改善策、防災対策を考え、想定外を想定した、現実に即した災害訓練などの実施を検討していく必要がある。また、発災時における病院本来の役割である傷病者の受入体制と併せて、避難所等、院外への被災者支援のあり方についても検討が必要となる。

第5節 桜町・花畑周辺地区、並びに熊本駅周辺地区整備事業

1. 両地区の防災・減災対策の見直し

(1) 見直しの必要性

本市の広域交通拠点としての役割を担う桜町・花畑周辺地区、並びに熊本駅周辺地区では、交流拠点の形成や陸の玄関口として再整備を計画していたところ、熊本地震が発生した。今回は夜間の発生であったが、これが昼間や朝夕の通勤・通学時間帯であれば、両地区において犠牲者や大量の帰宅困難者が発生した可能性が高いと考えられる。

このような課題を踏まえ、両地区の防災・減災対策を根本から見直すこととし、臨機の対応が求められた。

桜町・花畑周辺地区の再整備内容
(仮称) 熊本城ホールを含む桜町地区市街地再開発事業や、シンボルプロムナードおよび(仮称)花畑広場等のオープンスペース整備等
熊本駅周辺地区の再整備内容
熊本駅白川口駅前広場整備計画並びにJ R九州による熊本駅ビル開発計画

(2) 震災時における両地区の状況

桜町・花畑周辺地区においては、発災直後、(仮称)花畑広場(約2,000㎡)や辛島公園に、正確な人数は把握できていないものの、多くの人が避難した。また、在宅をためらう人の中には、3日間程度、イベントの主催者の善意で撤去が延長されていた既設テントの中で避難生活を送る方もいた。

熊本駅周辺地区においても、近隣ホテルの宿泊者等の多くが建物内から駅前広場に避難した。

(仮称)花畑広場には、4月21日から、災害ボランティアセンターが設置され、県内外から3万人を超えるボランティアの方々が、ここを起点にバスや市電により各地へ赴いた。

このように、都心部で広域交通拠点に隣接し、各活動場所への移動性に優れた広場は、避難やボランティア活動の拠点となるなど、災害時において有効に機能した。

(3) 見直し検討会議の立ち上げ

両地区の防災・減災面について見直しを図るため、平成28年7月22日、都市建設局に「熊本の新しい二つの顔、防減災プロジェクト会議」を立ち上げた。

メンバーは、副市長および関係局長等、並びに両地区に関わる事業者である熊本桜町再開発株式会社、九州旅客鉄道株式会社とし、アドバイザーとして、まちづくりや防災等の識見を有する方を選考し、計16名で4回にわたり会議を行った。

図表 11-5-1

熊本の新しい二つの顔、防減災プロジェクト
会議構成員

	委員等氏名	所 属 団 体 等
委員	高田 晋	熊 本 市 副 市 長
	植松 浩二	熊 本 市 副 市 長
	鳥井 一治	熊本桜町再開発株式会社 取締役
	山下 信二	九州旅客鉄道株式会社 熊本支社長
	肝付 幸治	熊 本 市 都 市 建 設 局 局 長
	田中 隆臣	熊 本 市 都 市 建 設 局 技 監
	小路 剛志	熊本市 都市建設局 総括審議員兼都市政策部長
	石権 紳一郎	熊 本 市 経 済 観 光 局 局 長
	三島 健一	熊本市 経済観光局 観光交流部長
	小原 雄治	熊本市 政策局 危機管理防災総室長
アドバイザー	養茂 壽太郎	熊 本 市 都 市 政 策 研 究 所 長
	田中 智之	熊本大学大学院自然科学研究科 准教授
	松田 泰治	熊本大学先端科学研究部 教授
	田中 尚人	熊本大学政策創造研究教育センター 准教授
	星野 裕司	熊本大学大学院自然科学研究科 准教授
	菅野 拓	人と防災未来センター 研究員

(敬称略)

図表 11-5-2

熊本の新しい二つの顔、防減災プロジェクト
会議内容

回数	開催年月日	内容
第1回	平成28年7月22日	・災害時に求められる防災拠点の機能 ・桜町花畑地区が災害時に果たすべき機能 ・桜町地区再開発事業の防災・減災機能強化策(素案)【事業者提案】
第2回	平成28年7月29日	・桜町地区再開発事業等の防災・減災機能強化策と災害時に果たすべき役割 ・桜町地区再開発事業の防災・減災機能強化策【事業者提案】
第3回	平成28年8月19日	・両地区の防災・減災機能強化策と災害時に果たすべき機能 ・地域防災計画における論点整理
第4回	平成28年11月25日	会議のまとめ

(4) 見直しの要点と方向性等

①見直しの要点

両地区は、広域交通拠点であるとともに、今後、大規模商業施設や広いオープンスペース等の集客施設、業務施設が整備されることから、災害時には多くの避難者や帰宅困難者、さらには、災害ボランティア等が集まることが見込まれる地域である。

このことから、まず、帰宅困難者の受入れができる堅牢な施設とし、災害時活動を支援する拠点と成りえること、そして、一定期間の後には都市機能としての役割を果たせるようなスキームとすることを念頭に置いた。

②見直しの方向性

上記の要点を踏まえ、両地区が「災害時に果すべき機能」および両開発計画の「防災・減災機能強化策」の方向性を以下の7点に整理した。

- ・民間施設部分においても耐震性の向上等に取り組むことで、施設の機能を維持、若しくは被害を最小限に留め、機能の早期回復を図ること。
- ・災害時でも、市民やボランティア等の移動を支える拠点として機能すること。
- ・時間帯によっては、多くの避難者や帰宅困難者の発生が見込まれるため、これらを支援する拠点として機能すること。
- ・施設やオープンスペース等を活用し、救護支援活動やボランティア活動などの災害時活動の拠点として機能すること。
- ・個別の建物や個別事業者単位における個々の防災・減災対策に留まらず、官民連携し、エリア全体で防災・減災機能の強化（エリア防災）に取り組むこと。
- ・施設等の災害時利用を想定する際は、平常時利用からの場面転換を行うこと。
- ・災害時活動の拠点等として機能するよう水や電気等のライフラインの多重化を図ること。

これらの方向性を踏まえ、「災害時に果すべ

き機能」および両開発計画の「防災・減災機能強化策」の方向性を整理した。

現在、これらを具体化するために、両地区それぞれにかかわる多様な主体と連携し、検討を進めているところである。

(5) 震災復興計画との関連

このように、両地区の防災・減災機能強化策等について見直しを行った上で、平成28年10月14日に議決された震災復興計画において、両地区の再整備を、震災から新たな一歩を踏み出す熊本の象徴として、また、地域経済を長期に下支えする事業として、復興重点プロジェクトの一つ、「新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト」に位置付けた。

(6) 総括

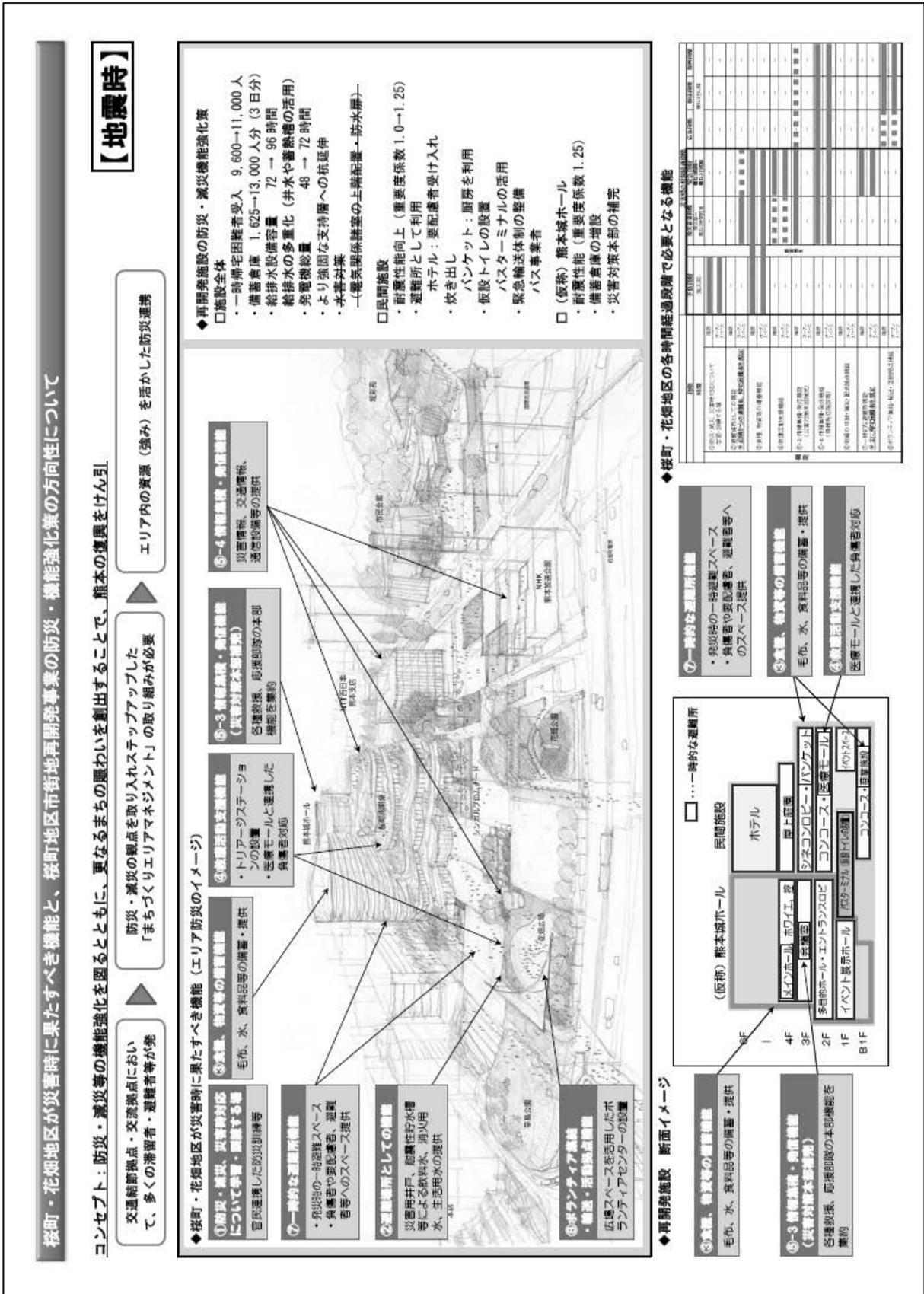
本会議は、震災前からあった両地区の計画を防災・減災面から見直し、必要な改善の方向を検討するために設置されたものであり、「熊本の新しい顔」となる両地区の防減災力の強化に向け、活発に議論が交わされた。

この検討の過程で提案された「エリア防災」という考え方は、個別の建物や個別事業者単位における個々の防災・減災対策に止まらず、複数の建物や施設、そして多様な主体が連動・連携し、一帯の防災性能を高めるというものである。

現在、両地区の「エリア防災」について具体的な検討を進めているところであり、これらが先例となり、他エリアにも積極的に導入されることで、都市全体における防減災力の向上に繋がることを期待している。

最後に、震災復興計画の基本方針に掲げる、「安全・安心な熊本の再生と創造」を実現するため、両地区が、新たな熊本の経済成長をけん引するエンジンとして、また、災害が起きたとしてもレジリエンス（自己回復力）に富んだまちの規範となるよう事業の推進を図っていくこととする。

図表 11-5-3 桜町・花畑地区が災害時に果たすべき機能と、桜町地区市街地再開発事業の防災・減災機能強化策の方向性について



第6節 経済の復興

1. 震災による産業への影響

(1) 震災後の熊本県経済の概況

今回の震災は本市に多大な被害を与えており、本市産業や雇用の情勢についても大きな影響が発生している。

日本銀行熊本支店の平成29年2月公表の「熊本県の金融経済概観」によると、「熊本県内の

景気は、地域や業種によっては厳しい状況が続いているものの、復興需要に拮抗しがみられる下で、回復基調にやや弾みがついている。先行きについても、復興需要の本格化とともに、来年度前半にかけて一旦、回復テンポが増し、その後も息の長い景気回復が続くと予想される。」と判断している。

図表11-6-1 熊本県内経済の概況

	平成28年6月公表(5月分)	平成28年10月公表(9月分)	平成29年2月公表(1月分)
概況	熊本県経済は、震災による供給面の制約を主因に、厳しい状況にある。先行きの景気については、供給面の制約が和らぎ、復興需要が顕在化していくにつれて、徐々に回復に向かうと見込まれる。	熊本県内の景気は、供給面の制約が一段と緩和し復興需要にも幾分拮抗しがみられるも、持ち直している。先行きの景気は回復すると見込まれるが、その時期は、復旧の担い手確保や復興需要の本格化による面が大きいと見られる。	熊本県内の景気は、地域や業種によっては厳しい状況が続いているものの、復興需要に拮抗しがみられる下で、回復基調にやや弾みがついている。先行きについても、復興需要の本格化とともに、来年度前半にかけて一旦、回復テンポが増し、その後も息の長い景気回復が続くと予想される。
個人消費	個人消費は、店舗休業などの供給制約に、余震の継続や先行きへの不安による消費マインドの低下、更には自粛も加わって、大きく減少した。ただし、店舗営業の再開が進むにつれて、持ち直しの動きがみられてきている。この間、これまでのインバウンド需要による下支え効果は、地震以降の外国人観光客の減少に伴い、剥落しているとみられる。	個人消費は、営業再開先が更に増えるなど供給面での制約が緩和する中、耐久財を中心とする生活再建に向けた需要に支えられ、回復が続いている。被災に伴う買い替え需要についてみると、夏場にかけて、家電や家具では増加ペースが幾分鈍化したものの、乗用車では逆に伸び率が伸びた。	個人消費は、耐久財を中心とする生活再建需要を背景に、堅調に推移している。
住宅投資	住宅投資については、供給側が損壊家屋の解体や補修を優先的に進めていることなどから、着工や建設が遅延している。	住宅投資を見ると、持家や貸家の一部で復旧に向けた動きは始まっているが、全体としてみれば、なお鈍い状況が続いている。	住宅投資は、解体の進捗とともに、復旧需要がはつきりと顕在化してきており、増加基調が明確化している。
公共投資	公共投資は昨年度後半から上向いてきたが、震災以降は応急工事を優先する中、通常発注に遅延が見受けられる。	公共投資は応急工事に続き、復旧工事の発注も国の直轄事業を中心に進んでいるが、本格化はまだ先と予想される。	公共投資は、国の直轄工事に続き、県の災害復旧工事が始動してきたことを受けて、増加基調がはつきりとしてきている。
設備投資 (建設投資)	企業の建設投資は、昨年度後半から弱めの動きを辿ってきたところ、震災後は、供給側が損壊家屋の解体や補修を優先的に進めていることなどから、着工や建設が遅延している。	企業の建設投資をみると、一部では被災設備や建屋の復旧需要が顕在化しつつあるものの、計画されている案件が目立って動き出すには、なお時間を要する。	企業の建設投資をみると、被災した建屋などの復旧・復興計画工事が目立って動き出すには、なお若干の時間を要するものの、解体の進捗や補助金交付の決定などにつれて、回復しつつある。
生産	生産面については、多くの業種において被災の影響から、生産活動は大幅に低下した。ただし、復旧作業が進むにつれて、水準こそなお低いものの、徐々に切り上がってきている。	生産面をみると、被災の影響がなお残るものの、操業再開や挽回生産に向け操業度を引き上げる動きが続くも、生産活動は引き続き持ち直している。	生産動向をみると、被災の影響がなお残る先もみられるが、挽回生産のほか、復興関連やグローバル需要を取り込む企業による増産の動きが継続していることから、増加が続いている。当面、生産活動は高水準が続くと見込まれる。
雇用	雇用・所得環境については、全体としてタイトな労働需給が続くも、所得面でも改善基調が続いている。ただし、被災による離職者の増加や求人減少など労働需給はやや引き緩んでおり、所得面にもその影響が及びつつある。	県内の労働需給は、復旧需要に直面する企業からの求人増を背景に、タイトな状況が続いており、9月短観が示唆する企業の人手不足感是非製造業を中心に一段と強まっている(雇用判断DI<全産業ペース>:6月短観▲17→9月短観▲25)。ただし、被災により、操業度の低下や業績が悪化した先も残る中、雇用や所得面には、その影響が引き続き及んでいる。	県内の労働需給は、復旧需要に直面する企業や操業度を引き上げる企業からの求人増を主因に、一段とタイト化している。その下で、地域や職種のミスマッチは残りつつも、雇用や所得面にも、好影響が一部に及んでいる。
消費者物価	消費者物価指数(熊本市、生鮮食品を除く総合)は、前年と同水準となった。(前年比±0.0%)	8月の消費者物価指数(熊本市、生鮮食品を除く総合)は、前年比+0.8%となり前月からの上昇率を高めた。	12月の消費者物価指数(熊本市、生鮮食品を除く総合)の前年比は▲0.3%と、2013年5月以来の下落となった前月に続き、マイナスとなった。
企業倒産	4月の企業倒産(負債金額100万円以上)をみると、件数、負債総額ともに、引き続き低水準にとどまっている。	8月の企業倒産(負債金額100万円以上)をみると、件数、負債総額ともに引き続き低水準にとどまっている。	12月の企業倒産(負債金額100万円以上)をみると、件数、負債総額ともに、引き続き低水準にとどまっている。

(出所：日本銀行熊本支店「熊本県の金融経済概観」より作成)

2. 商工業の復興

(1) 商工関係の被害額

平成28年8月31日現在の本市の商工関係の被害推計額は約1,720億円となっており、内訳は製造業が868億9千万円、卸・小売・サービス業が829億4千万円、宿泊業が21億6千万円となっている。被害推計額は、平成28年5月13日から5月25日に実施した「被災状況緊急ヒアリング」の結果に基づき、業種ごとに「被災したと思われる事業所数と被害額」の見込みを立てて推計を行った。

(2) 被災状況緊急ヒアリング

発災直後は各事業者の被害状況等について情報収集を行うことが困難な状況であったことから、発災から約1か月後に本市が選定した市内事業所に「被災状況緊急ヒアリング」を実施した。調査期間は5月13日から5月25日まで行い、本市が選定した市内事業所354社（製造業：135社、卸・小売・サービス業：172社、宿泊業：47社）に対し、生産・営業の活動状況、建物（施設）・設備（設備、内装、商品）の被害状況、雇用の状況、今後の見通し（当面の対応、取引先の被害状況、フル操業の見通し）、今お困りのこと、その他要望・ご意見等（行政への要望など）について、電話又は面談による直接聞き取り調査を行った。

「今困っていること」に対しては、全体の約3割にあたる98事業所から104件の回答（複数回答含む）があり、「売上・受注の停滞・不振」が35件と最も多く、次に「その他」が22件、「設備・店舗等の損壊」が11件、「求人・人材難」が9件、「資金繰り・金融難」が7件といった回答となった。

「その他要望・ご意見等（行政への要望など）」に関しては、全体の約5割にあたる190事業所から225件の回答（複数回答含む）があり、「資金援助、融資、税負担軽減」が79件と最も多く、次に「キャンペーン、イベント等の実施」が40件、「その他」が33件、「環境整備（瓦礫撤去、危険箇所の修復など）観光施設、文化施設復旧」が18件、「自粛傾向、風評

被害の防止」が14件といった回答となった。

「その他要望・ご意見等（行政への要望など）」を業種ごとにみると、製造業では資金面に次いで、「ライフライン、インフラの復旧」「公共事業の推進」との回答が多かったが、宿泊業では資金面より「キャンペーン、イベントの実施」との回答が多く、次いで「資金面」「環境整備、観光、文化施設の復旧」との回答が多くなった。

(3) 被災事業所相談窓口

①熊本地震に関する特別経営相談

本庁14階大ホールに設置した総合相談窓口の1つのブースとして特別経営相談窓口を設置した。設置については、熊本県よろず支援拠点ビジネス支援センターに依頼し覚書締結により無償で実施することとなり、5月17日から9月30日の期間設置することとなった。主に熊本地震により事業所が被災し、事業継続に困難が生じた事業主や被雇用者に対して、国が実施した補助金、特例措置等の案内や、経営再建に向けた取組について継続的なアドバイスを行った。

窓口相談件数は全体で243件あり、「助成金・補助金」についての相談が115件と最も多く、次いで「販路拡大・売上回復」が34件、「融資・借入」が27件、「事業再建計画」が24件となっている。

②被災した中小企業への経営・融資相談

熊本地震の発生により、4月19日から9月30日の間、熊本地震により被害にあった中小企業者に対する、融資・経営相談の支援窓口をくまもと森都心プラザにあるビジネス支援センター内に設置した。窓口では、本市の融資制度のほか、熊本県や日本政策金融公庫等の融資制度についても情報提供を行い、電話や面談による相談が388件あった。

(4) 被災事業者への支援

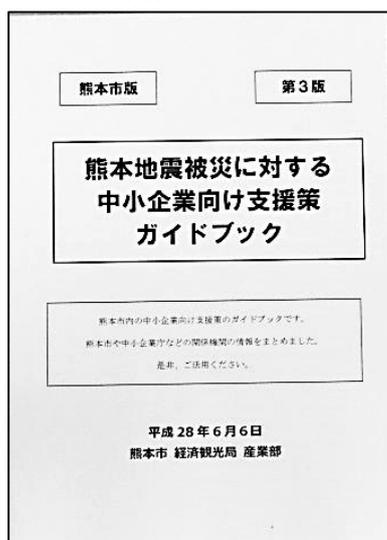
①中小企業向け支援策ガイドブックの作成

被災した中小企業・個人事業者向けに、本

市や県、中小企業庁・各金融機関・その他団体等の支援策や相談窓口等をまとめた、「中小企業向け支援策ガイドブック」の作成を行った。

中小企業向け支援策ガイドブックは第1版を5月10日に市HPに掲載するとともに、13日には市内125商工団体等および本庁総合案内をはじめとする市施設へ合計193部配布した。その後、各支援策の変更等に応じて、ガイドブックに追加・修正・削除を行い、第2版を5月18日に市HPへ掲載、20日には市内124商工団体等および本庁総合案内等へ合計164部配布、第3版を6月6日に市HPに掲載、8日に市内137商工団体等および本庁総合案内等へ合計224部の配布を行った。

図表11-6-2 支援策ガイドブック表紙



②平成28年熊本地震特別融資利子補給

市内中小企業者の早期かつ円滑な事業回復を支援するため、既存の経営安定特例資金を活用した「平成28年熊本地震特別融資」制度を創設し、その新規貸付に対する利子補給を本市が行うことで、被災した中小企業の負担軽減を図っていくこととした。

利子補給利率は2.0%、期間は3年間で、4月22日から9月30日まで受付を行い、申請・認定件数702件中、融資実行件数は514件となっており、そのうち利子補給申請された件数は506件、利子補給実績額は約3千万円であった。

【対象者】

熊本市内に6か月以上居住し、かつ同一事業を6か月以上経営している中小企業者

【融資限度額】

1,500万円以内

【融資期間】

7年以内（据置期間1年以内含む）

【融資利率】

固定 年2.00%以内

※利子補給率：2.00%以内（貸出金利を限度）

期間：3年

【保証料率】

信用保証率：年0.25%～1.70%

③（県）金融円滑化特別資金

自然災害等の突発的理由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行うセーフティネット保証4号に対応する県制度となっている。市内におけるセーフティネット保証4号の認定は平成29年3月31日現在で3,873件となっており、うち保証承諾件数は3,418件となっている。

【支援対象者】

(1) 平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で市町村長の発行するり災証明書を有している者

(2) 又は下記の両方に該当する中小企業者で市町村長が発行する認定書を有している者

- ・熊本県内において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ・災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【支援要件】

- ・期間：1年以上3年以内
→利率：固定 年1.50%以内
- ・期間：3年超5年以内
→利率：固定 年1.65%以内
- ・期間：5年超7年以内
→利率：固定 年1.80%以内
- ・期間：7年超
→利率：固定 年2.00%以内

【支援対象経費等】

設備資金又は運転資金

【補助率】

全額保証料補助

【限度額等】

- ・1企業5,000万円
ただし、対象者(1)は8,000万円
- ・1組合1億円

**④熊本市商店街空き店舗対策事業費補助金
熊本地震被災事業者商店街出店事業**

震災により店舗等が被災し、従前の場所で事業継続が困難となった事業者が、熊本市内の商店街内の空き店舗を活用して出店する際に、その店舗改装にかかる費用に対する補助制度を創設した。この制度は本市の既存制度である商店街空き店舗対策事業補助金を活用し、「熊本地震被災事業者商店街出店事業」制度として実施を行った。平成29年3月31日までに4件の申請があり、400万円の交付を決定した。

【対象者】

平成28年熊本地震により店舗等が被災し、従前の場所での事業継続が困難となった民間事業者および個人事業主で熊本市内の商店街の空き店舗に移転された、若しくは移転予定の方で、平成29年3月末までに開店が可能な方

【補助対象経費】

店舗改装費(外装、内装、設備等の工事費)

【補助対象期間】

平成28年度内

【補助率】

補助対象経費の1/2以内

【補助限度額】

100万円

※その他助成条件等あり

⑤(国・県)商店街震災復旧等事業**(ア)商店街復旧事業(商店街等施設等災害復旧補助金)**

震災により被災した地域(熊本県)の商店街について、被災したアーケードの撤去・回収、共同施設の改修・建替え、街路灯などの設備の改修等に要する費用の補助に対する国制度が創設された。市内における交付決定件数は18団体で、交付決定額は約1億9千4百万円となっている。

【対象者】

商店街等を構成する、商店街振興組合、事業共同組合、任意団体等

【対象経費】

被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯などの設備の改修等にかかる費用

【補助率】

3/4(国:1/2、県:1/4)

(イ)商店街にぎわい創出事業

被害を受けた熊本県内の商店街等に人が集まり、活気を取り戻すための事業に係る経費の一部を補助することにより、商店街の復旧を促進し、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることを目的として国制度が創設された。市内における申請団体が43団体、うち交付決定団体が53件(42団体)で、交付決定額は約8,907万円となっている。

【対象者】

熊本県内の商店街組織、熊本県内商店街組織と民間事業者の連携体

【補助対象事業】

地震後における来街者、売上が地震前に比

べて減少しており、にぎわいを創出することが必要と認められる商店街等において、商店街組織が単独で若しくは複数で、又は民間事業者と連携して実施する、にぎわい創出のためのイベント等の事業

【補助率等】

補助率：定額

補助上限額：100万円、補助下限額：30万円（1商店街組織あたり）

【上限申請回数】

単独事業：2回、共同事業：2回

⑥熊本市商店街等施設等災害復旧事業

「商店街復旧事業（商店街等施設等災害復旧補助金）」で交付決定を受けた団体、かつ熊本地震で被災した公共性の高いアーケードや街路灯などの施設・設備の改修等を行う団体に対して、その費用の一部について補助を行う制度を本市で創設した（事務所や共同店舗は対象外）。

申請があった17団体すべてが交付決定となり、交付決定額は約2,800万円となっている。

【対象者】

商店街震災復旧等事業の交付決定団体

【補助率】

補助対象事業費の1/8以内

図表11-6-3 健軍商店街の被害状況



⑦（国・県）熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）

被災した中小企業者等の施設・設備の復旧整備を支援するため、復旧経費の一部を補助

するもので、補助金の交付を受けるためには、事前に複数の中小企業者等で構成するグループが策定する「復興事業計画」を県に申請し、認定を受ける必要がある。県が直接の窓口となるが、本市においても県と共催で説明会を6月27日から7月1日にかけて市内で計8回実施した。また、本庁8階の産業振興課内にグループ補助金相談窓口を設置して手続き等に関する相談を受けている。

グループ補助金制度が適用となるのは、東日本大震災に続き全国でも2例目となる。熊本地震グループ補助金は平成28年度中に県において第3次公募まで行ったが、被災事業者の申請の簡素化を図るため、提出様式の見直しや記載内容・添付書類の削減と明確化、グループ組成の要件緩和や補助対象者の拡大など、被災事業者の早期復旧のため制度の見直しや手続きの簡略化が随時図られている。

【対象者】

- ①：中小企業者
- ②：中堅企業およびみなし中堅企業等
- ③：みなし大企業のうち、親会社から支援を受けることができない事業者
- ④：①～③が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している全ての事業者

【補助対象経費】

施設・設備の復旧に要する施設費、設備費、工事費等

【グループ類型】

- ・サプライチェーン型
- ・経済・雇用効果型
- ・地域の基幹産業集積型
- ・観光サービス集積型
- ・商店街型

【補助率】

施設復旧等の費用の1/2又は3/4（国：1/3又は1/2、県：1/6又は1/4）

【補助限度額】

1事業者あたり15億円

⑧（国・県）中小企業組合共同施設等復旧事業

被災した熊本県の中小企業組合等が行う共同施設等の災害復旧事業に要する費用を補助する制度が創設された。

【対象者】

事業共同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商工会、商工会議所 等

【対象経費】

施設費、設備費 等

【補助率】

中小企業組合等が行う共同施設の災害復旧事業に要する費用の3/4（国：1/2、県：1/4）

⑨（国）小規模事業者販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）【熊本地震対応型】

小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を補助するものであり、国の既存制度である小規模事業者持続化補助金の「熊本地震対応型」として創設された。一般型の補助上限が50万円に対して、熊本地震対応型の補助上限は200万円となっている。

【対象者】

熊本県全域および大分県の一部地域に所在する平成28年熊本地震の影響を受けた小規模事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費 等

【補助率】

2/3

【補助上限額】

200万円

（熊本県・大分県に所在する事業所）

⑩四市連携事業「2017食の商談会in東京」

鹿児島市、熊本市、福岡市は平成20年8月に交流連携協定を締結しており、平成24年10月

には北九州市も参加し四市交流連携協定を締結した。この協定は、四市が交流連携に取り組み、四市の市域はもとより、九州域の一体的な発展に寄与することを目的としている。

平成28年度はこの取組の一環として、東京都内で食品関連の「展示商談会」並びにバイヤーと出展者が1対1で商談を行う「個別商談会」を、平成29年1月27日に東京都内で開催した。出展者は熊本連携中枢都市圏に主たる事業所がある中小企業者又は中小企業団体とし、首都圏への販路開拓等を図った。

⑪その他

熊本地震後には、各方面から物販等に関する支援の申入れがあり、九州域を中心に首都圏など各地で物販等を行った。また、平成29年1月には台湾高雄市の漢神アリーナでも物産展および現地バイヤーとの商談会を行った。

その他にも、ファッション協会や商店街、専門学校等と連携し、熊本が元気に復興に取り組んでいる姿をアピールするファッションイベントを開催。そのイベントの中で、市内の小学生が復興の願いを込めて作成したオーナメントを、街路樹や商業施設のクリスマスツリー等に飾りつけをする「希望のツリープロジェクト」を実施した。

また、平成28年度に既存事業として実施予定であった、「商店街活性化対策事業（商店街活性化特別支援事業）」、「中心商店街地区魅力向上事業（ストリートアートプレックス）」、「桜町・花畑周辺地区賑わい創出事業（第13回城下町大にぎわい市）」等については、商店街や中心市街地等の活性化や復興に寄与することを目的として、震災復旧等事業として実施した。

（５）企業立地

本市における企業立地は平成24年の政令指定都市移行後、平成28年度までに計73社が立地している。平成28年は11件と減少したものの、熊本地震の影響で立地の見合わせ等を行うことはなかった。

図表 11-6-4 年度別企業立地件数

年度	立地企業数
平成24年度	16 社
平成25年度	16 社
平成26年度	14 社
平成27年度	16 社
平成28年度	11 社
合計	73 社

①誘致企業への対応

熊本地震では、地場企業や中小企業のみならず、本市の雇用の維持・確保・増大に重要な役割を果たしている誘致企業においても甚大な被害が生じた。誘致企業の多くは、全国展開をしていることから、発災後は人員や設備を含めて生産機能を一旦県外に移転し、その後本市に機能を戻している企業もあった。その間、企業においては復旧にかかる修繕費や人件費などの費用も発生しており、被災をきっかけとして拠点の縮小等の可能性も懸念されることから、誘致企業が本市経済において果たしている重要な役割を鑑み、今後も各誘致企業へのフォローアップを行っていく必要がある。今回の震災を踏まえ、熊本地震で建物や設備等が被害を受け、移転を余儀なくされた場合、市内間での移転については従業員の雇用を維持することを前提とし、移転にかかる費用の一部を補助する制度を、平成29年度に創設する予定で検討を進めている。

②震災後の企業誘致

今回の震災を受けて、本市の企業誘致における大きなアピールポイントの1つであった「自然災害の少なさ」が失われ、今後の企業誘致活動が困難となることが予想される。今後は、震災の教訓から災害に強いまちづくりを行っていることをアピールするなど、震災を経験した強みをいかした誘致策や、立地企業に対する支援事業などを検討する必要がある。そのような中、平成29年4月には企業立地補助制度を改正する予定となっており、制

度の改正により同補助制度の中に、企業のBCP対策（クラウド環境の構築）に対する支援制度を組み込む予定となっている。

③大企業等への支援制度の要望

本市が誘致を行ってきた企業には大企業も多く、同じ被災企業であるにもかかわらず、大企業はグループ補助金の対象になっていない。また、被災したことによる他拠点への一時移転に要する経費等も対象外となっている。大企業も復旧に多額の費用がかかっていることが予想され、被災をきっかけとして拠点の縮小等の可能性も懸念される。地場企業の多くがこれらの企業と取引を行っており、誘致企業が地域経済において果たしている役割を鑑み、また、取引を行う多くの地場企業が復興に向けて安心して事業活動が継続できるよう、グループ補助金等の対象拡大を国に働きかけていく必要がある。

3. 就労支援

(1) 雇用情勢

熊本県の震災前の有効求人倍率（季節調整値）は平成28年3月において1.21（全国は1.30）であったが、震災後の平成28年5月には1.30（全国は1.36）となり、その後上昇を続け、平成29年3月は1.54（全国は1.45）となっている。上昇した一因として震災後の復興需要による影響が考えられ、産業別新規求人数における建設業の平成29年3月の新規求人は前年比104.6となっており、復旧・復興に関する工事など、人手不足感が懸念されている。

(2) 労働相談窓口

①熊本地震に関する特別労働相談

特別労働相談窓口（雇用関係）を本庁14階の総合相談窓口の1つとして設置を行い、設置については、熊本県社会保険労務士会に業務委託をし、5月17日から8月31日の期間設置することとなった。主に熊本地震により事業所が被災し、休業又は退職を余儀なくされた、あるいは労使上問題が生じた事業主や被雇用

者に対して、国が実施した特例措置の案内や、労使上の問題について、労働基準法にのっとり適切なアドバイスを行った。

窓口相談件数は全体で102件あり、「雇用保険・助成金」についての相談が55件と最も多く、次いで「その他」が22件、「退職・解雇」が9件、「賃金・割増賃金・退職金」が6件となっている。

②熊本地震に関するハローワークでの相談

厚生労働省の「熊本地震被災地の雇用情勢」では、発災後の4月15日から10月31日までのハローワークにおける熊本地震関連の相談件数が26,362件（熊本局・管内ハローワーク全体）となった。うち雇用保険関係が10,213件（39%）と最も多く、次いで雇用調整助成金関係が9,754件（37%）、仕事関係が4,295件（16%）、その他が2,100件（8%）となっている。

（3）熊本地震に係る特例措置

①事業主への支援

（ア）雇用調整助成金の特例

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する制度で、熊本地震の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主には特例措置が実施された。

【特例の内容】

- ・生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する
- ・熊本地震発生時において起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ・休業を実施した場合の助成率を引き上げる（九州各県内の事業所に限る）
中小企業：4/5、大企業：2/3
- ・新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする

- ・過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする、また、受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ・最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする
- ・支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長（九州各県内の事業所に限る）

図表 11-6-5 平成28年度雇用調整助成金（熊本地震特例）利用事業所状況

計画届	提出事業所数	提出件数
	469社	2,626
支給申請	申請事業所数	申請件数
	389社	824

- ※1 計画事業所数・申請事業所数は、1社が対象期間内の判定基礎に複数回計画又は支給申請しても1社として計上。
- ※2 「判定基礎期間」とは、当該助成金が企業が指定した1年間（例：H28.5.1～H29.4.30）の中で、賃金締切日毎に区切られた1つの期間を云い、この期間で休業等の実績を判定する。熊本地震特例は、雇用調整助成金の対象期間（企業が指定した1年間）の初日が、平成28年4月14日～平成28年10月13日までの間にある事業主に対して適用される。
- ※3 提出件数・申請件数は、1社が複数回提出した（申請した）場合、その複数回件数で計上。
- ※4 計画届を提出後、計画届を取下げた場合も提出事業所として計上。申請事業所についても同様。計画届提出事業所数462社+取下げ事業所数7社=469社、提出件数2,618件+取下げ件数8件=2,626件。申請事業所数380社+取下げ事業所数9社=389社、申請件数814件+取下げ件数10件=824件。
- ※5 それぞれの数は熊本公共職業安定所管内の事業所で計上。「熊本市北区植木町」は菊池公共職業安定所管轄のため計上されない。「熊本市南区城南町・南区富合町」は宇城公共職業安定所管轄のため計上されない。熊本公共職業安定所上益城出張所管内（上益城郡・阿蘇郡西原村）は計上されない。
- ※6 雇用調整助成金は雇用保険適用事業所毎に計画・申請されるが、熊本地震特例で「非該当施設」も利用可能となっていた。非該当施設が熊本安定所管轄外であっても、雇用保険適用事業所が熊本安定管内であれば、数に計上される。
- ※7 休業による件数のみ計上。教育訓練・出向は含まない。
(出所：熊本労働局資料より作成)

（イ）地域雇用開発奨励金の特例

事業主が熊本県内において、事業所の設置・整備・雇入れを行うため、平成28年10月19日から平成29年10月18日までの間に地域雇用開発奨励金の計画書を提出した場合、熊本地震特例が適用され、地域雇用開発奨励金を最大3年間（3回）支給される。

【主な支給要件】

- ・熊本県内において、事業所の設置・整備、雇入れを行った事業主であること
- ・平成 28 年 10 月 19 日から平成 29 年 10 月 18 日までの間に計画書を提出すること
- ・ハローワーク等の紹介により雇入れた労働者又は平成 28 年 4 月 14 日から同年 10 月 18 日の間に熊本地震により一時離職した者（熊本地震により雇用保険の特例措置による離職票の交付を受けた者）であって、本奨励金受給後も継続して雇用される見込みがある者
- ・事業費の設置・整備費用が 1 点あたり 20 万円以上で、合計額が 300 万円以上であること
- ・事業所の被保険者数が増加していること
- ・労働関係法令を遵守していること

【1 回の支給額】

熊本地震特例			
設置・整備費用※	対象労働者の増加数※		
	3 (2) ~4人	5~9人	10人以上
300万円以上 1,000万円未満	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	240万円	400万円	800万円

() 内は創業の場合のみ適用

※平成28年4月14日から同年10月18日までの間に開始した設置・整備費用および雇入れ労働者も対象とする

(出所：厚生労働省「地域雇用開発奨励金（熊本地震特例）」資料より作成)

②従業員・求職者への支援

(ア) 平成 28 年熊本地震等に伴う雇用保険失業給付の特例措置

今回の震災により、国において次の 4 つの特例措置が適用された。

- ・地震等の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかった時は、来所可能な日に失業の認

定日を変更することができることとした（事前の申出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

- ・災害による交通の遮断や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できない時は、その他のハローワークで失業給付の手続きをすることができることとした。
- ・「激甚災害法の適用地域における雇用保険の特例措置」（休業する場合の特別措置）により、熊本県内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できることとした。
- ・「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）により、熊本県内の事業所が災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できることとした。

(イ) 平成 28 年熊本地震等に伴う雇用保険失業給付の給付制限の特例

平成 28 年 4 月 14 日時点で、熊本県内に居住している方であって、地震発生前から平成 29 年 4 月 13 日までに離職した方のうち、雇用保険失業給付の給付制限期間が 3 か月の方は、給付制限期間の短縮（3 か月→1 か月）ができることとされた。

(4) 就労支援

熊本地震によって離職した方を対象にした事業を行い、震災からの復興に向けた支援を実施した。

①臨時職員の採用

今回の震災により被災し、自己の都合あるいは事業所の都合により休職又は退職せざるを得なくなった方を対象に、6 月 1 日～8 月

31日の期間、臨時職員として雇用し、人員を必要とする避難所の運営に従事してもらうこととした。42人の応募があり、うち32名を採用した。

②合同就職面談会

労働局と連携し、2017年新卒予定者、一般求職者および転職を考えている在職者を対象に、求職者と求人企業との合同説明会面談会を実施し、震災を原因として離職した方に対しても雇用のマッチング機会の創出を図った。

③U I J ターンによる人材確保

県外へ進学・就職した若者と地場企業とのU I J ターン合同就職面談会を開催するとともに、平成27年10月に設置したU I J ターンサポートデスクの周知広報を行い、市内企業の人材確保に努めた。平成28年のU I J サポートデスクの相談件数は1,815件(来課142件、電話605件、メール1,035件、その他33件)となっている。

④地場企業PR

より多くの若年者等が市内への就職を選択肢に入れるような意識啓発を図るとともに、市内中小企業の人材確保支援および若年者等の市内中小企業への就職促進を目的として、魅力的な労働環境に取り組む市内中小企業の認知度を高めるため、一般求職者および新卒予定者等を対象とする民間就職情報サイトにおいて、熊本地震にも負けず頑張っている市内中小企業の情報を発信する熊本市特集として「くまもと市で働こう」を開設し、平成28年度は11月21日から51社を掲載した。

4. 事業所用り災証明

(1) 概要

公的な支援事業、あるいは民間の支援制度の中で、り災証明を要件とするものがあり、店舗・事務所・工場等の事業所および事業用設備等に被害を受けた事業者(貸家および集合住宅のオーナー等を含む)に対し「事業所

用り災証明書」の発行業務を行った。事業所用り災証明の発行は平成29年3月31日現在で29,126件となっている。

図表11-6-6

事業所用り災証明書の月別申請・発行件数

		受付件数	発行件数	受付割合
H 2 8	4月	2,974	2,808	10.1%
	5月	9,330	7,250	31.8%
	6月	5,750	6,038	19.6%
	7月	3,563	4,531	12.1%
	8月	2,281	2,912	7.8%
	9月	1,278	1,490	4.3%
	10月	834	737	2.8%
	11月	735	847	2.5%
	12月	544	640	1.9%
	H 2 9	1月	478	463
2月		505	476	1.7%
3月		1,123	934	3.8%
計		29,395	29,126	100.0%

(2) 申請から発行

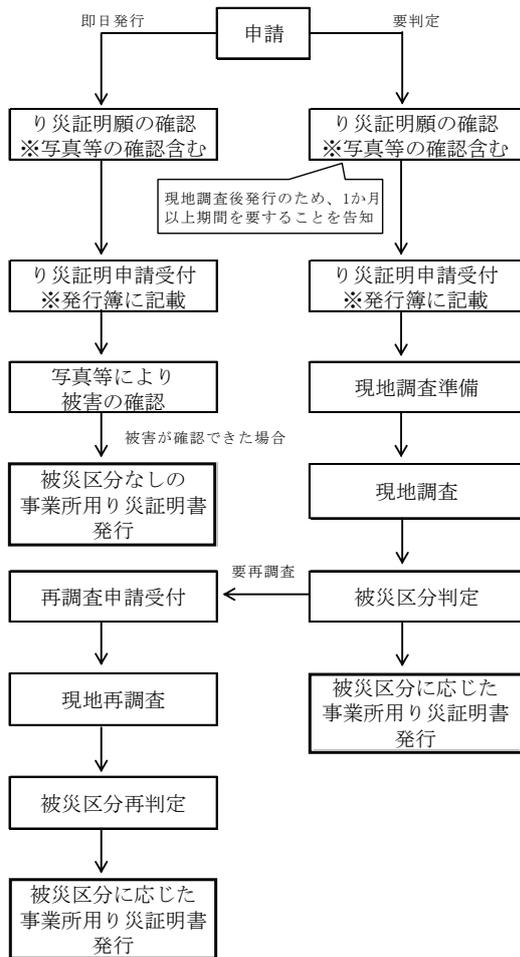
①被災区分判定の取扱い

事業所用り災証明の発行に当たっては、被災区分判定が必要とならない支援制度が多いことや、早急に事業資金の工面が必要となる場合もあることから、早期の被災者支援につながるよう、申請者から被災区分判定の申出がなかったものについては、被災区分判定を行わず、写真等で事業所などの被害状況を確認し発行を行った。

申請者から、事業所用り災証明の被災区分判定が必要との申出があったものについては、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」では非住家を対象としていないが、内閣府の指針等を準用し建物被害の判定を実施した。また、判定結果に不服がある場合には、再調査の申請を受け付け、再調査を実施した。被災事業者が各支援制度を円滑に活用できるよう、早急な被災区分判定および事業所用り災証明の発行を目指して対応に取り組

んだ。

図表11-6-7 事業所用り災証明発行フロー



②調査・発行体制

事業所用り災証明は4月15日から発行を開始した。発災直後は被災区分判定を行わず証明書を発行していたが、公費解体や固定資産税の減免、グループ補助金の建替申請など、被災区分判定を必要とする支援制度もあること、また住家り災証明では、被害の程度により受けられる被災者支援制度の内容に大きな違いがあることから、事業所用り災証明においても判定区分を求める人が大勢いた。多いときには、1日に最大500件を超える申請があり、事業所用り災証明を担当する商業金融課には、電話や窓口での問合せが殺到したことで、その対応に追われることとなり、被害調査に人員を割くことが困難な状況となった。

そのような中、現地調査を5月8日から開始

し、当初は1班体制で行っていたが、受付件数も増え続けたことから、5月24日からは他自治体2市からの応援を受け、3～7班体制で現地調査を行った。他自治体の応援が6月11日で終了したことから、経済観光局内の職員で調整を行い、一時、調査体制の規模を縮小して調査を継続した。その後、7月5日からは他自治体2市の応援が受けられることとなったことから、3～9班体制で調査を実施した。時間の経過とともに受付件数も減少したが、再調査を希望する方もいたため、9月からは経済観光局以外の職員6名を併任職員として受け入れ、現地調査を行った。9月以降は調査件数の状況を見ながら、段階的に体制を減員していくこととなり、平成29年3月31日には事業所用り災証明の新規申請受付を終了することとなった。

事業所用り災証明において被災区分判定を求める方は約10,500件であり、そのうち2次調査を希望した方は約23%であった。さらに、3次調査を希望した方は、2次調査申請者のうち約9%となっている。なお、調査員の研修については、住家り災証明の現地調査を行う本市税務部が実施する研修を受講することとしていたが、税務部の研修が受講できなかった場合には、別途研修を実施した。

図表11-6-8 事業所用り災証明発行業務における主な業務別人員数

※各業務の人員は、1日あたりの配置人員（日よっての増減あり）

		4/15～24	4/25～5/7	5/8～23	5/24～6/11	6/12～6/26	6/27～7/4	7/5～8/31	9/1～3/31
受付		2～3名	5～10名	5～12名	8～12名	8～12名	8～12名	5～12名	5～6名 →1～2名
調査事前準備 申請書整理等		0名	0名	5/12開始 1～7名	1～7名	1～2名	1～2名	1～2名	1～2名→0名
現地調査		0名	0名	1班体制	3～7班体制	1班体制	3～5班体制	3～9班体制	4班体制 →2班体制
被災区分判定後 の証明書発行		0名	0名	0名	2名	2名	2名	2名	2名→1名
(再掲) 職員	本市 職員	産業部内職員 (1～2名)	産業部内職員 (5～8名)	産業部内職員 (5～8名) 各局嘱託員等 (4～12名)	経済観光局内 職員 (5～10名) 各局嘱託員等 (8～12名)	産業部内職員 (2～3名) 各局嘱託員等 (4～12名)	経済観光局内 職員 (5～10名) 各局嘱託員等 (8～12名)	経済観光局内 職員 (5～10名) 各局嘱託員等 (8～12名)	経済観光局内 職員 (4名→0名) 併任職員 (6名→3名) 各局嘱託員等 (4～6名→4名)
	他自治体 職員	-	-	-	2市 (8～10名)	-	-	2市 (6～8名)	9/26～10/20 1市、1町 (2～7名)
備考		4/15から受付 開始	4/25から受付 件数が急増	現地調査開始	他自治体応援 受入	-	-	-	職員の併任発令 9/1から段階的 に減員

(3) 総括

本市では熊本地震前まで事業所用り災証明は「被災を証明するもの」として発行しており、被災区分判定を行って発行を行うケースはほとんどなかった。また、今回の規模の震災は想定しておらず、事業所用り災証明の申請についても2万件を超えることは想定していなかったため、初動時において職員が問合せ対応に追われるなど、体制が十分に確立されていなかったことを踏まえ、次の災害に備えた体制構築を検討する必要がある。

また、店舗兼住宅や共同住宅など、住家のり災証明と事業所用り災証明の両方が対象になる建物もあり、これらについては、住家のり災証明であれば財政局税務部で、事業所用り災証明であれば経済観光局産業部で判定調査を行ってきた。それぞれのり災証明の判定調査については、部署間での協議が十分に行われないまま対応を開始してしまったため、重複して判定調査を行うなど非常に非効率であった。さらには住家と事業所用で取扱いが異なる上、それぞれの部署で手続き等を行う必要があるなど、被災者にとっても非常に煩雑であった。今後はり災証明の被災区分判定において、一元的な判定調査を行うよう関係部署間で十分に協議し、事前の備えを検討していくことが必要になると考える。申請

窓口においても、住家と事業所用り災証明の申請窓口の一本化など、被災者にとっても手続きがしやすい環境を考える必要がある。

最後に、り災証明については現在の指針等で非住家を対象とはしていないが、今後は内閣府において事業用建物についても調査指針等を検討する必要があるものとする。

第7節 農水産業

1. 農業・水産業の被害状況と復興支援

(1) 農水産業の概況

本市では、豊かな自然条件を活かして多様な農水産業が営まれており、全国有数の農業産出額を誇っている。本市の農水産業は、安全・安心で高品質な農水産物を全国各地に供給するとともに、加工、流通、販売等の裾野の広い関連産業と相まって地域経済の活性化に大きな役割を担っており、地域の重要な基幹産業である(詳細は第2章第5節3項参照)。

(2) 農水産業の被害状況と対応

①被害調査と被害状況

2度の大きな地震により、農地の地割れ、隆起、液状化や、集出荷施設、排水機場、漁港等の農水産業関連施設の破損等が発生し、農水産業に多大な被害が生じた。さらに、平成28年6月19日からの豪雨により農地ののり面崩壊、漁港等への流木等の大量漂着など被害が拡大した。

農水局では平成28年4月14日に対策部を設置し、翌15日より農水産業関係の被害状況調査を開始した。被害調査については、以前より県やJA等と連携した調査を実施しており、今回も県による調査様式の配布や調査方法の打合せ、研修等により連携を図った。実施した主な被害調査および期間は以下のとおりである。なお、秋津地区およびみかん園地の被害調査の詳細については、(7) 創造的復興プロジェクト(復興重点プロジェクト)にも記載している。

- 農作物や農水産業関連施設(共同利用施設、ハウス、倉庫等)、機械等の被害状況調査(4/15～)
- 園芸用ハウス燃油漏れ調査および二次被害防止対策の実施(4/15～4/19)
- 液状化対策に係る土壌サンプリング(4/20～4/22)
- みかん園地被害状況1次調査(4/23～5/2)
- みかん園地被害状況2次調査(5/5～5/27)

- ドローンによるみかん園地被害調査(6/21～6/23、8/9～8/25)
- 農業集落排水処理施設被災状況1次調査(4/22～4/30)
- 農業集落排水処理施設被災状況2次調査(管路内部カメラ調査)(5/8～5/11)
- 排水機場被災状況1次調査(動作確認および外観調査)(4/15～4/23)
- 排水機場被災状況2次調査(外観調査異常箇所の詳細調査)(5/1～5/7)
- ため池被害状況調査(5/9)

また、平成29年3月31日現在の被害状況の詳細は以下のとおりである。

図表 11-7-1 農水産業関連施設の被害状況
(平成29年3月31日現在)

[1] 農業関係

農業用施設、機械等

- 液状化や地割れ等の被害に伴うビニルハウスの変形、いちご高設栽培施設の歪み等(283件)
- 農機具格納庫等の倒壊(3,090件)
- 農業用機械(トラクター・コンバイン・田植え機等)の被害(759台)
- 畜舎の破損等(327件)
- 園芸用ハウスの燃油タンク転倒・倒壊による重油漏えい(複数箇所)
- 用水路破損や断水

農地(水田・樹園地)

- 市内全域における農地および農道の被害
- 水田の地割れ、うねり、液状化(423か所)。特に、秋津・飯野地区の田面の沈下、うねりの被害が甚大。
- 河内、芳野、松尾地区を中心としたみかん園地の石積み破損(2,154か所)

共同利用施設、地方卸売市場

- 共同利用施設(カントリーエレベーターやライスセンター等)の敷地内の地盤沈下、施設機械の破損等(34件)
- 卸売市場におけるセリ場や冷凍施設等へ

の被害（市内全7か所）

土地改良施設（農道、用排水施設、ため池、排水機場、農業集落排水処理施設）

- 農道の陥没・のり面崩壊等（62か所）
- 用排水施設
 - 用排水路の亀裂・護岸破損等（241か所）
 - パイプラインの破損および頭首工の亀裂等（89か所）
 - 老朽化した松の木堰（天明地区）の躯体ひび割れの進行と新たな護岸漏水
- ため池における堤体の陥没、隆起、クラック等の発生（12か所）
- 排水機場の被災（全40か所）
 - 排水樋管（3件）、電気設備（3件）、ゲート扉（1件）の破損
 - 地盤沈下に伴う、導水路の亀裂やのり面崩壊（多数）
- 農業集落排水処理施設における周辺地盤の液状化や沈下による管路のたわみ、変形や管路上の舗装陥没等（2処理区）

[2] 水産関係

漁業施設・設備等

- ノリ加工施設、ノリ乾燥機等の破損等（82件）
- にしきごいおよびウナギの養殖池、水槽、配管、ポンプの破損等（5件）

漁場

- 干潟漁場への土砂堆積（白川河口の小島漁協地先）

漁港

- 用地陥没、物揚場等のコンクリートのひび割れ等（5か所）

共同利用施設

- 漁協等の荷捌き所、漁具倉庫、養殖池、海床路等の損壊（16の共同利用施設）

さらに、野菜の選果場における等級選別機の不具合により出荷不可能となった野菜（ナス、トマト 130 t）の廃棄など、農地や農業用施設の被害に伴う農作物・畜産物の廃棄や、水稻作付け不能などの被害も生じている。また、漁業では、干潟漁場への土砂堆積による

図表 11-7-2 農機具倉庫とトラクターの損壊（南区城南町）



図表 11-7-3 ため池の堤体の亀裂、陥没（南区城南町鬼ため池）



アサリ 171 t のへい死や、大量の流竹木等の漁港内への流入による漁船の航行不能などの被害も発生した。平成 29 年 3 月末現在の被害総額は 246.3 億円である（図表 11-7-4）。

図表 11-7-4 農水産業被害状況
(平成 29 年 3 月 31 日現在)

区分	被害額
農作物等（野菜廃棄による被害額等）	2.1 億円
農業施設（共同利用施設等）	148.0 億円
農地等（土地改良施設、田・畑）	84.0 億円
水産関係（漁港、共同利用施設、水産物等）	12.2 億円
合計	246.3 億円

②被害箇所への対応

こうした多様な被災状況に対応するため、職員等による応急措置、国や県への働きかけ、各種事業の活用等を行った。

応急措置としては、複数箇所が発生した燃油タンクからの重油漏えいについて、環境部局等と連携して河川や海域への二次汚染防止対策を行った。また、小山・戸島地区の酪農における断水に対しては、JA等の関係機関と連携し、牛の飲用水の確保に努めた。さらに、農道の大きな破損場所については、片側通行や通行止めの措置を行うとともに、破損した石積み等を撤去し通行を確保する等の措置を実施した。用排水施設の護岸破損場所には土のうを設置したり、ため池の破堤等の二次被害防止のために、緊急的に水位降下作業を実施するとともに、地元農業者や関係者と調整して営農再開に要する代替水源確保を行った。漁港に関しても、危険場所については速やかに土のう積みや立入禁止の措置を行うなどした。

また、農地の亀裂やうねり、農業用パイプラインの被害が甚大だった秋津地区については、麦の収穫時期が直前に迫っていたため、国や県、JA等の関係機関と連携してコンバイン収穫作業の圃場安全点検を行うとともに、水稻作付けができなくなった圃場については大豆への作付け転換を支援し、農家収入の確保を図った。

同時に、被災施設等を早期に復旧・復興で

きるよう、国や県に対して予算の確保や、補助金の交付決定前に実施した施設修理も支援対象とするなどの弾力的な支援を要望した。農道ののり面の石積み破損、用排水路の亀裂、ため池の一部損壊、排水機場のゲート扉破損、漁港内の流竹木等、漁港施設のひび割れや漁港用地の陥没など、緊急性が高いものについては災害復旧事業における査定前着工制度（応急仮工事、応急本工事）や市単独事業を活用し復旧工事に着手した。また、多くの漁業者が被災した、ノリ乾燥機等の加工施設の復旧が災害復旧事業の対象となるよう国に対して制度創設を要望した。災害復旧・復興に関する各種支援事業は図表 11-7-6 に示すとおりである。

これらと平行して、後述するように被災農漁業者支援のためのり災証明の発行や、経営体育成支援事業（国庫補助事業）の説明会の実施、農地・農業用施設災害復旧事業（国庫補助事業）や、平成 28 年度熊本地震被災施設整備等対策事業（強い農業づくり交付金）等の各種支援事業の活用に向けた準備を行った。

また、農道の段差の補修や、用排水路の亀裂の補修等には、農林水産省の多面的機能支払事業の農地維持支払交付金を活用した地元活動組織による対応も推進した。堆積土砂除去のための耕うん作業など漁場の保全活動についても、水産庁の水産多面的機能発揮対策事業の活用を支援した。なお、土砂の堆積により低下した白川河口域漁場の生産力を回復するため、県と連携して水産環境整備事業（国庫補助事業）による漁場の底質改善工事を実施した。

（3）農水産業り災証明書の発行

平成 28 年 4 月 19 日より農水産業に係るり災証明の申請受付を開始した。申請受付および調査は、各農業振興課および分室において担当した。本庁に申請があった場合には、これを受け付けて、調査は各農業振興課および分室に引き継いだ。申請受付は平成 29 年 3 月 31 日で終了したが、市外への避難や入院等

のやむを得ない理由で、期間内に申請することができなかった場合については、4月以降も受付をしている。図表 11-7-5 に平成 29 年 3 月 31 日現在の農水産業災証明の受付・発行状況を示す。

図表 11-7-5 農水産業災証明の受付・発行状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分		受付件数	発行件数
農業関係	東区・中央区	432 件	430 件
	西区	248 件	242 件
	南区	1,484 件	1,469 件
	北区	509 件	505 件
水産業関係		151 件	151 件
合計		2,824 件	2,797 件

農水産業災証明については、地域防災計画にも定められ、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨や台風被害時にも発行した経験があるが、これまで農業用倉庫等の被害状況の把握は必要がなかったため、その判定基準や証明内容は未整理だった。今回の農業用倉庫等の災

証明書の発行に当たっては、構造的には異なる等の課題もあったが、住家の被害程度の基準を準用するとともに、判定に当たり疑義が生じた場合は本庁および各農業振興課・分室と協議し決定した。また、農地に係る災証明書は、具体的な活用方法が明らかでない中での発行となった。その後、補助災害申請には不要であり、固定資産税の減免にも活用できないことを確認し、申請者に説明を行った。

（４）農水産業の復旧・復興に向けた支援

①各種支援事業

前述のような農水産業に係る被害に対応し、迅速な復旧・復興を実現するために、多様な支援事業が実施されている。市ではこうした支援制度の内容をとりまとめ、「平成 28 年度熊本地震による被災農業者への支援制度 農業支援制度ガイドブック」を平成 28 年 6 月に発行するとともに、被災農業者向け経営体育成支援事業の説明会時に配付するなど、事業周知の徹底を図った。図表 11-7-6 に、それぞれの事業内容について示す。

図表 11-7-6 農水産業施設等に係る災害復旧・復興事業（平成 29 年 3 月 31 日現在）

〔1〕 農業関係	
被災農業者向け経営体育成支援事業	
内容	被災した農機具格納庫や畜舎等の農業用施設の修繕、再建および農業用機械等の修繕、取得に要する経費を支援。
補助率	国 1/2、県 2/10、市 2/10
事業申込	1,703 件
総事業費	約 6,800,000 千円
農業生産振興事業	
内容	平成 28 年熊本地震被災施設整備等対策事業（強い農業づくり交付金）を活用した、被災した共同利用施設や卸売市場等の再建、修繕等の助成。
補助率	国 1/2 以内、県 1/10 以内、市 1/10 以内 他
申請受付状況	17 件（野菜、果樹選果施設等 9 件、カントリーエレベーター等 4 件、地方卸売市場 4 件）
総事業費	約 4,834,000 千円
農地等災害復旧事業	
内容	被災した農地、用排水施設等の農業用施設の復旧に対する助成。
補助率	農地：国 96.9%、市 1.86%、農業用施設：国 99.4%、市 0.36%
対象件数	233 件

総事業費	約 2,671,000 千円
熊本市単独災害復旧事業	
内容	被災した農地、用排水施設等の農業用施設で国庫補助の対象とならないものについて、復旧を支援することで早期復旧を行うもの。
補助率	市 1/2 以内
申請受付状況	地震被害分 2,179 件（田 182 件、畑 1,997 件）
総事業費	約 295,000 千円
秋津地区県営農地等災害復旧事業（秋津地区未来創造プロジェクト）	
内容	被害の大きかった秋津飯野地区において、圃場の大区画化や農地集積等を支援。県が主体となり実施。
補助率	農地：国 96.9%、県 1.55%、市 0.93% 施設：国 99.4%、県 0.3%、市 0.3% ※揚水機場については、補助残の 6 割を市で補助
工種	農地 170.7ha、道路 3,958m、橋梁 3 か所、水路 1,781m、排水機場 1 か所、揚水機場 1 か所
総事業費	約 1,535,000 千円
〔2〕水産関係	
水産生産振興事業	
内容	強い水産業づくり交付金（平成 28 年熊本地震対応）を活用した、被災した水産製品流通施設（共同利用施設）の再建を助成。
補助率	国 1/2 以内、県 1/10 以内、市 1/10 以内
対象	熊本県漁連 水産製品流通施設
対象事業費	約 578,000 千円
漁業生産支援経費	
内容	震災により土砂が流入・堆積した干潟の稚貝移植等の漁場回復に関する活動への支援。水産多面的機能発揮対策事業によるもの。
補助率	国 70/100、県 15/100、市 15/100
活動組織数	7
総事業費	約 48,000 千円
熊本ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策	
内容	被災したノリ自動乾燥機の点検・整備・修繕等の経費を支援。
補助率	国 1/2、県 2/10、市 2/10、県漁連 1/10
対象件数	65 件
総事業費	約 17,000 千円
県営漁場災害復旧事業	
内容	被災した漁場における削土・覆砂工事を実施するもの。県が主体となり実施。
負担割合	国 1/2、県 4/10、市 1/10
工事件数	3 件
総事業費	約 330,000 千円
漁港流竹木対策災害復旧事業	
内容	震災後の豪雨により発生した漁港泊地内の流竹木等の撤去、処分を実施。

負担割合	国 2/3、市 1/3
対象	四番漁港北泊地
総事業費	約 4,800 千円

②経営体育成支援事業説明会と要望受付

上記の支援事業のうち、被災農業者向け経営体育成支援事業については、平成 28 年 6 月および 8 月に延べ 25 か所において説明会を実施した。

第 1 回 6 月 14 日～20 日 (18 か所)

第 2 回 8 月 3 日～10 日 (7 か所)

各区の説明会参加人数は以下の表のとおり。

**図表 11-7-7 被災農業者向け
経営体育成支援事業説明会の参加人数**

地区	第 1 回 参加者数	第 2 回 参加者数	計
東区	217 人	80 人	297 人
西区	110 人	53 人	163 人
南区	561 人	250 人	811 人
北区	141 人	75 人	216 人
合計	1,029 人	458 人	1,487 人

その後支援事業の要望受付を平成 28 年 6 月から 12 月にかけて 4 回、延べ 54 か所において実施した。

第 1 回 6 月 21 日～ 6 月 26 日 (12 か所)

第 2 回 9 月 4 日～ 9 月 15 日 (24 か所)

第 3 回 10 月 3 日～10 月 7 日 (9 か所)

第 4 回 12 月 9 日～12 月 14 日 (9 か所)

各区の経営体育成支援事業への要望受付者数は図表 11-7-8 のとおりである。なお、事業説明会や要望受付を行う中で、補助対象者や補助対象要件について県と解釈の違いが生じ、現場において農業者に再度説明を行うなど事務手続きに支障を来した。

**図表 11-7-8 被災農業者向け
経営体育成支援事業への要望受付者数
(平成 29 年 3 月 31 日現在)**

地区	要望受付者数
東区	161 人
西区	112 人
南区	581 人
北区	165 人
合計	1,019 人

③農水産業災害復旧・復興計画の策定

農水産業の熊本地震からの復旧・復興の実現に向けて、農水産業分野で行うべき施策を取りまとめ、平成 28 年 10 月に「平成 28 年熊本地震 農水産業災害復旧・復興計画」を策定した。本計画の策定に当たっては、平成 28 年 6 月に開催した農水産業関係の震災復興座談会において、本市域に管区のある 3 つの J A (J A 熊本市、J A かもと、J A 熊本うき)をはじめ、認定農業者協議会、農業後継者クラブ、土地改良区や漁業協同組合など幅広く農水産業関係団体から意見を聴取した。また、その後も熊本市認定農業者協議会や各 J A の青壮年部会、土地改良区連絡協議会など、様々な機会を捉えて関係団体との意見交換を行い、計画の策定につなげた。

(5) 負担金の減免等

①農業集落排水処理施設使用料

地震により上下水道施設の断水期間が長期にわたり、断水解消後も濁水解消のための排水量(損失水量)が発生したことから、全世帯を対象として減額措置を実施した。断水に伴う措置として使用量の基本料金 1 か月分を減額した。また、濁水解消のための排水量等への対応として、水量 10 m³を限度として使用量を減額した。対象世帯数は 1,018 世帯であり、減免額合計は 1,881 千円である(平成 29

年3月末現在)。

また、半壊以上の被害を受けた世帯を対象に、被災者支援の一環として使用料の減額措置を実施した。6月および7月請求分を免除するとともに、7月および9月の定期検針において使用がなかった世帯の基本使用料を免除した。対象世帯数は220世帯であり、減免額合計は1,074千円である(平成29年3月末現在)。

② 土壌分析手数料に係る免除

地震によって、作物の栽培に係るかん水用井戸水や、液状化が見られた農地に、塩水化等が懸念されたことから、被災農家の営農支援対策として土壌分析の手数料を免除した。井戸水分析検体数は34、土壌分析検体数は17、免除額合計は61,200円である(平成29年3月末現在)。

(6) 人員体制および他都市等からの応援職員の受入れ

地震により、被害状況の調査や対応、り災証明や支援事業の説明や受付等、追加的な業務が多数発生した。このため、5～6月にかけて局内業務の進捗状況を確認し、関係者の理解を得つつ、一般的に実施している業務等を一時中断して災害対応を優先するとともに、人員配置の見直しや応援の受入れ等を実施した。5月からの河内地区のみかん園地の被害状況調査については、担当課のみでは対応が厳しい状況であったため、局内全身体制(40名)で調査を実施した。また、九州農政局等の関係機関ともプロジェクトチームを結成して対応を行っている。

経営体育成支援事業では、専門性が高く対象件数が1,700件以上にもものぼるため、県や他自治体からの応援職員を配置した。他自治体等からの応援職員の派遣状況と業務内容については、図表11-7-9に示す。

図表 11-7-9 他自治体等からの応援職員の派遣状況と業務内容

派遣元	派遣期間	派遣人数	業務内容
岡山市	8/1～8/19	1	経営体育成
北九州市	7/4～7/29	1	支援事業お
熊本県(県央広域本部農林部)	7/7～10/20	1	よび、農業関係り災証明書発行
熊本県(鹿児島県、山口県の応援職員)	9/2～3/31	2	経営体育成支援事業
国土交通省北海道開発局	5/17～6/22	2	農地、農業
土地改良事業団体連合会九州協議会	5/17～7/1	2～4	用施設の被災状況確認

(7) 創造的復興プロジェクト(復興重点プロジェクト)

市では、復興をけん引する緊急かつ重要なものであり、波及効果の大きいものを復興重点プロジェクトとして位置付けて推進している。農業分野においては、3つのプロジェクトが実施されている。

① 秋津地区未来創造プロジェクト

秋津地区では、米・麦・大豆がブロックローテーションで計画的に作付けされており、小玉すいか、ミニトマト等の施設栽培も盛んである。営農形態については、農事組合法人秋津営農組合が大部分の農地を集約し、効率的な営農に取り組んでおり、県内でも優良な地区である。しかし、今回の地震により、秋津・飯野地区の農地約188haの田面の沈下やうねりが発生し、農業用パイプラインや排水路、農道等の農業用施設についても地盤沈下に伴う亀裂等の破損が生じた。

被害状況の調査においては、他都市からの応援職員とともに、徒歩による被害調査を数週間にわたり実施した。また、被害は面的に広がっていたため、航空レーザー測量を用いて全体的な地盤沈下の状況把握を実施した。

復興に当たっては、7月20日に地元関係者で構成する「秋津地区未来創造プロジェクト会議」を立ち上げ、単に現状の復旧ではなく、農業者の意向を十分踏まえながら、地区全体で大区画化を推進し、農用地の集積等を図ることで、地域農業の未来を見据えた創造的復興を目指すこととした。プロジェクト会議には、県・熊本市・益城町がオブザーバーとして参加している。

事業の詳細については図表 11-7-6 に示している(秋津地区県営農地等災害復旧事業(秋津地区未来創造プロジェクト))。

なお、事業の実施に当たっては、被災箇所が広範囲にわたり査定件数も増大したこと、災害査定に係るノウハウを習得した職員が少なかったことなどから、査定資料の作成に手間・労力を要することとなり、被害調査から災害査定までに長期間を要することとなった。また、復旧工事量の増大に伴う人手不足等により工事入札の不調も複数回生じている。

②日本一みかん産地プロジェクト

本市はうんしゅうみかんの全国有数の産地であり、特に金峰山山麓の河内、芳野、松尾等の地域においては、高品質みかんの生産が盛んである。しかし、今回の地震およびその後の豪雨により、これらの地域を中心に、みかん園地の石積みの破損が発生している。

4月23日から5月2日にかけて実施した被害状況1次調査では、被害範囲を把握するために農業者へのアンケート調査を行った。また、1次調査の結果を受けて5月5日から現地で実施した被害状況2次調査では、みかん園地は丘陵地であるため平地での調査に比べて時間を要したことから、調査人員の増加が必要となった。このため、5月11日からは局全体で調査の応援体制を編成し、5月27日まで10班40名体制で調査を行った。

また、6月21～23日と8月9～25日には、災害査定資料作成にかかる事務負担を軽減するために、ドローンを活用した被害調査を実施している。

調査の結果、地震の被災農家数339戸、石積み損壊箇所2,154か所、被災面積205aを確認している。石積みは6月の豪雨によりさらに420か所が損壊した。みかん園地の石積みは、傾斜地における園地の形成や高品質果実の生産等に重要な役割を果たしており、その破損は産地全体に大きな影響を与える。

こうしたことを踏まえ、地震を機に園地の迅速な復旧のみならず、被災した集出荷施設の機能強化等を行い、生産から集出荷まで一貫した高品質化・低コスト化を図ることで、日本一のみかん産地を目指した支援を行うべく、これを復興重点プロジェクトに位置付けている。プロジェクト実施に当たっては、作業道等の整備による園地整備や優良品種への品種転換を併せて推進するとともに、かんきつ選果施設の機能強化や一次選果体制の整備が計画されている。

③穀類乾燥調製施設の再編整備プロジェクト

本市南区城南町および富合町では、米・麦・大豆等の土地利用型農業が盛んで、JA熊本うきの6施設(穀類乾燥調製施設(ライスセンター))で集荷、乾燥調製等を行った上で出荷されていたが、地震により6施設全てが被災し、うち3施設が使用不能となった。

本プロジェクトは、単なる復旧を目指すのではなく、より効率的な集出荷体制を構築し、コスト削減および販売力の向上等を図るものであり、県内でも類を見ないモデル的な取組として、復興重点プロジェクトに位置付けられている。具体的には、使用不能となった施設地域を含む米麦については、大規模な穀類乾燥調製貯蔵施設(カントリーエレベーター)を再編整備するとともに、被災した施設を飼料用米および大豆の専用施設に再整備する。

(8) 課題

農水産業に係る熊本地震への対応については、以下のようにいくつかの課題が挙げられる。

①被害状況調査と応急対応

農作物やハウス等施設の被害状況調査の実施体制について、県やJAとの連携は以前より図られていたため、今回の調査についても一定程度は機能した。しかし、県・市・JAによる「災害調査班」の編成は、毎年、梅雨期前に行われていたため、地震発生時には整備されておらず、関係機関の被災もあり、必ずしも効率的な調査ができなかった。今後は関係機関と調整の上、年度初めの早い時期に体制を整えておく必要がある。また、農地等の被災状況については、職員が直接現地調査を実施したため人手を多く要した。今後、現地調査は市職員が直接行うのではなく、必要に応じて土地改良区や農区等に調査を依頼するなど、迅速な情報収集の方法を確立しておく必要がある。

②燃油タンク倒壊等への対応

大きな揺れにより発生した園芸用ハウスの燃油タンク転倒・倒壊による重油漏えいは、地震前には想定していなかった。燃料を多く使う厳冬期にこうした事故が発生した場合は、河川・海域の汚染など二次被害が大きくなることが予想され、今後、関係部局と連携して燃油タンクの転倒対策を講じる必要がある。

③農水産業り災証明書の発行体制

農水産業に係るり災証明書の発行については、対象者の範囲や、農機具倉庫等の建物の査定基準や証明内容等が未整理であったり、農地に係るり災証明の活用方法が不明であるなど、円滑で迅速な手続きに支障を来したため、こうした点について、あらかじめ準備しておく必要がある。

④事務処理ミスの防止

被災した農業用施設・機械等の再建・修繕を支援する「被災農業者向け経営体育成支援事業」において、県への事業の申請漏れ等により、国および県補助金の不足が生じ、不足分を市が負担することとなった。本事業につ

いては、1,700件を超える事業申請があり、膨大な事務量が生じた中で事業費の確認漏れ等のミスが発生したものであるが、現在、データ管理の徹底やチェック体制の強化など再発防止に取り組んでいる。

⑤農業集落排水処理施設および排水機場に係る業務継続計画（BCP）の整備

農業集落排水処理施設については、業務継続計画（BCP）を策定しておらず、非常時に優先すべき業務を整理できていなかったことが、震災直後の初動の遅れにつながり、被害状況把握から復旧計画を立てるまでに長期間を要することとなった。また、排水機場についても、震災により運転不能となる事態には至らなかったが、業務継続計画（BCP）が策定されていなかった。震災等の非常時に優先すべき業務を特定するとともに、維持管理に必要な措置を定めることを目的とした業務継続計画（BCP）の策定が必要である。

第8節 観光・文化・スポーツの復興

1. 文化財の復興

(1) 文化財の被害状況

熊本地震による2度の大きな揺れにより、本市においても数多くの文化財が被災し、市内に所在する指定・登録文化財のうち、建造物や史跡を中心に計256件中70件が被災した。なかでも、熊本城の石垣や櫓群、洋学校教師ジェーンズ邸等において大規模な崩落、倒壊といった甚大な被害が発生した。また未指定文化財についても数多くの被害が確認されている。

図表 11-8-1 指定・登録文化財の被害状況

文化財の指定種別	文化財数	被害数	うち全壊等被害が甚大なもの
国指定	36	13	2
国登録	24	16	0
県指定	88	17	1
市指定	108	24	1
合計	256	70	4

図表 11-8-2 被害が甚大だった主な文化財

指定区分	名称	主な被害状況
県指定重要文化財	熊本洋学校教師館(ジェーンズ邸)	建物の倒壊
市指定有形文化財	四時軒(横井小楠記念館内)	内外壁崩落、瓦剥落、建物の傾き、一部倒壊
国指定特別史跡	熊本城跡	飯田丸五階櫓石垣、宇土櫓続櫓、戌亥櫓横石垣、南大手門石垣の崩落等
国指定重要文化財	熊本城(13棟)	東十八間櫓、北十八間櫓、宇土櫓続櫓の崩壊等

図表 11-8-3 ジェーンズ邸の被害状況



図表 11-8-4 釜尾古墳の被害状況



(2) 文化財の復旧状況

14日の前震および16日の本震後は、本市職員が現地確認又は電話確認により文化財の被害状況の把握に努め、必要に応じて二次被害等の安全確保の措置やビニールシートによる養生などの応急的な措置を実施した。国指定・登録の文化財については文化庁の専門的な指導を仰ぎながら復旧工事を進めている。

また、「見学できる文化財を増やして欲しい。」との市民からの要望もあったことから、一部施設については安全が確保されたエリアにおいて一部公開を行っている。

①指定文化財・登録文化財

本市の指定文化財および登録文化財は256件あり、うち70件の文化財が今回の震災により被災している。国指定の「池辺寺跡」、県指定の「明徳官軍墓地」、市指定の「明治天皇御幸御野立所」等は被害が軽微であったため、

文化庁・県文化課等と適宜協議を行い、平成28年度中に復旧が完了するよう工事を行った。

今後、復旧に時間を要する国・県指定の文化財については、文化庁・県文化課と連携を図り、各分野の専門家や文化庁調査官を招聘し、専門的な指導を受けながら、復旧に向けた調査や設計を実施していく予定である。

特に被害の大きかった「夏目漱石内坪井旧居」や「明治天皇小島行在所」、「四時軒」などの建築物や国指定史跡の「釜尾古墳」等の古墳については、平成29年4月に設置予定の意見聴取委員会での意見を踏まえ、復旧にかかる基本設計等案の作成を行い、その後、熊本市文化財保護委員会において、それら文化財の復旧方針を決定（国指定のものは文化庁に承認を得る）していく予定となっている。

今後は夏目漱石内坪井旧居や小泉八雲熊本旧居など一部開館・公開している文化財の早期の全館再開と、休館を余儀なくされた旧細川刑部邸やリデル、ライト両女史記念館、洋学校教師館、四時軒等の早期復旧、各文化財の段階的な公開を検討していく必要がある。

また、今回の震災では5月2日に「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が施行されたことに伴い、5月9日に文化庁から文化財保護法に関する事務の取扱いについて通知がなされた。これにより熊本地震で被災した国指定文化財の管理責任者や所有者の変更、滅失・き損等にかかる現状変更等の履行義務については、期限を平成28年7月29日とする措置が適用されたことで、迅速な応急措置を図ることができた。

図表11-8-5 釜尾古墳（養生後）



図表11-8-6

熊本市文化財保護委員会委員名簿

氏名	担当分野	所属団体・役職等
有木 芳隆	美術	熊本県立美術館主幹
伊東 龍一	建築	熊本大学大学院教授
釜場 佳江	文化一般	熊本県ユニセフ協会運営委員
小畑 弘己	考古	熊本大学教授
小堀 俊夫	文化一般	公益財団法人 肥後の水とみどりの愛護基金 文化事業部長
鈴木 元	文学史	熊本県立大学教授
鈴木 寛之	民俗	熊本大学准教授
立石 邦子	文化一般	自立の店「ひまわり」代表
長野 克也	植物	東海大学教授
前川 清一	建造物 (石造物)	熊本県文化財保護指導委員
村上 豊喜	歴史	崇城大学非常勤講師
山尾 敏孝	土木	熊本大学大学院教授

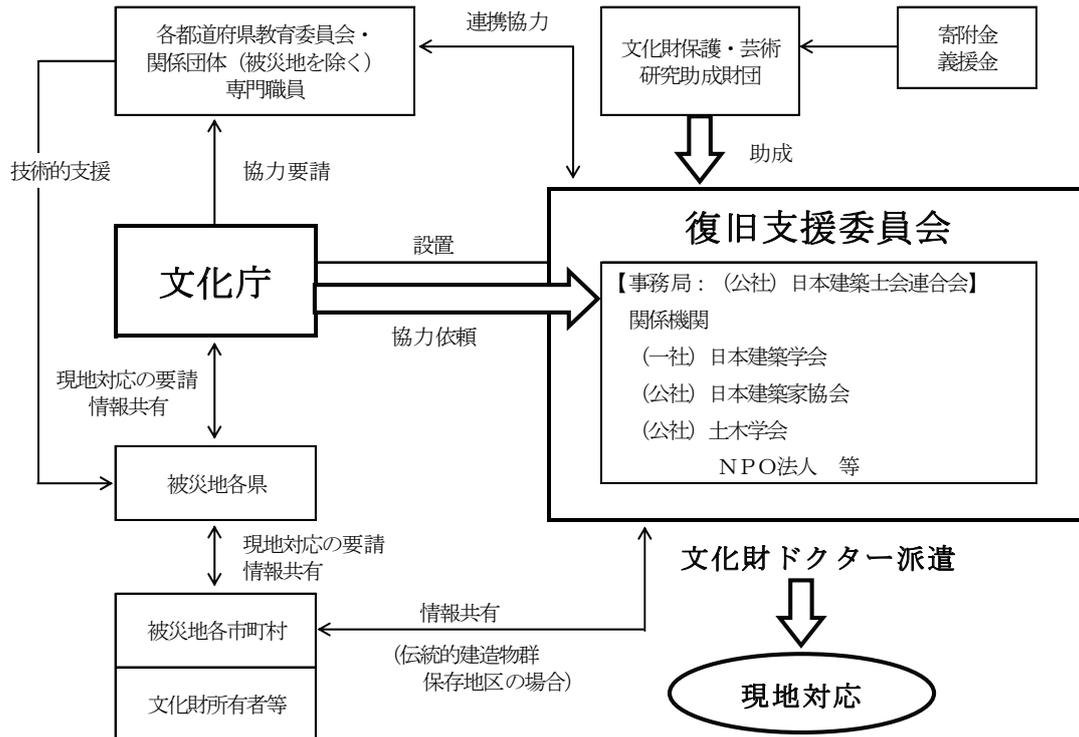
(敬称略)

②民間所有の文化財（未指定文化財含む）

(ア)文化財ドクター派遣事業

今回の震災によって被災した文化財建造物の被災状況の調査を実施するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置および復旧に向けた技術的支援等を行うため、公益財団法人日本建築士会連合会等の協力を得て専門家を被災地に派遣する「熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）」が文化庁により実施された。本市における文化財ドクター派遣事業は、文化財の所有者の同意を得て、1次調査を295棟、そのうち詳細な調査が必要と判断した90棟に2次調査を実施した。

図表11-8-7 文化財ドクター派遣事業スキーム



(出所：文化庁HP「熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業」より作成)

(イ) 文化財レスキュー事業

「熊本県被災文化財救援事業（熊本文化財レスキュー事業）」により被災した熊本県内の動産文化財等を緊急に調査・保全し、滅失のおそれのある貴重な文化財等の退避や一時保管が行われた。

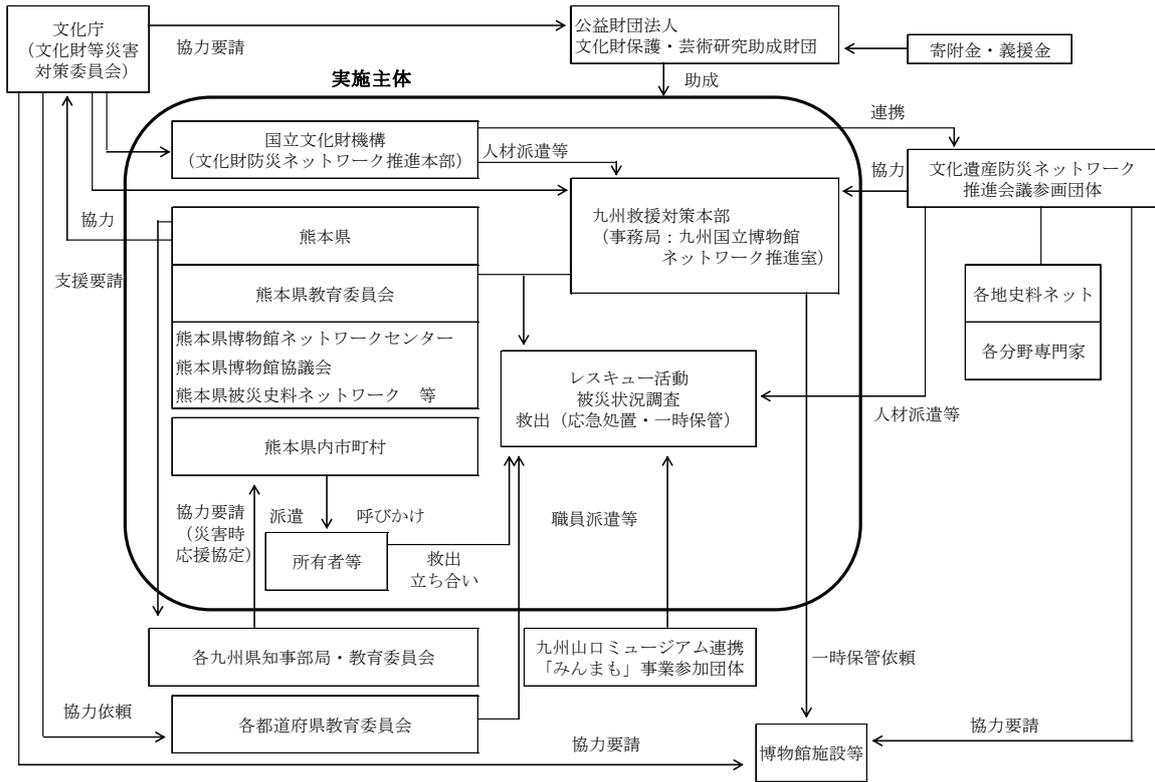
被災した市民が所蔵資料を廃棄するおそれがあるため、4月19日に「民間所在資料保全のお願い」を博物館HPや熊本市フェイスブックで周知し、文化財保護を広く呼びかけた。また4月25日には、熊本大学文学部附属永青文庫研究センターを事務局として同23日に設立された「熊本被災史料レスキューネットワーク（以下「史料ネット」という。）」による文化財救援にも参加し、民間未指定文化財を主な対象として被災家屋からの搬出および資料の一次預かりを行った。

7月12日に開始された「文化財レスキュー事業」にも、史料ネットとともに参加・協力し、相談を受けた案件の予備調査、レスキュー活動、救援された資料の清掃・整理の活動

を継続して行った。毎週開催される文化財レスキュー定例会議にも出席し、相談案件に関する情報交換、レスキュー活動の実施準備等に協力している。

熊本博物館は、平成27年度より熊本県博物館連絡協議会の会長館を務めており、地域の博物館施設との連携を図ってきたところである。「文化財レスキュー事業」においても、会長館として参加・協力するという間接的な関わりであったが、熊本博物館において様々な作業や資料作成等の役割を担うことが求められることとなった。被災自治体の博物館としては、所管施設の復旧等も並行して取り組む必要があり、今後、被災した博物館に過重な負担がかからない仕組みについて、事業の検証・検討が必要と考える。

図表11-8-8 文化財レスキュー事業スキーム



(出所：文化庁HP「熊本県被災文化財救援事業」より作成)

図表11-8-9 平成29年3月31日時点での主な記念館等の開館状況

指定種別	施設名	休館開始日	開館状況 (H29. 3. 31時点)
国指定 史跡	立田自然公園 (泰勝寺跡)	H28. 4. 15	(H28. 6. 1から) 一部開園
	北岡自然公園 (妙解寺跡)	H28. 4. 15	閉園 (H28. 10. 7からH29. 3. 14まで一部開園)
県指定 重要文化財	熊本洋学校教師ジェーンズ邸	H28. 4. 15	閉館
県指定 史跡	徳富記念園 (大江義塾跡) ※徳富旧邸は市指定有形文化財	H28. 4. 15	資料館の2階まで開館 (H28. 5. 10から庭園公開、H28. 9. 1から 資料館2階公開) ※旧邸は立入禁止
市指定 史跡	横井小楠記念館 (四時軒) ※四時軒は市指定有形文化財	H28. 4. 15	閉館
	夏目漱石内坪井旧居	H28. 4. 15	(H28. 9. 1から) 庭園の一部のみ公開
市指定 有形文化財	小泉八雲熊本旧居	H28. 4. 15	(H28. 9. 1から) 庭園の一部および 旧居の一部屋 (玄関先) のみ公開
	御馬下の角小屋	H28. 4. 15	(H28. 5. 10から) 通常開館
国登録 有形文化財	リデル、ライト両女史記念館	H28. 4. 15	閉館

(3) 文化財復旧支援

① 公的補助制度

文化財は指定区分に応じて、国・県・市より、復旧に向けた補助制度があるため、これを活用した復旧を行っていくこととなるが、県指定文化財および指定文化財として潜在的価値のある未指定文化財に対しては、国庫補助がなく、多額の復旧費が必要となるため、

国に対して、これらの文化財に対する補助制度の創設を県とともに要望した。また、国登録文化財に関しては、設計管理費のみが国庫補助対象で、復旧工事費については補助対象外であるため、工事費についても補助対象とするように補助制度の拡充についても併せて国に要望を行った。

図表11-8-10

指定文化財の災害復旧事業の公的補助制度

	国補助	県補助	市補助
国指定文化財	70%	10%	5%
	事業費の70% (通常時の20%加算、 但し最大で85%まで)	事業費の10% ※事業者が市町村の 場合の県補助は5%	国補助の1/10 但し県補助がある 場合、県補助の1/2
県指定文化財	-	50%	25%
		事業費の1/2	県補助の1/2
市指定文化財	-	-	50%
			事業費の1/2 但し上限20万円

② 文化財災害復旧支援金

今回の震災により「熊本藩主細川家墓所」や、現存する熊本最古の洋風建築であり日本赤十字社発祥の地である「洋学校教師館（ジェーンズ邸）」、幕末の思想家横井小楠の旧居「四時軒」などをはじめ、多くの文化財が被害を受けることとなった。そのような中、これら文化財の復旧に向けた励ましや支援の申出が多数寄せられたことから、文化財の災害復旧を行うことを目的として寄附金の受付を検討し、平成29年2月1日から「熊本市文化財災害復旧支援金」の受付を開始した。受付方法は専用口座への振込みとなっている。

支援金は、熊本市文化財保存修復基金に積み立て、文化財の復旧のために活用することとし、平成29年3月31日時点で1,131,606円の支援が寄せられている。

③ 基金

基金については、熊本県において平成28年10月に平成28年熊本地震復興基金条例および平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例が制定され、指定文化財の所有者負担分および民間所有の市指定文化財の復旧費補助に必要な経費相当額の一部を、平成28年熊本地震復興基金事業又は平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金事業から交付することとなった。また、未指定・未登録文化財についても、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金事業により、対象となる文化財の復旧にかかる費用の一部を交付することとなっている。

図表11-8-11 平成28年熊本地震復興基金および平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金を活用した公的補助スキーム（本市の場合）

【国指定文化財】			所有者負担	
公的補助			文化財基金	自己負担
国	県	市	0～7.5%	0～7.5%
70～85%	10%	5%		

【県指定文化財】			所有者負担	
公的補助			文化財基金	自己負担
県	市		12.5%	12.5%
50%	25%			

【市指定文化財】		所有者負担	
公的補助		文化財基金	自己負担
市50%（上限あり20万円） ※平成29年度に上限100万円（建築物1,000万円）に拡充予定		25%	25%
特別交付税措置（市補助の80%）	復興基金 市補助の 20%相当		

【国登録有形文化財（設計費）】			所有者負担	
公的補助			文化財基金	自己負担
国	県	市	0～7.5%	0～7.5%
70%～85%	10%	5%		

【国登録有形文化財（工事費）】		所有者負担	
		文化財基金	自己負担
		2/3	1/3

【未指定・未登録文化財（工事費）対象は文化財ドクター派遣事業の対象建築物（国登録と同等の価値を有すると判断されている）】

①所有者から国登録の同意書の提出があったもの

所有者負担	
文化財基金	自己負担
2/3	1/3

②上記以外（国登録への同意がないもの）

所有者負担	
文化財基金	自己負担
1/2	1/2

※「復興基金」→「平成28年熊本地震復興基金事業」、「文化財基金」→「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金事業」

2. 観光の復興

（1）主な観光施設

①桜の馬場城彩苑

桜の馬場城彩苑は、日本3名城の1つに称される熊本城のふもと、桜の馬場に位置し、熊本のシンボルである熊本城から、地域の食文化や歴史、伝統を発信しお城と城下町の魅力を高めることをコンセプトに平成23年3月に誕生し、桜の小路（物販施設）では、熊本の豊かな食文化や特産品との出会いを、湧々座（歴史文化施設）では、肥後の歴史と文化を体感することのできる観光施設である。城彩苑の平成27年入園者数は約102万人となっている。

今回の震災により桜の馬場城彩苑内の施設等も被害を受けることとなった。桜の小路は、施設への大きな被害はなく、安全確認のため4月15日から28日までは休園したが、29日からは営業を再開した。湧々座は施設の壁や天井が崩落し、機材も壊れる被害を受けたため、4月15日から休館した。その後、応急復旧工事を行い、7月22日からは被害の少なかった2階の「ものがたり御殿」を開館した。復旧工事は進み、1階の展示室等の再開に伴い、10月1日からは全館再開となった。

熊本城の入場規制等の影響もあり、発災後は入園者数が減少したことから、平成28年入園者数は約95万人となり、前年と比べ入園者

数は減少することとなったが、各施設の再開や復興イベント等の開催に伴い、夏場以降は入園者数も例年並みに回復することとなった。

②水前寺成趣園

清らかな水と日本式庭園の美しさで知られる水前寺成趣園は、桃山式回遊庭園の代表的なもので、清らかな湧水が至る所から湧き出て、観光客、市民の憩いの場所となっている。水前寺成趣園の平成27年入園者数は約38万人となっている。

本市の名所のひとつ、水前寺成趣園も14日の地震で被災し、休園を余儀なくされた。16日の本震後には、大鳥居や灯籠が崩壊し、池の水がほぼ干上がった状態になるなど被害を受けることとなった。池の水は戻らず枯渇した状態が約1か月程度つづくこととなったが、その間、園内の安全確認や後処理作業が進み、5月中旬頃からは水位も戻ってきたことから5月16日に再開した。5月21、22日には湧水復興を祈願して、ボランティアによる池の掃除を行い、6月上旬には池の水は元の水位に戻った。

発災後の休園により入園者数が減少したことから、平成28年入園者数は約35.7万人となり、前年と比べ入園者数は減少することとなった。5月には無料開園等を行ったことから、前年との単純比較はできないものの、7月以降は入園者数も例年並みに回復している。

図表 11-8-12

地震後の水位が下がった水前寺成趣園



③動植物園

熊本動物園は、昭和4年、水前寺公園の東側に開園し、市民の憩いの場として親しまれていたが、周辺地域が都市化したことで敷地の拡張が困難となったため、昭和44年に現在の位置に移転した。平成3年には、隣接地に整備を進めていた都市緑化植物園と一体となり「熊本市動植物園」が誕生し、現在も多くの人々に親しまれている。動植物園の平成27年度の入園者数は約74万人となっている。

14日の前震により、園路や施設等の被害が発生し、また断水となったことから動物飼育用のポリタンクを購入したものの、それでも足りず日本動物園水族館協会に支援要請を行った。16日の本震では液状化や地盤の隆起など被害が拡大するとともに、停電が発生し排水ポンプが停止したため発電機をリースし対応を行った。また本震による猛獣舎破損箇所が拡大したため、ライオン等の緊急避難を決定し、日本動物園水族館協会に避難先選定や移送の協力を依頼した。夜間の災害発生であったため、発災直後は園内の動物の安否確認など、暗闇の中で行う必要があり、また「ライオンが放たれた」という事実ではない情報がSNS上で流れたため、職員は施設の被害状況調査、動物の安否確認、各問合せ等の対応に追われることとなった。

そのような中、4月23日には県外4園に動物を移送した。その後、獣舎損壊が著しかった動物の園内移動を行い、27日には余震発生時に動物が脱出する可能性がほぼなくなったため夜間の園内監視を終了した。

図表11-8-13 トラの移送の様子



5月2日からは園内の各施設の復旧に向けた調査・設計業務委託を開始し、10月21日には動植物園部分開園に向けた検討をスタートさせた。その間、地震による子どもたちの心のケアを目的として、「ふれあい移動動物園」(対象は市内の小学校、保育園、幼稚園等、動物はモルモット、ヤギ、ヒツジ、ウサギ、ムツアシガメ等)を実施し、5月26日から12月8日までの間に計35か所を訪問した。平成29年2月25日からは土・日・祝日のみ部分開園により営業を再開することとなった。今後も復旧を進めていく中で、段階的に開園エリアの拡大を検討し、早期の全エリア開園を目指していく。

(2) 主な観光イベント

①おもてなし武将隊

熊本地震の発生により、熊本の観光産業は、熊本城をはじめとする観光施設やホテル等の宿泊施設が大きな被害を受けたほか、直接被害が少ない地域においても、旅行のキャンセルが相次ぐなど、深刻な問題に直面した。そこで、熊本県と熊本市では、熊本における観光地等の正しい情報発信を行い、風評被害の払拭を図り、観光客や交流人口の増加を目指すとともに、熊本城など国民の財産とも言うべき文化財の復旧を推進することを目的に首都圏広報を展開することとなった。

また、地震によって熊本城の石垣が崩れるなど被害も発生したが、耐え抜いた部分も数多く存在した。そこで、加藤清正の築城技術のすごさが熊本地震によって実証されたと捉え、プロモーションの第1弾として、「熊本城おもてなし武将隊とめぐるプレミアム熊本城ツアー」と題し、地震に耐え抜いた熊本城の築城のすごさと魅力を武将隊が案内しながら『自慢するツアー』を開催した。

②二の丸広場ステージ

今回の震災により文化ホール等の施設が被害を受け、コンサートなどイベントが中止される中、熊本のシンボルである熊本城のそば

にステージを作って公演を行うことで熊本の人々に元気になってもらうことを目的に二の丸広場にステージを設営し、9月3日から様々なイベント等で活用されている。

図表 11-8-14

二の丸広場ステージでの武将隊イベント



③お城まつり

熊本地震に伴う熊本城の被害から、これまでイベントを開催してきた有料区域内および奉行丸広場、笹園が使用できなくなったことから、平成28年度は二の丸広場を主会場とし、城彩苑や花畑広場等の関連施設催事との連携を強化し、回遊性を図ることで城下と一体となったにぎわいの創出を図った。

④姫路城との連携

本市と姫路市は、全国の中でも人気の高い熊本城と姫路城を通じた連携事業を進めている。熊本地震により熊本城は被害を受けたが、熊本城天守閣を2019年までに復旧する動きが加速してきたことから、改めて両城を通じ、両市のシンボルであるお城を未来へ引き継いでいくことの価値を知ってもらい、地域経済の活性化に向けた観光誘客につなげる事業を実施した。主な内容はスタンプラリーや海外・国内PR、ポスター・パンフレットによる紹介となっている。

(3) 観光プロモーション

①国内プロモーション

震災による風評被害を払拭するため、首都圏や新幹線沿線主要都市(名古屋、大阪、広

島、福岡、鹿児島)、姉妹都市(福井)、四国(松山)などで、熊本城おもてなし武将隊やひごまる隊を活用し、「正確な情報」や「元気な熊本」を積極的に発信するとともに、首都圏においては、県市連携による広報事業の取組として、「首都圏における復興のシンボル熊本城と震災に負けない熊本の魅力プロモーション」を展開し、「お城EXPO」への出店や、グルメフェアなど、様々なイベント等を実施した。

四都市連携(北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市)における取組としては、他自治体広報誌での熊本応援記事の掲載や、日田彦山線での観光PR等による復興支援も実施された。

また、本市のブランドイメージアップを図ることを目的として、様々なジャンルの方々が、「わくわく都市くまもと」熊本シティブランドの親善大使に就任しているが、今回の震災においても、応援メッセージや市電・しろめぐりん(観光バス)の車内放送、トークショーなど、親善大使による様々な復興支援が行われている。

その他、新たに観光WEBサイトを構築し、「元気な熊本」の発信や観光PR、イベント等の情報を随時発信している。

②海外プロモーション

被災後の風評被害を払拭するため、海外(中国、台湾、韓国、香港、タイ、ベトナム、マレーシア、アメリカ、オーストラリア等)に向けて、震災後の正確な観光情報の提供や本市の観光PRを実施した。また、新たな観光の魅了創造の取組として、海外からの旅行者向けに、霊巖洞、五輪書等にかかる英語版パンフレット等のPRツールを作成した。

③コンベンションの誘致

従来の医学系を中心とした地元キーパーソンや、首都圏の学会事務局等に対する誘致活動を引き続き行うとともに、震災後は防災や地震関係の学会等への働きかけを実施した。

平成28(2016)年度の熊本市および近隣地区でのコンベンション開催件数は243件、参加者数は89,171人で、熊本地震の影響により、開催件数において前年度から86件(前年度比73.9%)、参加者数において前年度から33,207人(前年度比72.9%)の減少となった。

種別ごとの実績としては、体育館や陸上競技場等の体育施設において、施設の被災や避難所施設としての利用が長期化したことなどから、スポーツコンベンションの開催件数・参加者数とともにほぼ半減となった。また、公共施設の大ホールを中心に多くの人員を収容できる施設が被災により長期間使用できなかったことから、1,000人以上の大規模な大会の開催件数が前年の約4割にとどまった。

月別では、5月の開催件数が0件となるなど、4月中旬から6月上旬までに予定されていたすべてのコンベンションが中止又は延期若しくは開催未定となるなど、4月から8月までは開催件数・参加者数ともに大幅な減少となった。一方で、9月以降は施設の復旧や代替施設の手配が整い、延期や開催未定となっていたコンベンションが開催されたほか、新たに震災関連のコンベンションが企画・開催されたことなどから、9月から3月までの総数は開催件数・参加者数ともにほぼ前年並みの水準に回復した。

※コンベンション開催実績は、熊本国際観光コンベンション協会「平成28(2016)年度コンベンション統計」より。

④九州ふっこう割

平成28年熊本地震により深刻な影響を受けた九州観光の風評被害を払拭するとともに、旅行需要を喚起するため、九州7県に対し、国が旅行プランの割引・販売費用やキャンペーン費用を助成する「九州観光支援のための割引付旅行プラン助成制度」が創設された。この制度は、九州各県が旅行関連会社に割引商品の企画・販売を依頼し、旅行関連会社は割引額とキャンペーンの一部費用を助成金として受け取れる仕組みとなっている。九州ふっ

こう割の実施期間は平成28年7月～12月末までで、早期の旅行需要を喚起する観点から、熊本県への旅行については、第1弾である7～9月の割引率が最大70%、第2弾である10～12月の割引率は最大50%となっている。この制度により多くの旅行者等が熊本を訪れることとなった。

3. 文化振興

本市は年間を通して様々なイベントやコンサートなどを開催していたが、会場となる市民会館や文化施設等が今回の震災による被害により休館することとなり、イベント等の開催を延期又は中止することとなった。

その後、各施設において施設の安全確認や応急復旧が行われ、応急復旧等が完了した施設が順次再開したことから、延期としていたイベントについては日程や会場を変更して開催することとし、また復興に関するイベントも開催を行った。開催した主なイベントは次のとおりである。

図表11-8-15 被災した健軍文化ホール



■スマイル・フェスティヴォ！熊本地震復興応援コンサート

震災後に開設された各避難所にて、7月、8月に出張無料コンサートを計4回実施（7月15日：アクアドーム、22日：火の君文化センター、29日：城南総合スポーツセンター、8月12日：富合雁回館）することとなった。市内で活躍する多彩なアーティスト（ピアノ、ギター、ヴァイオリン、琴など）による演奏が行われ、延べ160人の避難者等が鑑賞した。

■くまもと大邦楽祭

熊本が生んだ地歌三絃界（じうたさんげんかい）の不世出の名人・長谷幸輝大検校を記念して創設され、全国の才能ある邦楽演奏家の発掘・育成の契機を作るとともに、新しい時代の邦楽の進展に寄与し、わが国が誇る「邦楽」の継承と発展を目指して始まり、平成28年度で「～長谷検校記念～くまもと全国邦楽コンクール」は22回目の開催となっている。

当初、6月5日に市民会館シアーズホーム夢ホールで開催する予定であったが、地震の影響により、11月25日に植木文化センターに会場を移し、一部内容を変更したうえで開催した。

■「草枕」国際俳句大会

平成8年に夏目漱石来熊100年記念事業として創設した「草枕」国際俳句大会は、熊本で輝かしい功績を数多く残した俳人夏目漱石を顕彰するとともに、「熊本の都市の魅力と俳句」を世界へ向けて発信し、国際色豊かな俳句大会として継続しており、平成28年で21回目の開催となっている。

■地域創造文化祭～熊本地震復興応援～

熊本市地域文化創造協議会は、平成27年に設立され、地域文化の振興および育成並びに継承、新たな芸術文化の推進、文化団体の交流・連携などに取り組んでおり、地域文化と新たな芸術文化の力で熊本を応援し、地震からの復興を目指すため、地域創造文化祭を開催した。オープニング演奏として、城南火の君太鼓と田原坂太鼓保存会による力強い演奏のほか、ステージ発表では、伝統的な音楽や踊り、コーラスなど、地域に根付いた文化活動を披露、また、子どもたちによるおもてなしお茶席や、絵画教室、粘土遊び教室、フラダンス体験といった参加型のイベントも行った。

■熊本市現代美術館の取組

市民が美術文化を享受するとともに、美術に関する知識および教養の向上を図り、市民文化の発展に寄与することを目的として、熊本市現代美術館を設置している。現代美術館は指定管理にて公益財団法人熊本市美術文化振興財団が管理・運営を行っている。

今回の地震により現代美術館においても、天井や壁の損傷など館内各所に被害を受けたほか、建物全体の空調機が破損したことにより、温・湿度が管理できない状態となり、4月15日から5月10日まで休館することとなった。発災後は、展示室や収蔵庫内の作品の固定作業を行うとともに、作品借用先等と調整を行い、借用作品を一時県外倉庫へ移動させ、被害の拡大防止のための保全作業を行った。

被害の状況から、比較的短期間の工事で復旧できる見込みが立ったため、指定管理者が応急復旧工事を行うことを市と協議し、館内の応急復旧が行われ、5月11日から再開することとなった（指定管理者が負担した費用は、予算措置後、市の予算より補填）。

5月11日からは無料スペースを開放し、上映会やワークショップ、ピアノコンサート等を実施した。5月18日からは展覧会などの催しも再開し、多数の来場者により盛況であった。企画展示室内の修理・点検も順次行い、6月25日に有料の企画展を開会することで全館の再開館となった。その他、今回の震災により市内の文化施設等が多数被災し休館を余儀なくされたため、文化活動の受け皿として、実施が困難となった文化事業（ワークショップ、演劇、演奏会など）の受入れを積極的に行い、最終的に館内外で80以上の事業を実施した。

4. スポーツ振興

今回の震災により、各スポーツ施設が被害を受け、特に体育館は設備等の被害が多く確認されるなど、各施設は休館を余儀なくされ、予定していた多くのスポーツイベントが延期や中止となった。

その後、各スポーツ施設の復旧が順次進み、

施設が再開されるとともに、延期となっていたイベントについては会場を変更するなどして開催した。その他、各スポーツイベントの誘致活動を積極的に行い、市民がスポーツに触れる機会を創出した。開催された主なスポーツイベントは次のとおりである。

■熊本市民早起野球大会

野球の技術向上と発展に貢献し、健康で明るい市民の育成と親睦を目的に毎年開催しているもので、平成28年度は4月22日に開幕予定であったが、震災の影響により会場を変更し7月1日に開幕した。

■熊本地震・震災復興支援ハンドボールチャリティーマッチ in 熊本

熊本地震で被災した子どもたちに元気と勇気を届けるため、7月1日にハンドボール教室および「大崎電気 OSAKI OSOL VS トヨタ紡織九州 RED TORNADO」によるチャリティーマッチが開催された。

■ロアッソ熊本 復興支援熊本市民 DAY2016

発災後から様々な支援を行ってきたロアッソ熊本が、熊本の一日も早い復旧・復興に向けて、「負けんばい熊本復興市民 DAY」をサブタイトルに熊本市冠試合を10月8日に開催し、熊本市内の小中学生は入場無料となった。

■全日本女子レスリング強化合宿

平成27年4月に全日本女子レスリングチームが本市で強化合宿を行ったことを機に、日本レスリング協会に対し、継続的に誘致活動を行い、平成28年10月31日から11月6日にリオオリンピックのメダリストを含む、多くの選手が全日本女子レスリング強化合宿を本市で行った。

■プリンスアイスワールド熊本公演

「熊本に、笑顔と感動を。」をテーマに本格的なアイスショー・プリンスアイスワールドが平成29年1月21日、22日に熊本で初開催

された。被災した子どもたちやお年寄り約1,000名が無料招待されたほか、チャリティースケート教室の開催など、熊本地震の復興を支援する催しも企画され、アイススケートで熊本に元気が届けられた。

第9節 復興への催し

1. 復興に向けた催し

(1) 主な催し等の開催状況

①慰霊祭

熊本地震により犠牲となられた方々を慰霊、追悼するとともに、発災から半年を一つの節目と考え、市民全員で支え合いながら復興への道を歩いていくための誓いの場として、平成28年10月15日、市民会館シアーズホーム夢ホールにて、慰霊祭を開催した。

この時点で判明していた47名のご遺族に対して個別にご案内をしたほか、一般市民に対しても広報紙（市政だより）により広く参列を呼びかけた。

式典には、来賓として、県知事ほか県関係国会議員、市選出県議会議員、市議会議員、警察、自衛隊、校区自治協議会などから多数の参列があった。

式典は、献奏、黙祷後に開式、その後、市長式辞、来賓による追悼の辞、ご遺族代表によるお別れの言葉があり、参列者による献花の後に閉式となった。

なお、無宗教・献花方式で、献花用の花は本市で用意し、市民からの香料、供花、供物などは辞退した。

図表 11-9-1 熊本地震慰霊祭



②がんばろう！熊本 第39回火の国まつり

郷土色豊かな市民総参加のまつりとして親しまれてきた「火の国まつり」を平成28年8月5日と6日の2日間開催した。震災から4

か月という間もない時期であったが、「熊本を元気にしたい」という強い願いをもって、復興をテーマに内容を見直して開催することとなった。6日の総おどりのオープニングでは「がんばろう！熊本」の掛け声で、全国の支援者への感謝の気持ちを込めて白い風船を一斉に飛ばし「おてもやん総おどり」がスタート、また、県内外から熊本を応援したい人も総おどりに参加し、元気を発信してもらえるように、新たに「くまもと応援隊連」を設定した。

③熊本復興ねぶた

青森で毎年開催されている「ねぶた祭り」が、震災で大きな被害を受けた熊本を、少しでも祭りの力で元気にしていきたいという思いで「熊本復興ねぶた」として熊本城二の丸公園で開催された。当初は9月3日と4日の2日間開催される予定であったが、台風12号の接近により4日は中止としたが、3日は多くの方が観覧に訪れるなど大盛況であった。

また、「熊本復興ねぶた」と同日には「元氣ばい！熊本キャラフェス 2016」も開催され、熊本の復興を願い、全国のご当地キャラが熊本城二の丸広場に集合し様々なイベントも行われた。

④BRIDGE of the RAINBOW

～くまもと光のフェスティバル～

熊本の未来への虹の架け橋として、「復興」と「あかり（光）」をテーマに様々なイベントを、平成28年12月17日～平成28年12月25日の期間実施した。オープニングイベントや熊本の民間放送局各社と連携した多彩な光のイベントが開催され、期間中、多くの方がイベントを楽しむこととなった。

⑤「響きあう夢コンサート2016熊本」

～熊本復興に向けての協同プロジェクト～

東京藝術大学学長 澤和樹氏を指揮者に迎

え、平成29年1月に2017ニューイヤーコンサート開催の準備を進めていたが、熊本地震のため市民会館大ホール復旧後の開催を余儀なくされた。本市の状況を鑑み、澤和樹学長から北九州市の「響ホール室内合奏団」と一緒に本市を訪れたいとの申入れがあり、コンサートは、地震により疲弊した熊本市民の心を音楽で癒したいとの願いから、響ホール室内合奏団・北九州市・東京藝術大学の協力により、10月16日14時から熊本市国際交流会館、18時30分から熊本市植木文化ホールで開催された。

⑥熊本城マラソン 2017

熊本城マラソンは本市の政令指定都市への移行を記念して2012年2月に初開催することとなった。以降、毎年実施しており、平成29年2月19日には6回目の開催となった。震災の影響から、コース・沿道等の調査を行った上で、「城下町4km」コースのみフィニッシュ地点と名称を「復興チャレンジファンラン」に変更することで、実施した。熊本地震からの復興を祈念し、参加者には熊本城の瓦の欠片を記念品とするなど、復興に対する取組やイベント等も開催した。

第10節 国等への要望活動・熊本連携中枢都市圏との連携

1. 国等への要望活動

本市地域防災計画第4章第2節第3項には、「災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要を把握し、早期にその財源確保に努めるものとする。」とあり、震災からの復旧・復興に当たっては、施設復旧や被災者支援のための莫大な費用を要することから、躊躇なく、財政面で安心感を持って復旧・復興を成し遂げていく必要があるため、国等に対し、既存制度の拡充や制度創設等の財政支援等について、要望活動を行った。

要望活動は、発災直後から、様々な機会を捉えて実施し、本市単独要望に加え、6月と10月には県とも合同で実施した。

結果として、特に災害廃棄物の処理や熊本城の復旧については、過去にないレベルの支援を受けることが可能となるなど、多くの分野で補助制度創設や補助率の嵩上げ等の対応があった。

しかしながら、生活再建支援制度における一部損壊世帯への支援や宅地被害に対する加算支援金の創設等、過去の災害との公平性の観点等から現在まで対応されていないものもある。

図表 11-10-1 国等への要望一覧

①平成28年5月10日、11日 実施主体：熊本市・市議会

No.	要望項目	要望先
1	被災者等に対する支援	内閣府・厚労省・国交省
2	公共土木施設、ライフライン等の早期復旧	総務省・厚労省・経産省・国交省
3	廃棄物の処理に関する支援	総務省・環境省
4	医療・福祉の確保及び施設等の早期復旧	総務省・厚労省
5	教育環境の早期復旧及び避難所としての学校施設の利用	内閣府・文科省
6	公共施設の早期復旧	総務省・文科省・経産省・国交省・環境省
7	熊本城の復旧をはじめとした文化財・観光施設等の早期復旧及び観光業に対する支援	文科省・国交省

No.	要望項目	要望先
8	被災企業の早期復旧及び地域雇用に対する支援	厚労省・経産省
9	本格復興に対応した農水産基盤及び農業共同利用施設の早期復旧並びに営農再開に向けた支援	農水省
10	災害復旧にかかる財政等支援	内閣府・総務省・財務省

②平成28年6月7日、8日 実施主体：熊本市

No.	要望項目	要望先
1	廃棄物の処理に関する支援について	環境省（廃棄物・リサイクル対策部）
2	宅地被害復旧にかかる支援について	国交省（水管理・国土保全局、都市局）
3	熊本市民病院の再建に向けた支援	総務省、厚労省

③平成28年6月23日、24日

実施主体：熊本県・県議会・熊本市・市議会

No.	要望項目	要望先
1	熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政支援	内閣府・総務省・財務省
2	被災者生活再建支援制度の拡充	内閣府
3	行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設	総務省
4	公立学校施設及び社会教育施設の災害復旧等についての国庫補助制度の拡充	文科省
5	心のケア・学力保障等に係る支援体制の充実	
6	私立学校施設の災害復旧に対する財政措置の拡充	
7	熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧・復興	厚労省
8	医療施設等の災害復旧費についての対象範囲の拡大及び国庫補助率の嵩上げ等	
9	保健衛生施設等の災害復旧費についての対象範囲の拡大及び国庫補助率の嵩上げ等	
10	社会福祉施設等の災害復旧費についての対象範囲の拡大及び国庫補助率の嵩上げ等	
11	被災者の生活再建等を総合的に支援する体制整備についての全額国庫補助制度の創設	
12	国民健康保険及び後期高齢者医療制度並びに介護保険制度における減免措置に係る財源措置	
13	水道施設の災害復旧費等に係る財政措置の拡充	
14	被災した中小企業等における雇用維持等についての国庫補助制度の創設等	

No.	要望項目	要望先
15	熊本ものづくり産業等の創造的復興に対する優遇制度の創設	経産省
16	被災企業に対する販路開拓や復興支援及び消費喚起に係る国庫補助制度の創設	
17	地震発生により必要になった単独費に対する財政支援	国交省
18	甚大な宅地被害の早期復旧や危険地域からの移転促進のための制度拡充及び新制度の創設	
19	熊本城の早期復旧に向けた支援	
20	地域公共交通の早期復旧に向けた支援	
21	阿蘇くまもと空港ターミナルビル復旧への支援 ※県単独要望	環境省
22	廃棄物処理施設災害復旧費及び災害廃棄物処理事業費についての国庫補助率嵩上げ等	
23	自然公園施設（阿蘇くじゅう国立公園）の災害復旧費についての国庫補助制度の創設等 ※県単独要望	
24	本格復興に対応した農水産基盤及び営農再開に向けた支援	農水省 ※市単独要望

④平成28年7月21日 実施主体：熊本市

No.	要望項目	要望先
1	学校施設等の復旧について	文科省
2	熊本城の復旧について	
3	熊本市民病院の再建について	厚労省
4	廃棄物の処理に関する支援について	環境省

⑤平成28年7月22日

実施主体：熊本連携中枢都市圏構成市町村

No.	要望項目	要望先
1	災害救助法の対象の拡大及び生活再建支援制度の拡充等	内閣府
2	公共施設の早期復旧支援等	総務省・文科省・厚労省
3	被災した文化財の災害復旧	文科省
4	地域雇用に対する支援	厚労省
5	本格復興に対応した農林水産基盤及び農業共同利用施設の早期復旧並びに営農再開に向けた支援	農水省
6	公共土木施設等の早期復旧及び宅地被害復旧に係る支援等	国交省

⑥平成28年10月27日、28日

実施主体：熊本県・県議会・熊本市・市議会

No.	要望項目	要望先
1	中長期の財源確保に向けた地方負担最小化のための特別な財政措置	各府省庁
2	国税・地方税の各種特例措置の創設	内閣府・総務省・財務省・厚労省・農水省・経産省・国交省
3	被災者生活再建支援制度の拡充等	内閣府
4	熊本地震デジタルアーカイブ構築に係る財政支援制度の創設 ※県単独要望	内閣府・総務省・文科省
5	学校施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の拡充	文科省
6	心のケア・学力保障・就学などに係る支援体制の充実	
7	熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧・復興等	
8	医療・福祉提供体制の立て直しのための財源措置等	厚労省・内閣府
9	農林水産業の復旧・復興に向けた予算措置等	農水省
10	復興のための企業立地・投資促進パッケージの創設 ※県単独要望	経産省
11	被災企業に対する復興支援及び販路開拓に係る国庫補助制度の充実	
12	被災地の新たなまちづくりに向けた支援制度の創設等	内閣府・文科省・厚労省・農水省・国交省
13	住宅（宅地）再建及び被災地の復興のために必要な事業の予算確保及び制度拡充等	国交省
14	被災地の迅速な復旧・復興に必要なとなるインフラ整備等	国交省・総務省
15	公共交通等の復旧・復興に向けた支援	国交省
16	観光地復興のための支援 ※県単独要望	国交省・外務省
17	被災ペットの譲渡推進支援 ※県単独要望	環境省
18	警察活動費についての国庫補助金の予算確保 ※県単独要望	警察庁

⑦平成28年11月2日 実施主体：熊本市

No.	要望項目	要望先
1	熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政支援	財務省
2	社会福祉施設等の復旧に係る支援について	厚労省
3	医療給付費負担増等に伴う財政支援について	
4	グループ補助金の継続実施及び対象者の拡大について	経産省
5	製造業をはじめとした誘致企業や地場企業への多様な支援について	
6	児童生徒の心のケアについて	文科省
7	学校施設等の復旧について	
8	公立社会教育施設復旧に向けた財政支援	
9	熊本城をはじめとする文化財（未指定含む）の復旧に対する財政的及び人的支援について	
10	宅地再建のための制度拡充、並びに予算確保等	
11	災害に強い都市基盤の整備促進に必要な予算の確保等	国交省
12	復興まちづくりに必要な予算の確保	
13	単独費に対する財政支援等	

⑧平成28年11月16日、18日 実施主体：熊本市

No.	要望項目	要望先
1	児童生徒の心のケアについて	文科省
2	学力保障・就学に係る支援体制の充実について	
3	学校施設等の復旧について	
4	公立社会教育施設復旧に向けた財政支援	
5	熊本城をはじめとする文化財（未指定含む）の復旧に対する財政的及び人的支援について	厚労省
6	社会福祉施設等の復旧に係る支援について	
7	医療給付費負担増等に伴う財政支援について	
8	宅地再建のための制度拡充、並びに予算確保等	国交省
9	災害に強い都市基盤の整備促進に必要な予算の確保等	
10	白川の治水安全度向上に向けた取り組み	
11	復興まちづくりに必要な予算の確保	
12	単独費に対する財政支援等	

⑨平成28年11月30日 ※「チームくまもと」に対する要望
実施主体：熊本市

No.	要望項目	関連省庁等
1	被災者生活再建支援制度の拡充	内閣府
2	災害援護資金の無利子化	
3	グラウンド等の現状復旧費用の災害救助法対象化	内閣府・県
4	救助事務費の求償上限撤廃等	
5	震災に伴う時間外手当等及び中長期職員派遣への財政支援	内閣府・総務省・県
6	消防庁舎等の改修（修繕）費用についての財政措置	総務省
7	下水道施設災害復旧費に係る地方財政措置の拡充	
8	軌道事業の災害復旧における繰出基準の特例措置	文科省
9	児童生徒の心のケアについて	
10	教育環境の改善について	
11	熊本城の復旧・復興に向けた財政的及び人的支援の継続	文科省・総務省
12	文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政的支援	
13	熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業	厚労省
14	水道施設の災害対策の推進及び健全財政のための財政措置の拡充	
15	水産多面的機能発揮対策事業の国交付金のみによる事業実施と事業期間の延長	農水省
16	グループ補助金等の継続実施及び対象者の拡大	経産省
17	製造業をはじめとした誘致企業や地場企業への多様な支援	
18	商店街が実施する賑わい創出のための事業の促進	

No.	要望項目	関連省庁等
19	下水道事業における市町村合併支援措置の延伸	国交省
20	熊本城の復旧・復興に向けた、財政的及び技術的支援の継続	
21	桜町地区第一種市街地再開発事業等に必要予算の確保	
22	熊本駅白川口駅前広場整備に必要な予算の確保	
23	熊本北バイパスの4車線化、植木バイパス(3工区)及び九州横断自動車道延岡線の早期完成	
24	植木バイパス(1工区)、中九州横断道路、熊本環状連絡道路及び有明海沿岸道路の早期事業化	
25	熊本西環状道路の整備に必要な予算の確保	
26	北熊本スマートIC(仮称)のアクセス道路整備等の補助事業化及び必要予算の確保	
27	白川の治水安全度向上(土砂対策、白川整備、立野ダム)	
28	災害に強い道路ネットワーク整備に必要な社会資本整備総合交付金等による支援拡大	
29	地震に伴う緊急点検費、補助採択に至らない災害復旧費等に対する財政支援	
30	熊本港における耐震強化岸壁の早期事業着手	
31	道路台帳基準点の補正に対する財政支援	
32	公営住宅等の災害復旧に係る対象事業の拡大及び国庫負担率の嵩上げ	
33	軌道関連施設の災害復旧に係る補助要件の緩和等	
34	「九州ふっこう割」の継続	

No.	要望項目	要望先
6	児童生徒の心のケアについて	文科省
7	教育環境の改善について	
8	熊本城の復旧・復興に向けた財政的及び人的支援の継続	
9	文化財(未指定を含む)の復旧に対する財政的支援	文科省・総務省
10	熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業	厚労省
11	水道施設の災害対策推進及び健全財政のための財政措置の拡充	
12	(子ども医療費事業への財政措置等について) ※震災外	
13	グループ補助金等の継続実施及び対象者の拡大	経産省
14	製造業をはじめとした誘致企業や地場企業への多様な支援	
15	商店街が実施する賑わい創出のための事業の促進	
16	宅地再建に必要な制度拡充等	国交省・総務省
17	熊本城の復旧・復興に向けた財政的及び技術的支援の継続	国交省
18	桜町地区第一種市街地再開発事業等に必要予算の確保	
19	熊本駅周辺地区における駅前広場整備に必要な予算の確保	
20	熊本都市圏の骨格道路網の早期整備について	
21	白川改修事業及び立野ダム建設事業の促進	
22	下水道事業における市町村合併支援措置の延伸	
23	(循環型社会形成推進交付金予算の確保及び制度拡充) ※震災外	環境省

※財務省に対しては、他省への要望書も参考として提出

2. 熊本連携中枢都市圏との連携

震災前、本市は、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう圏域の中心的役割を担う連携中枢都市が近隣市町村と連携して、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能の向上」の3つの取組を実施し、人々が集まる魅力的な圏域を形成する「連携中枢都市圏構想」を計画的に推進するため、平成28年3月30日に近隣の16市町村と熊本連携中枢都市圏連携協約を締結したばかりであった。

⑩平成28年12月1日、2日 実施主体：熊本市

No.	要望項目	要望先
1	地方負担最小化のための継続的な財政支援	財務省
2	被災者生活再建支援制度の拡充	内閣府
3	災害援護資金の無利子化	
4	被災地消防本部の復旧支援	総務省
5	下水道施設災害復旧費に係る地方財政措置の拡充	

熊本地震発災後、熊本連携中枢都市圏の構成市町村は甚大な被害を被っており、災害復興、被災者の生活再建支援、地域の生活基盤を速やかに回復していくには、国の支援なしに、一自治体のみでの復旧・復興は大変困難な状況であった。そこで、平成28年7月22日、国に対して、熊本連携中枢都市圏の構成市町村が一丸となって、一日も早い復旧・復興に向けた支援措置に係る要望活動を実施した。

また、地震による甚大な被害のため、連携事業実施に当たっては、連携市町村の状況を把握する必要があり、平成28年8月に連携市町村を訪問、さらに、平成28年9月に連携市町村の担当部署に対する連携事業の実施可能性について調査を実施した。

さらには、平成28年11月、12月の2回にわたり、熊本連携中枢都市圏幹事会を開催し、今後の事業実施について協議した。また、平成29年1月に各首長が出席する連絡会を開催し、今年度の事業および来年度の事業実施の方向性について了承するとともに、地震により、一部実施困難になった連携事業については、災害対応の状況を見ながら、平成28年度中に可能な限り実施し、次年度も引き続き実施することとした。

今後も県や近隣市町村と連携を図り、連携中枢都市圏全体の復旧・復興につながる取組を進めていくことが必要である。